

『河東記』訳注稿(五)

赤井益久 岡田充博 澤崎久和

第七話 李敏求(卷一百五十七・定數十二)

【全文】

李敏求應進士舉。凡十有餘上。不得第。海內無家。終鮮兄弟姻屬。栖栖丐食。殆無生意。大和初。長安旅舍中。因暮夜。愁惋而坐。忽覺形魂相離。其身飄飄。如雲氣而遊。漸涉丘墟。荒野之外。山川草木。無異人間。但不知是何處。良久。望見一城壁。即趨就之。復見人物甚衆。呵呼往來。車馬繁鬧。俄有白衣人走來。拜敏求。敏求曰。爾非我舊傭保耶。其人曰。小人卽二郎十年前所使張岸也。是時隨從二郎涇州岸。不幸身先犬馬耳。又問曰。爾何所事。岸對曰。自到此來。便事柳十八郎。甚蒙驅

使。柳十八郎今見在太山府君判官。非常貴盛。每日判決繁多。造次不可得見。二郎豈不共柳十八郎是往來。今事須見他。岸請先入啓白。須臾。張岸復出。引敏求入大衙門。正北有大廳屋。丹楹粉壁。壯麗窮極。又過西廡下一橫門。門外多是著黃衫慘綠衫人。又見著緋紫端簡而偵立者。披白衫露髻而倚牆者。有被枷鎖。牽制於人而俟命者。有抱持文案。窺覷門中而將入者。如叢約數百人。敏求將入門。張岸揮手於其衆曰。官客來。其人一時俛首開路。俄然謁者揖敏求入見。著紫衣官人具公服。立於階下。敏求趨拜訖。仰視之。卽故柳澥秀才也。澥熟顧敏求。大驚。未合與足下相見。乃揖登席。綢繆敘話。不異平生。澥曰。幽顯殊途。今日吾人此來。大是非意事。莫有所由妄相追攝否。僕幸居此處。當爲吾人理之。敏求曰。所以至此者。非有人呼也。澥沉

吟良久曰。此固有定分。然宜速返。敏求曰。受生苦窮薄。故人當要路。不能相發揮乎。澥曰。假使公在世間作官職。豈可將他公事。從其私欲乎。苟有此圖。謫罰無容逃遁矣。然要知祿命。乍（乍原作非。據明鈔本改。）可施力。因命左右一黃衫吏曰。引二郎至曹司。略示三數年行止之事。敏求即隨吏却出。過大廳東。別入一院。院有四合大屋。約六七間。窗戶盡啓。滿屋唯是大書架。置黃白紙書簿。各題籤牒。行列不知紀極。其吏止於一架。抽出一卷文。以（以原作似。據明鈔本改。）手葉却數十紙。即反卷十餘行。命敏求讀之。其文曰。李敏求至大和二年罷舉。其年五月。得錢二百四十貫。側注朱字。其錢以伊宰賣莊錢充。又至三年得官。食祿張平子。讀至此。吏復掩之。敏求懇請見其餘。吏固不許。即被引出。又過一門。門扇斜開。敏求傾首窺之。見四合大屋。屋內盡有牀榻。上各有銅印數百顆。雜以赤斑蛇。大小數百餘。更無他物。敏求問吏。用此何爲。吏笑而不答。遂却至柳判官處。柳謂敏求曰。非故人莫能致此。更欲奉留。恐誤足下歸計。握手敘別。又謂敏求曰。此間甚難得揚州氈帽子。他日請致一枚。即顧謂張岸。可將一兩箇了事手力。兼所乘鞍馬。送二郎歸。不得妄引經過。恐動他生人。敏求出至府署外。即乘所借馬。馬疾如風。二人引頭。張岸控轡。須臾到一處。天地漆黑。張岸曰。二郎珍重。似被推落大坑中。即如夢覺。于時向曙。身乃在昨宵愁坐之所。敏求從此遂不復有舉心。後數月。窮飢益不

堪。敏求數年前。曾被伊慎諸子求爲妹壻。時方以修進爲己任。不然納之。至是有人復語敏求。敏求即欣然欲之。不旬。遂成姻娶。伊氏有五女。其四皆已適人。敏求妻其小者。其兄宰。方貨城南一庄。得錢一千貫。悉將分給五妹爲資裝。敏求既成婚。即時領二百千。其姊四人曰。某娘最小。李郎又貧。盍各率十千以助焉。由是敏求獲錢二百四十貫無差矣。敏求先有別色身名。久不得調。其年。乃用此錢參選。三年春。授鄧州向城尉。任官數月。間步縣城外。壞垣藜莽之中。見一古碑。文字磨滅不可識。敏求偶令滌去苔蘚。細辨其題篆。云晉張衡碑。因悟食祿張平子。何其昭昭歟。出河東記

又一說。李敏求暴卒。見二黃衣人追去。至大府署。求窺之。見馬植在內。披一短褐。於地鋪坐吃飯。四隅盡是文書架。馬公早登科名。與敏求情善。遽入曰。公安得在此。馬公驚甚。且不欲與之相見。迴面向壁。敏求曰。必無事。乃坐從容。敏求曰。此主何事。曰。人所得錢物。遂歲支足。敏求曰。今既得見。乃是天意。切要知一年所得如何。馬公乃爲檢一大葉子簿。黃紙簽標。書曰。盧弘宣年支二千貫。開數幅。至敏求。以朱書曰。年支三百貫。以伊宰賣宅錢充。敏求曰。某乙之錢簿已多矣。幸逢君子。竊欲僥求。馬公曰。三二十千即可。多即不得。以筆注之曰。更三十千。以某甲等四人錢充。復見老姥年六十餘。乃敏求姨氏之乳母。家在江淮。見敏求喜曰。某亦得廻。知郎君與判官

故舊。必爲李孀看年支。敏求嬰兒時。爲李乳養。不得已却入。具言於馬公。令左右曰。速檢來。大帖文書曰。阿李年支七百。敏求趨出。見老孀告知。嗟怨垂淚。使者促李公去。行數十里。却至壕城。見一坑深黑。使者自後推之。遂覺。妻子家人。圍繞啼泣。云卒已兩日。少頃方言。乃索紙筆細紀。敏求即伊慎之壻也。妻兄伊宰爲軍使。賣伊公宅。得錢二百千。至歲盡。望可益三十千。亦無望焉。偶於街中。遇親丈人赴選。自江南至。相見大喜。邀食。與鄉里三人。皆以敏求情厚者。同贈錢三十千。一如簿中之數。盧弘宣在城。有人知者。爲盧公話之。盧公計其俸祿。並知留後使所得錢。畢二千貫無餘。李孀已流落。不在姨母之家。乞食於路。七百之數。故當筭歛。方可致焉。出逸吏

【原文】 1

李敏求應進士舉、凡十有餘上、不得第。海內無家、終鮮兄弟姻屬、栖栖丐食、殆無生意。大①和初、長安旅舍中、因暮夜、愁惋而坐。忽覺形魂相離、其身飄飄、如雲氣而遊。漸涉丘墟、荒野之外、山川草木、無異人間、但不知是何處。良久、望見一城壁、即趨就之。復見人物甚衆、呵呼往來、車馬繁鬧。俄有白衣人走來、拜敏求。敏求曰、爾非我舊傭保耶。其人曰、小人即二郎十年前所使張岸也。是時隨從二郎涇州、岸不幸身先犬馬耳。又問曰、爾何所事。岸對曰、自到此來、便事柳十八郎、甚蒙驅

使。柳十八郎今見在太山府君判官、非常貴盛、每日判決繁多、造次不可得見。二郎豈不共柳十八郎是往來。今事須見他、岸請先入啓白。須臾、張岸復出、引敏求入大衙門。正北有大廳屋、丹楹粉壁、壯麗窮極。又過西廡下一橫門、門外多是著黃衫慘綠衫人。又見著緋紫端簡而偵立者、披白衫露髻而倚牆者、有被枷鎖、牽制於人而俟命者、有抱持文案、窺覷門中而將入者。如叢約數百人。敏求將入門、張岸揮手於其衆曰、官客來。其人一時俛首開路。俄然謁者揖敏求入見。著紫衣官人具公服、立於階下。敏求趨拜訖、仰視之、即故柳澥秀才也。

【訓読】 1

李敏求進士の舉に應ずること、凡そ十有余たび上るも、第するを得ず。海内に家無く、終に兄弟姻屬鮮なく、栖栖として丐食し、殆ど生意無し。大和の初、長安の旅舍中、暮夜に因り、愁惋して坐す。忽ち形魂の相離れ、其の身飄飄として雲氣の如くにして遊するを覺ゆ。漸く丘墟、荒野の外、山川草木に渉るに、人間と異なる無し、但だ是れ何れの処なるかを知らず。良や久しくして、一城壁を望見すれば、即ち趨りて之に就く。復た人物甚だ衆く、呵呼往來し、車馬の繁鬧なるを見る。俄かに白衣の人の走り來たりて、敏求に拝する有り。敏求曰く、「爾は我が旧傭保に非ずや」と。其の人曰く、「小人は即ち二郎の十年前使ひし所の張岸なり。是の時二郎に涇州に随従し、岸は

不幸にして身は犬馬に先だつるのみ」と。又問ひて曰く、「爾なんぢ何れの所にか事つかふる」と。岸対へて曰く、「此こゝに到りし自り来このかた、便ち柳十八郎に事へ、甚だ驅使を蒙る。柳十八郎は今見に太山府君の判官に在り、非常に貴盛にして、毎日判決繁多なれば、造次も見ゆるを得るべからず。二郎豈に柳十八郎と共に是れ往來せざらんや。今事すべ須からく他かれに見ゆべし。岸請ふ先に入りて啓白せん」と。須臾にして、張岸復た出で、敏求を引きて大衙門だいごもんに入らしむ。正北に大庁屋の、丹楹粉壁たんえいふんぺい、壯麗窮極なる有り。又西廡下の一横門を過ぐ、門外多くは是れ黄衫慘緑の衫を著けし人なり。又緋紫を著け簡を端して偵立する者、白衫を披きて髻を露はし牆に倚る者、枷鎖かさせらるる有りて、人に牽制されて命を俟まつ者、文案を抱持する有りて、門中を窺きしよして将に入らんとする者を見る。叢の如く約數百人なり。敏求將に門に入らんとし、張岸手を其の衆に揮ひて曰く、「官客来たれり」と。其の人一時に首を俛ふし路を開く。俄然として謁者敏求に揖して入りて見えしむ。紫衣を著けし官人公服を具し、階下に立つ。敏求趨り拜し訖をりて、之を仰視すれば、即ち故柳澥秀才なり。

【訳】 1

李敏求は、進士科の試験に十数回推挙されたが、合格することができなかつた。天下に家もなく、頼るべき親類もなかつた。せわしくその日暮らしをするなかで、まったく生気を欠いてい

た。大和の初年、長安の宿舍で夜半気が塞ぎため息をつき座つてみると、急に肉体と魂とが離れ、雲気となつて風に舞う心地がした。しだいに丘を超えて荒野の外、山川草木を越えていくと、この世と変わるところがなかったが、どこであるかは分からなかつた。しばらくすると、城壁が見えたので、そこに近づいていった。そこでは多くの人々が大声を立てながら行き来し、車馬が騒がしく行き交うさまを目にした。するとすぐに白衣を着た人物で、歩み寄つて敏求に挨拶する者がいた。敏求は、「前は以前私の所で働いていた者ではないか」と言った。その人は、「それがしは二郎様に十年前にお使い頂いた張岸です。その折り二郎様に随行して涇州に参りましたが、私は不幸にも病を得て死んでしまいました」と言う。敏求は、さらに「いまはどなたにお仕えしているのか」と尋ねた。張岸は、答えて言うには、「この地にやつて参りましたから、柳十八郎様のご愛顧を承けております。柳十八郎様は現在太山府君のもとで判官として威勢を誇り、毎日判決を下すのに忙しく、わずかの時間さえお目にかかることもありません。しかし、二郎様は柳十八郎様と行き来して交際があたりだつたではありませんか。今、お会いなさるべきです。願わくはそれがしが先にまいりまして柳様に申し上げたいと存じます」と。しばらくすると、張岸が再び出てきて、敏求を大衙門より中へ案内した。真北には、朱色

の柱に白壁の大きな役所が偉容を誇っていた。さらに西側のひさしの横門を過ぎると、門外には黄色や浅緑色の上衣を着た人がいた。赤紫の衣服に簡(笏)をささげ持ち、辺りの様子を窺いながら立つている者、白色の上着をはおり頭巾をつけずに鬚を露出し垣根に凭りかかっている者、首かせをはめられ鎖につながれ、人に引かれ命令の下るのを待っている者、訴状を抱きかかえ、門中をうかがいながら今にも入ろうとする者などを目にした。およそ数百人ほどいた。敏求が門に入ろうとする際、張岸はその人々を制するように手を振り、「お役人さまの客人のご到来である」と叫んだ。すると人々は一斉に頭を下げ道を空けた。すぐに仲介の役人が敏求に挨拶し、中に入って謁見するよう勧めた。紫の上着の役人が階下に立つており、敏求が小走りに前に進み押しおわつて、その人を仰ぎ見ると、物故した柳懈秀才その人であった。

【校記】

①「大」、四庫本は「太」に作る。会校本・伝奇輯校本(以下、李劍国輯校『唐五代伝奇集』中華書局、二〇一五年を「伝奇輯校本」と略す)には言及なし。

【注】 1

○李敏求 正史に伝はない。本話の節略が『説郛』巻七二に載る。それには「京兆尹。趙郡」とある。『説郛』の記事は、唐・鍾輅『前定録』に依拠し、『陝西通志』巻二二には「京兆尹」

として李敏求を挙げている。また『太平広記』には「又一説」として別話を「出逸史」として引いている。『前定録』の他、明・胡我琨『錢通』にも本話が収められている。【参考】を参照されたい。

○凡十餘上 およそ十余たび上京する。科挙の受験は、府や州の推挙を受け「郷貢進士」として上京して受験する。その推挙を十余たび受けたことを指して言う。

○海内無家 天下に住む家を持たない。定住すべき家を持たない。『太平広記』には、巻三四三・鬼二八「寶玉」に「曰、家在何郡、曰、海内無家(曰く、「家は何れの郡に在る」と、曰く、「海内に家無し」と)」「(出典は唐・牛僧孺『玄怪録』)とあり、『全唐詩』には、唐・張僊「辭房相公」に「辭君且作隨陽鳥、海内無家何處歸(君を辞し且かりそめに隨陽鳥と作るも、海内に家無く何れの処にか帰らん)」「(巻二五八)とある。

○姻屬 みうち。親戚。「姻家」「姻族」と同じ。

○栖栖 「棲棲」と同じ。あくせくするさま。せわしく落ち着かぬさま。後漢・班固「答賓戲」に「棲棲遑遑(棲棲として遑たり)」「(『文選』巻四五)とあり、李善の注に「不安居之意(安居せざるの意なり)」とある。『太平広記』には、本話を含めて三例ある。巻三三五・交友「孫伯翳」に「伯翳曰、人生百年、有如風燭、宜怡神養性、琴酒寄情。安能棲棲役曳若此。嵇

康所不堪、予亦未能也（伯翳曰く、「人生百年、風燭の如き有り、宜しく神を怡よろこばせ性を養ひ、琴酒に情を寄すべし。安くんぞ能く棲棲として役に曳ひかるること此くの若き。嵇康も堪へざる所、予も亦た未だ能くせざるなり」と）とある（出典は北齊・楊松玠『談藪』）。

○**丐食** 食べ物を乞い求める。「乞食」と同じ。「丐」は、「囚」の俗字。「乞食」の用例は古く、「丐食」は唐代頃より使用されだしたようである。『史記』卷三九・晋世家には、「飢而從野人乞食、野人盛土器中進之。重耳怒（飢多て野人に從ひ食を乞ふ、野人土器中に盛り之を進む。重耳怒る）」とあり、『北齊書』卷八・帝紀には、「帝自弊衣爲乞食、兒又爲窮兒、之市躬自交易（帝自ら弊衣して乞食と爲り、兒も又窮兒と爲り、市に之きて躬みづか自ら交易す）」とある。『太平広記』には、乞食は四四例あり、「丐食」は六例ある。卷四九九・雜錄七「李德權」に「後敬瑄敗、爲官所捕、乃脱身遁於復州、衣衫百結、丐食道途（後敬瑄敗れ、官の捕ふる所と爲るも、乃ち身を脱し復州に遁る、衣衫百結し、道途に丐食す）」（出典は唐・尉遲枢『南楚新聞』）など。

○**殆無** 無いに等しい。「略無……」「曾無（不）……」「都無（不）……」「了無……」と同型で、「殆」は否定を強調する副詞。『太平広記』には、六例ある。二例を挙げる。卷一七七・

器量二「葛周」に、「時與敵決戰、交鋒數日、敵軍堅陣不動。日暮、軍士飢渴、殆無人色（時に敵と決戦し、鋒を交ふること數日、敵軍堅陣にして動かず。日暮れ、軍士飢渴し、殆ど人色無し）」（出典は五代・王仁裕『玉堂閑話』）とある。また、卷四四四・畜獸一一「陳岩」に、「婦人忽發怒、毀岩之衣襟佩帶、殆無完縷（婦人忽ち怒りを發し、岩の衣襟佩帶を毀ち、殆ど完縷無し）」（出典は唐・張誥『宣室志』）とある。

○**生意** 生命力。生氣。『太平広記』には、他に一例を見る。卷三二三・神二三「趙瑜」には、「對曰、瑜應鄉薦、累舉不第、退無歸耕之資。湮厄貧病、無復生意、故祈死耳（對へて曰く、「瑜郷薦に應じ、挙を累かさぬるも第せず、退くも歸耕の資無し。湮厄貧病、復た生意無し、故に死を祈るのみ」と）」（出典は五代・徐鉉『稽神録』）とある。

○**大和初年** 大和年間は、唐の文宗治下、西曆八二七〜八三五年。「大和」の表記も行われるが、「大和」が正しい。

○**旅舍** 宿屋。旅館。『太平広記』には、常見の語である。

○**愁惋** 愁い悲しむ。『太平広記』には、他に例を見ない。『法苑珠林』卷五五・破邪篇第六二・引証部二に「是時滿財長者在高樓上、煩冤愁惋（是の時滿財長者高樓の上に在り、煩冤愁惋す）」とある。唐・慧琳『一切経音義』卷五二に「愁惋 鳥喚反、字略云、惋歎驚異也（愁惋 鳥喚の反、字略に云ふ、惋と

は歎き驚異することなり」『大正新脩大藏經』第五四卷・六五三頁下段）とある。

○**形魂** 肉体と魂。「形」は形質（肉体）。『太平広記』には他に例を見ない。

○**飄飄** 風に舞うさま。漂うさま。

○**雲氣** 雲のように空中に漂う気。また、雲を言う。ここでは肉体を出た魂が気となって空中を飛遊する。『太平広記』においても、常見の語である。

○**丘墟** 丘。「丘墟」と同じ。

○**呵呼往來** 大声で呼び叫びながら行き来する。

○**繁鬧** 殷賑なさま。『太平広記』には、他に一例。卷二五八・

嗤鄙一「袁琰」に、「周考功令史袁琰、國忌、衆人聚會、充録事勾當、遂判曰、曹司繁鬧、無時暫閒。不因國忌之辰、無以展其歡笑。合座嗤之。（周の考功令史袁琰、國忌に、衆人聚會す。録事勾當に充つ、遂に判じて曰く、「曹司繁鬧にして、時として暫閑無し。國忌の辰に因らざれば、以て其の歡笑を展ぶる無し」と。合座之を嗤ふ）」とある（出典は唐・張鷟『朝野僉載』）。

○**白衣** 「白衣」は、神や神仙が身にまとう衣服。『太平広記』では、神仙部（卷一〜五五）、神部（卷二九一〜三二五）に神仙の衣装として散見されるのをはじめ、鬼部（三二六〜三五五）では、死者や冥界の住人が、しばしば白衣で登場する。『河東

記』では、第二一話「盧佩」（卷二〇六・神一六）に主人公盧佩と結婚する「白衣婦人」が見える。当該注を参照されたい。また、陶淵明が重陽の節句に酒がない折りに、酒を届けたのも白衣の人であったという伝説が知られている（この伝説の出典は『芸文類聚』卷四・歳時中・九月九日所引『統晋陽秋』）。

○**旧傭保** 昔雇っていた使用人。また、傭保は「庸保」（雇用人）とも言う。保証人を立てて雇われること。『史記』卷八六・刺客列伝・荊軻伝に「高漸離變名姓、爲人庸保（高漸離名姓を変へて、人に庸保せらる）」とあり、索隱には「案謂庸作酒家、言可保信故云庸保（案ずるに庸はれて酒家を作すを謂ひ、言ふところは保信すべき故に庸保と云ふ）」とある。また、『漢書』卷五七・司馬相如伝には、「相如身自著犢鼻褌、與庸保雜作（相如身は自ら犢鼻褌を著け、庸保と雜作す）」とあり、顔師古の注には、「庸、即謂賃作者、保、謂庸之可信任者也（庸とは、即ち賃作する者を謂ひ、保とは、庸の信任すべき者を謂ふなり）」とある。

○**小人** それがし。自己の謙称。『河東記』には第八話「獨孤遐叔」（卷一八一・夢六・夢遊上）にある。

○**二郎** 李敏求の排行。『說郛』卷七二の「李敏求」には「三十二郎」とある。

○**張岸** 人名。李敏求が雇用していた使用人。『唐五代五十二

種筆記小説人名索引』(方積六・吳冬秀編撰、中華書局、一九九二)によれば、「李敏求」に出るだけである。

○涇州 州の名。現在の甘肅省涇川県。唐代は関内道に属した。唐・李吉甫『元和郡県志』卷三、関内道の記事によれば、涇州は春秋時代に秦に属し、始皇帝は三十六郡に分け、漢代には北地郡と安定郡とに分けた。北魏の時代に涇州とし、隋の大業三年に安定郡と改め、のち更に涇州に復したと言う。清・顧祖禹『説史方輿紀要』卷五八・陝西八・平涼府に「涇州、春秋時代秦地、始皇時屬北地郡、漢屬安定郡、後漢因之、魏晉亦曰安定郡、後魏改置涇州、取涇水爲名(涇州、春秋時代の秦の地なり、始皇の時北地郡に属し、漢に安定郡に属し、後漢之に因り、魏晉も亦た安定郡と曰ひ、後魏改めて涇州を置く、涇水を取りて名と爲す)」とある。涇水は南北に二源あり、北源は甘肅省因原県南方の牛営、南源は化平県西南の大関山。合流して渭水に注ぐ。一名、涇河。

○先犬馬 早死にする。揚雄の「劇秦美新」に「恐一旦先犬馬填溝壑(一旦犬馬に先だちて溝壑に填めらるるを恐る)」(『文選』卷四八)とある。『列女伝』卷四・貞順伝「梁寡高行」には、「妾夫不幸早死。先犬馬填溝壑。妾宜以身薦其棺槨、守養其幼孤(妾が夫不幸にして早く死す。犬馬に先だちて溝壑に填めらる。妾宜しく身を以て其の棺槨に薦め、其の幼孤を守り養

ふべし)」とある。犬や馬は短命であるからこのように言う。『太平広記』には、他に用例がない。

○柳十八郎 後に出てくる「柳漣」。十八は排行。

○蒙驅使 愛顧を蒙る。「驅使」は『太平広記』には散見する語である。

○見在 現にある。『太平広記』に数多く見られる。

○事須 ……すべきである。……しなければならぬ。『唐五代語言詞典』(劉堅・江藍生主編、上海教育出版社、一九九七年)には、現代中国語の「应当」「必須」に相当すると指摘する。『敦煌變文集』卷二「韓擒虎話本」に「若也已後爲君、事須再興佛法(若も也た已後君が爲に、事須らく仏法を再興すべし)」、また同書卷六「目連緣起」に「吾今賜汝威光、一事須取(吾今汝に威光を賜ふ、一事須らく記取すべし)」とある。南宋・陸游『劍南詩稿』卷一九「小雨」に「事須求暫假、宜睡稱燒香(事須らく暫假を求むべし、宜しく睡りて燒香を稱ぐべし)」とあり、自注には「事須二字、蓋唐人公移中語也(事須の二字、蓋し唐人の公移(公用文書)中の語なり)」とある。『太平広記』卷三六四・妖怪六「僧智圓」には、「慈悲何在耶、今事須去(慈悲何くに在りや、今事須らく去るべし)」(出典は唐・段成式『酉陽雜俎』の用例がある。「事須」の訓読については、入矢義高監修・古賀英彦編著『禪語辞典』(思文閣出版、

一九九一年)に「**事須**」へ事須らく……べし」^{ナベシ}「事」は強意の接頭辞。意は「須」に同じ。「是須」とも書く。類語に「事当」「是必」(二八二頁)とし、塩見邦彦『唐詩口語の研究』(中国書店、一九九五年)に「事須」の「事」は強めの接頭辞であり、前項の「是必・事必」と同じである。従来「事須らく」と読んでいるが、一字で「すべからく……べし」と読むのがよい。「事」は「須」を強調しているにすぎないからである。唐詩では九例ほど検索できる……(一四五頁)とある。なお、『敦煌変文字義通釈 増補定本』(蔣礼鴻、上海古籍出版社、一九九七年)では「事須 土須 事必 是須 是必」(四六三頁)で立項してある。

○**太山** 山東省にある泰山を言う。泰山は、死者の霊魂の帰る場所と考えられた。五岳の一つ。漢の武帝が即位の儀式「封禪の儀」を行った神聖な山として位置する。なお、「五岳」については、『河東記』第二話「蕭洞玄」(巻四四・神仙四四)および第十四話「王錡」(巻二一〇・神二〇)に関連記事がある。

○**府君** 漢代では太守の尊称であったが、ここでは泰山府君に対する尊称。泰山は、いわゆる「泰山信仰」と呼ばれる、死者の魂の集まる場所であったと考えられた。泰山府君は、死者の生前の行いを斟酌して裁断する役割を与えられており、その性格は多分に仏教思想における地獄観の影響を受けている。従っ

てその形象は、閻羅王の元に仕える判官と重複する。詳細は、澤田瑞穂の『修訂地獄変』(平河出版社、一九九一年)所収、補編二「泰山信仰」を参照されたい。ここでは、死者の罪状を断罪し、蘇生(再生)させるか、地獄に墮とすかを判断する審判官である。後に出てくる帳簿は、人間世界での寿命いわゆる「定数」を記す「禄命簿」であろう。

○**判官** 唐令によれば節度使、觀察使、防禦使などのいわゆる使職の属官を言うが、ここでは泰山府君の書記役を指す。『太平広記』にあつては常見の語であるが、泰山府君の属官としての用例を若干挙げる。巻三二三・神三三「趙瑜」には「明經趙瑜、魯人、累擧不第、困厄甚。因游太山、祈死于嶽廟。將出門、忽有小吏自後至曰、判官召。隨之而去。奄至一廳事、簾中有人云、人所重者生、君何爲祈死(明經の趙瑜、魯の人なり、擧を累ぬるも第せず、困厄甚だし。太山に遊ぶに因りて、死を岳廟に祈る。將に門を出でんとして、忽ち小吏の後自り至る有りて曰く、「判官召されり」と。之に隨ひて去く。奄かに一庁事に至り、簾中に人有りて云ふ、「人の重んずる所の者は生なり、君何為れぞ死を祈る」と)。(出典は五代・徐鉉『稽神録』)とあり、巻三七七・再生三「韋廣濟」には「韋廣濟、上元中暴死。自言初見使持帖云、閻羅王追、己爲判官。己至門下、而未見王(韋廣濟、上元中暴かに死す。自ら言ふ初め使ひを持して、「閻

羅王追へり、己を判官と為す」と云ふを見る。己に門下に至るも、未だ王に見えず」（出典は唐・戴孚『広異記』）とある。

○**貴盛** 地位などが高く盛んなこと。常見の語である。『戦国策』巻五・秦策「君之祿位貴盛、私家之富過於三子（君の祿位貴盛にして、私家の富は三子を過ぐ）」とあり、『太平広記』には、十例ある。いま、二例を引く。巻三三七・奢侈二「又（芸輝堂）」に「載肅宗、代宗兩朝宰相、貴盛無比。廣葺亭臺、交游貴族（載は肅宗・代宗兩朝の宰相なり、貴盛比ぶもの無し。広く亭台を葺き、貴族と交游す）」（出典は唐・蘇鶚『杜陽編（杜陽雜編）』）とあり、卷三三六・鬼二「常夷」に「秀才謂曰、司命追君爲長史、吾亦預巡察、此職甚重、尤難其選、冥中貴盛無比。生人會當有死、縱復彊延數年、何以居此地。君當勿辭也（秀才謂ひて曰く、「司命君を追ひ長史と爲し、吾も亦た巡察を預かる、此の職甚だ重し、尤も其の選難し、冥中の貴盛比ぶもの無し。生人会^{かなら}ず当に死有るべし、縦ひ復た彊^しひて數年を延ばすも、何を以て此の地に居らん。君當に辭すること勿かれ」と）（出典は唐・戴孚『広異記』）とある。

○**判決** 是非曲直を分かち定める。『宋書』卷八四・孔覲伝に「雖醉日居多、而明曉政事、醒時判決、未嘗有壅。衆咸云、孔公一月二十九日醉、勝他人二十九日醒也（醉ふ日居多と雖も、而れども政事を明曉し、醒時の判決、未だ嘗て壅有らず。衆咸

な云ふ、「孔公一月二十九日醉へども、他人の二十九日の醒むるに勝れるなり」と）とある。

○**造次** かりそめの間。わずかな間。急遽の間。常見の語である。『太平広記』には、二十三例ある。卷一〇〇・釈証二「僧齊之」に「齊之諫寺主曰、出家之人、護身口意。戒律之制、造次不可違、而況集衆殺乎（齊之寺主を諫めて曰く、「出家の人、身口意を護る。戒律の制は、造次も違ふべからず、而るを況んや衆を集めて殺すをや」と）」（出典は唐・牛肅『紀聞』）とあるなど。

○**衙門** 役所の門。『太平広記』中にも、しばしば見える。

○**大廳屋** 中にホールを持つ役所。大きな庁屋という意味。「廳屋」は『太平広記』に他にも、卷一〇五・報応四・金剛經「張鎰」（出典は唐・段成式『西陽雜俎』）、卷二一四・画五「雜編」（出典は唐・盧言『盧氏雜說』）などに見える。

○**丹楹粉壁** 朱色の柱と白壁。建築物の壮麗さを表現する。『太平広記』には、類似表現に「朱柱粉壁」（卷九六・異僧一〇「迴向寺狂僧」、出典は唐・盧肇『逸史』）、「朱門粉壁」（卷三二六・鬼一一「崔羅什」、出典は唐・段成式『西陽雜俎』）がある。

○**横門** 正殿の横に位置する門。『太平広記』卷一三七・徵応

三・人臣休徵「李揆」に「唐代宗將臨軒送上計郡守、百僚外辦。御輦俯及殿之橫門、帝忽駐輦、召北省官謂曰……（唐の代宗將に軒に臨み上計郡守を送らんとするに、百僚外に辦そなふ。御輦俯して殿の橫門に及べば、帝忽ち輦を駐とどめ、北省の官を召して謂ひて曰く……）」とある（出典は『異苑』とあるが、南朝宋・劉敬叔の著作が唐代の逸事を載せる筈はない。唐・焦璐『窮神秘苑』は、誤って『稽神異苑』とも称されており、この略称あるいは両書を混同したのか。なお会校本の注は、唐・薛用弱『集異記』の可能性も考える）。

○**黄衫** 黄色い上着。黄色の衣服は、唐代小説中には、多く冥土よりの使者が現世に登場する際に身にまとう。『太平広記』には枚挙にいとまないが、有名なところでは「霍小玉傳」（卷四八七・雜伝記四）の黄衫の豪士の人物形象は、その冥界からの使者を基礎にしたものである。赤井「霍小玉伝校覈」〔中国古典研究〕32、一九八七年）参照。なお『河東記』には、第二七話「許琛」（卷三八四・再生一〇）、第二八話「崔紹」（卷三八五・再生一一）、第二九話「辛察」（卷三八五・再生一一）に例がある。

○**惨緑** 浅緑色。『漢語大詞典』は本話を典拠にする。『河東記』では第二八話「崔紹」〔『太平広記』卷二八五・再生一一〕に「行至半路、見四人。皆人身而魚首、著惨緑衫、把笏（行きて半路

に至り、四人を見る。皆人身にして魚首なり、惨緑の衫を著け、笏を把る）」とある。

○**簡** 笏のような形で、天子の命令などを書き付ける木の札。

○**偵立** 様子を窺いながら立つ。

○**白衫** 白い上着。

○**枷鎖** かせとくさり。罪人を拘束した刑具。死者は必ずしも罪人ではないが、現世での寿命が尽きれば、冥府からの使者がやって来て拘引して連れて行く。その様は、生殺与奪の権をもった強引さが認められ、生者の論理を越えたところがある。したがって、「生」の世界の人間にとって、「死」の世界からの拘引は拒否できぬ絶対性がある。

○**文案** 文章の草案。したがき。『河東記』では、第二七話「許琛」（卷三八四・再生一〇）に「某父兄弟、少小皆在使院、執行文案、實不業取鴉（某の父兄弟、少小にして皆使院に在り、文案を執行して、実に鴉を取るを業とせず）」とある。

○**如叢** 多いことの形容。『太平広記』に他に用例はない。

○**俛首** 頭を下げる。「俯首」と同じ。常見の語である。

○**紫衣** 紫色の衣服。身分の高い人物が着る衣服。『新唐書』卷二四・車服志には「袴褶之制、五品以上、細綾及羅爲之、六品以下、小綾爲之、三品以上紫、五品以上緋、七品以上緑、九品以上碧（袴褶の制、五品以上、細綾及び羅もて之を爲り、六

品以下、小綾もて之を為る、三品以上は紫、五品以上は緋、七品以上は緑、九品以上は碧なり」とある。唐代小説における衣服の色彩は、ある程度人物の身分や立場を象徴している。「青衣」は下働きの女性や婢、「黄衣」は冥界からの使者、「紫衣」は高官や貴人を表すことが多い。『太平広記』には頻出の語である。

○公服 官吏の制服。『太平広記』では卷二二八・報応二七「公孫綽」に「唐王屋主簿公孫綽、到官數月、暴疾而殞。未及葬、縣令獨在廳中、見公孫具公服、從門而入（唐の王屋の主簿公孫綽、官に到りて數月、暴かに疾みて殞す。未だ葬に及ばず、県令独り庁中に在り、公孫の公服を具して、門從り入るを見る）」とある（出典は唐・盧肇『逸史』）。

○柳澥 人名。詳細は不詳。文脈から李敏求とは以前からの知り合いであったことが分かる。正史に伝はない。『太平広記』卷三〇八・神一人に、「出河東記」として「柳澥」の条がある。

詳細は、その項目にゆずるが、概略は以下の通りである。若くして貧しかった柳澥は、広州節度使孔戣を頼り、厚遇を受ける。北に出向くように促され、二人の秀才と船を共にし、陽朔県南六十里に到着する。船中で賭け事をしてる折りに俄に席を離れ、手に触れた一物を見ると、名刺を投ずる者があり、船を止め岸辺である人物と会う。船中に戻った柳澥を見た二人は、様

子が違っていると思った。しばらく臥したかと思うと、柳澥は二人に告げて、「僕はすでに泰山の主簿を授かった。先に車や従者は皆迎えに来ており、すでに共に桂州に行くことを約束した」と言った。このことがあってからは、夜船が停泊するたびに、柳澥は足を前に放り出し、あれこれと指揮をする様子は、生者とは思えなかった。陽朔から三日の旅程に「五十灘」の難所があり、船頭はここを過ぎるのに腐心したが、柳澥を載せた船は一日でなんなく通り過ぎた。柳澥は、軍人の出で立ちをした紫の衣を着た人物が二人、手に鎚を持ち、百人ほどの兵を追い立て、水中で船を推し進めているのを目にした。柳澥は桂州に着くと、家への手紙を書き終わったかと思うと、亡くなった時に元和十四年八月であった。

柳澥が「李敏求」に泰山府君の判官として登場することと表裏の関係にある。この話は柳澥の泰山との奇縁を伝える話に過ぎないが、「李敏求」との呼応は注意されてよい。話の伝承、あるいは『河東記』編者の意図を窺える貴重な要素と言えよう。

○秀才 科挙受験者、または受験有資格者のこと。第一三話「柳澥」（卷三〇八・神一人）の項を参照されたい。

【原文】2

澥熟顧敏求、大驚。未合與足下相見。乃揖登席。綢繆敘話、

不異平生。澥曰、幽顯殊途、今日吾①人此來、大是非意事。莫有所由妄相追攝否。僕幸居此處、當爲吾②人理之。敏求曰、所以至此者、非有人呼也。澥沉吟良久曰、此固有定分、然宜速返。敏求曰、受生苦窮薄、故人當要路、不能相發揮乎。澥曰、假使公在世間作官職、豈可將他公事、從其私欲乎。苟有此圖、謫罰無容逃道矣。然要知祿命、乍③可施力。因命左右一黃衫吏曰、引二郎至曹司、略示三數年行止之事。敏求即隨吏却出。過大廳東、別入④一院。院有四合大屋、約六七間、窗戶盡啓。滿屋唯是大書架、置黃白紙書簿、各題籤牒、行列不知紀極。其吏止於一架、抽出一卷文、以⑤手葉却數十紙、即反卷十餘行、命敏求讀之。其文曰、李敏求至大⑥和二年罷舉。其年五月、得錢二百四十貫、側注朱字、其錢以伊宰賣莊錢充。又至三年得官、食祿張平子。讀至此、吏復掩之。敏求懇請見其餘、吏固不許。即被引出、又過一門、門扇斜開、敏求傾首窺之、見四合大屋、屋內盡有牀榻。上各有銅印數百顆、雜以赤斑蛇、大小數百餘、更無他物。敏求問吏、用此何爲。吏笑而不答。遂却至柳判官處。柳謂敏求曰、非故人莫能致此。更欲奉留、恐誤足下歸計⑦。握手敘別。又謂敏求曰、此間甚難得揚州氈帽子、他日請致一枚。即顧謂張岸、可將一兩箇了事手力、兼所乘鞍馬、送二郎歸。不得妄引經過、恐動他生人。敏求出至府署外、即乘所借馬。馬疾如風、二人引頭、張岸控轡。

【訓読】 2

澥敏求を熟顧みて、大いに驚き、「未だ合に足下と相ひ見ゆるべからず」と。乃ち揖して席に登らしめ、綢繆として話を叙ぶること、平生と異ならず。澥曰く、「幽顯途を殊にすれば、今日吾人此に来たるは、大いに是れ意ふ事に非ず。由る所有りて妄りに相ひ追摂すること莫きや否や。僕幸ひに此処に居れば、当に吾人の為に之を理むべし」と。敏求曰く、「此に至りし所以の者は、人の呼ぶこと有るに非ず」と。澥沈吟すること良久しくして曰く、「此れ固り定分有り、然らば宜しく速かに返るべし」と。敏求曰く、「生を受けて窮薄に苦しみ、故人要路に当たれば、相發揮する能はざらんや」と。澥曰く、「仮使し公世間に在りて官職と作れば、豈に他公の事を將つて、其の私欲に従ふべけんや。苟しくも此の図りごと有れば、謫罰せられて逃道するを容るる無からん。然れども祿命を知るを要めなば、乍可ろ力を施さん」と。因りて左右の一黄衫の吏に命じて曰く、「二郎を引きて曹司に至り、三數年の行止の事を略示せよ」と。敏求即ち吏に随ひて却き出づ。大庁の東を過ぎ、別に一院に入る。院に四合の大屋、約六七間の、窓戶尽く啓ける有り。滿屋唯だ是れ大書架なるのみ、黄白の紙書簿を置き、各おの籤牒を題し、行列は紀極を知らず。其の吏一架に止まり、一卷の文を抜き出し、手を以て葉數十紙を却し、即ち卷を反すこと十余

行、敏求に命じて之を讀ましむ。其の文に曰く、「李敏求は大和二年に至り挙罷む。其の年の五月、錢二百四十貫を得ん」と、側に朱字を注す、『其の錢伊宰の莊を売るの錢を以て充つ』と。又『三年に至り官を得ん、食祿は張平子ならん』と。讀みて此に至り、吏復た之を掩ふ。敏求其の余を見んことを懇請するも、吏固く許さず、即ち引き出だされ、又一門の、門扇斜開するを過ぎ、敏求傾首して之を窺へば、四合の大屋、屋内に尽く牀榻有るを見る。上に各おの銅印數百顆有り、雜ふるに赤斑の蛇、大小數百余を以てし、更に他物無し。敏求吏に問ふ、「此を用つて何をか為さん」と。吏笑ひて答へず。遂に却りて柳判官の処に至る。柳敏求に謂ひて曰く、「故人に非ずんば能く此を致すこと莫し。更に奉留せんと欲するも、足下の歸計を誤まらんことを恐る」と。握手して別れを叙ぶ。又敏求に謂ひて曰く、「此の間は甚だ揚州の氈帽子を得難し、他日一枚を致さんことを請ふ」と。即ち顧みて張岸に謂ふ、「一兩個の了事の手力、兼ねて乗る所の鞍馬を將つて、二郎の歸るを送るべし。妄りに引きて経過し、他の生人を恐動せしむるを得ざれ」と。敏求出でて府署の外に至り、即ち借りし所の馬に乗る。馬の疾きこと風の如く、二人は頭を引き、張岸は轡を控く。

【訳】 2

柳解はよくよく敏求を見ると大いに驚き、「まだ貴殿とここ

で会つてはいけないのだ」と言った。そこで、挨拶をして席を勧め、ねんごろに話をしたが、その様子は普段と変わらなかつた。柳解は言う、「そもそも幽明境を異にすれば、今日貴殿がここに來たことは、まったく予想だにしないことであり、まさか何かの誤りで貴殿を追い立てたのではあるまいな。幸いに私はここに勤めている身であるから、貴殿のために取りはからうことにしよう」と言った。敏求は、「私がここに参りましたのは、人に呼ばれてきたものではありません」と答えた。柳解はしばらく考えてから、「人間にはもとより自然と定められた運命があるのだから、一刻も早く立ち去るのがよからう」と言う。敏求はそれを聞き、「生まれてより貧賤困窮に苦しんできました、友人が要職にあるのだから、その役職上の権能をぜひ發揮してください」と願ひ出た。柳解は、「もし貴君が現世で役人であつたならば、別の件で、自分の私欲を満たすようなことができようか。そんなことをすれば、当然罰を受けて逃れることはできないに違いない。しかし、貴君が自身の将来の俸祿と運命を知りたいというのであれば、力になってあげられよう」と言う。そこで側近の黄色い衣服の使者に、「二郎殿を案内して役所に参り、三年内の出来事を大略知らせて差し上げろ」と命じた。そこで敏求は役人に従い、その場を辞した。本庁の東を過ぎて、中庭に入った。そこには四合造りの大きな建物があり、

間口は六七間で窓という窓がすべて開け放たれていた。建物のなかはすべて書棚であり、棚には黄色や白の帳簿が置かれ、すべてに題箋が付されており、その数は数え切れぬほどであった。役人は、その一つに足を止め、一巻の帳簿を抜き出し、手で数十枚を捲り返した。ある頁の十余行を遡ったところを敏求に読ませた。その文には、「李敏求は大和二年に科挙を受けるのを止める。その年の五月、錢二百四十貫を手に入れる」とあり、その傍らには朱色の墨で「この錢は伊宰が別荘を売った金を充てたもの」と注が施こされている。そして、また「三年になると官職を手に入れる。俸禄は張平子と同じ」とある。そこまで読むと役人は帳簿を閉じた。敏求はその先を読みたいと懇願したが、役人は許さず、敏求を建物から引き出した。さらに一門を通り過ぎると、扉が半開しており、敏求が首をかしげてのぞき込むと、大きな四合造りのそれぞれにベッドがあり、その上には銅印数百個と紅い斑の蛇が大小数百匹おり、その他は何も見えなかった。敏求は役人に尋ねた。「これを何に使うのですか」と。役人は笑って答えず、柳判官の所へ引き返した。柳は敏求に、「貴殿が友人でなければ、これらをお見せしなかった。もう少しお引き留めしたいが、貴殿の帰りを邪魔してもいけない」と言った。そして握手して別れを告げた。ふたたび敏求に、「ここでは揚州の氈帽子が手に入らない、後日一つを送ってく

れまいか」と言った。そこで張岸に告げて言った。「手練れの手下兩名と馬に乗り、二郎君を見送れ、むやみに引き回して、辺りの者を驚かすでないぞ」と。敏求は役所の外に出ると、与えられた馬に乗った。馬は疾風のように速く、手下兩名が先導し、張岸が轡を取った。

【校記】2

①「吾」、許本・四庫本は「故」に作る。会校本には言及なし。『欽定四庫全書考証』（卷七十二・子部）には、「刊本故訛吾今改」とあるが、伝奇輯校本が注一に指摘するように、「吾人」は「吾子」と同じく、友人に対して親しみをこめて用いられる二人称代名詞である。

②「吾」、許本・四庫本は「故」に作る。会校本には言及なし。

③「乍」、許本・黄本・四庫本、筆記本は、いずれも「非」に作る。底本は、注に「乍原作非。據明鈔本改」という。会校本は「乍」に作り、校記に「原作『非』、現據沈本改」という。

④「入」、会校本校記には「孫本、沈本作『有』」とある。

⑤「以」、許本・黄本・四庫本・筆記本は、いずれも「似」に作る。底本は、注に「以原作似。據明鈔本改」という。会校本は「以」に作り、校記に「原作『似』、現據沈本改」という。

⑥「大」、四庫本は「太」に作る。会校本・伝奇輯校本には言及なし。

⑦「計」、許本は「記」に作る。会校本・伝奇輯校本には言及なし。

【注】2

○熟顧 熟視すること。『太平広記』では『河東記』に二例ある。他の一例は、卷三四九・鬼三四「段何」に、「自所居壁縫中出、裳而不衣、嘯傲立于何前。熟顧何曰、疾病若此、胡不娶一妻、俾侍疾。忽爾病卒、則如之何（居る所の壁縫中自り出で、裳して衣せず、嘯傲して何の前に立つ。熟、何を顧みて曰く、疾病此くの若きも、胡ぞ一妻を娶り、疾に侍せしめざらん、忽爾として病卒すれば、則ち之を如何せん）」とある。

○網繆 情が深く離れがたいさま。連綿語。『詩経』唐風「網繆」には、「網繆束薪、三星在天（網繆薪を束ぬ、三星天に在り）」とあり、毛伝に「網繆猶纏綿（網繆とは猶ほ纏綿のごときなり）」とある。またいからむ。まつわりつく、の意。呉質の「答東阿王書」には、「質白信到。奉所惠貽、發函伸紙、是何文采之巨麗、而慰諭之網繆乎（質白す信到る。惠貽する所を奉じ、函を発き紙を伸ばし、是れ何ぞ文采の巨麗なる、而して之を慰諭するの網繆たる）」（『文選』卷四人）とあり、呂延済の注には、「網繆謂慇懃之意也（網繆とは慇懃の意を謂ふなり）」とある。『太平広記』には、十二例ある。ここでの意味に近い用例を挙げる。卷三二一・鬼六「庾紹之」に「與南陽宗協中表

昆弟、情好網繆（南陽の宗協と中表昆弟たれば、情好網繆たり）」（出典は南朝齊・王琰『冥祥記』）とあり、卷三三四・鬼一九「王乙」に「女不久至、便敘網繆（女久しからずして至れば、便ち叙ぶること網繆たり）」（出典は唐・戴孚『広異記』）とある。『河東記』には、第二六話「蘊都師」に「遂網繆敘語、詞氣清婉（遂に網繆として語を叙べ、詞氣清婉たり）」（卷三五七・夜又二）とある。当該の項目を参照されたい。

○幽頭殊途 死者の世界と生者の世界は、支配する原理が異なる、意。「幽明殊境」と同義。『太平広記』中、「幽冥」は四十六例、「幽明」は百三十六例。「幽頭」は十八例ある。「幽明」は書名の例が多いので、趣旨にあつた例を若干挙げる。卷二二八・報応二七「公孫綽」には「驚起曰、與公幽顯異路、何故相干（驚き起ちて曰く、「公と幽頭路を異にす、何の故にか相干す」と）」（出典は唐・盧肇『逸史』）とあり、また卷一六〇・定数一五・婚姻「李行脩」には「王氏固止之曰、今與君幽顯異途、深不願如此、貽某之患。苟不忘平生、但得納小妹鞠養、即於某之道盡矣。所要相見、奉託如此（王氏固く之を止めて曰く、「今君と幽頭途を異にし、深く此くの如く、某の患を貽すを願はず。苟しくも平生を忘れず、但だ小妹を納れて鞠養するを得れば、即ち某の道に於いて尽くせり。要むる所は相見え、奉託すること此くの如し」と）」（出典は唐・温畬『統定命録』）

とある。

○追攝 追跡して逮捕すること。『太平広記』には、十例ある。

卷四三・神仙四三「尹真人」には「前者偶開尹真人石函、果爲冥官追攝（前者に偶たま尹真人の石函を開け、果して冥官に追撰せらる）」（出典は唐・張讀『宣室志』とあり、卷六八・女仙一三「封陟」に「使者遂解去鐵鎖、曰、仙官已釋、則幽府無敢追攝（使者遂に鉄鎖を解き去り、曰く、「仙官已に釈せば、則ち幽府敢へて追撰すること無し」と）」（出典は唐・裴鉞『傳奇』とある。なお、ほぼ同義の「追」の字義については、第二話「蕭洞玄」（卷四四・神仙四四）の項に詳しい説明がある（『河東記』訳注稿（二）「蕭洞玄」注5「追」参照）。

○莫有……否 当時の口語に使用され、念を押す感じを伴う。『太平広記』中には、他に五例。いずれも「曰、莫有……否」「云、莫有……否」とある。

○沈吟 思いに沈む。考え込む。「沈吟」と同じ。「沉」は「沈」の異体字。「古詩十九首」其の十二に「馳情整巾帶、沈吟聊躑躅（情を馳せて巾帯を整へ、沈吟して聊か躑躅す）」とあり、漢の武帝「短歌行」に「但爲君故、沈吟至今（但だ君が爲の故に、沈吟して今に至る）」（『文選』卷二七）とあり、五臣・劉良の注に「沈吟喩沈思之意（沈吟とは沈思の意に喩ふ）」と解釈している。『太平広記』には七例あり、「かすかに口ずさむ」

意の例を別にすれば、以下のような例がある。卷二一六・卜筮

一「隗炤」に「使者惘然、沈吟不悟、取著筮之（使者惘然として、沈吟して悟らず、著を取りて之を筮す）」（出典は『国史補遺』とあり、卷四〇〇・宝一「蘇遏」には、「沈吟未決。至夜、又歎息不定。（沈吟して未だ決せず。夜に至り、又歎息して定まらず）」（出典は唐・鄭還古『博異志』とある。

○定分 自然に定まっている運命。定数。『南史』卷三五・顧覲之伝に「命有定分（命に定分有り）」とある。『太平広記』には、九例ある。卷一五六・定数一「杜惊外生」に「凡人細微尚有定分、況功勳爵祿乎。（凡そ人細微なるも尚ほ定分有り、況んや功勳爵祿をや）」（出典は唐・闕名『聞奇録』など。

○窮薄 困窮し幸せでないこと。『太平広記』には三例ある。他の二例を挙げる。卷六八・女仙一三「封陟」に「此木偶人不足與語。況窮薄當爲下鬼、豈神仙配偶耶（此れ木偶人、与に語るに足りず。況んや窮薄して当に下鬼と爲るべきをや、豈に神仙の配偶ならんや）」（出典は唐・裴鉞『傳奇』とあり、卷二五〇・詼諧六「劉朝霞」に「顧左右曰、眞窮薄人也。遂授以宮衛佐而止焉（左右を顧みて曰く、「眞に窮薄の人なり」と。遂に授くるに宮衛の佐を以て止む）」（出典は唐・鄭縈『開天伝信記』とある。

○當要路 要職につく。「當路」の応用形。「當路」は、枢要の

地位にいて権力を掌握すること。またその人を指す。「當道」「當局」と同じ。『孟子』公孫丑上に「夫子當路於齊、管仲晏子之功、可復許乎（夫子路に齊に当たれば、管仲・晏子の功、復た許すべきか）」とあり、唐・孟浩然「留別王維」に「當路誰相假、知音世所稀（當路誰か相仮さん、知音世の稀なる所）」（『全唐詩』卷一六〇）とある。『太平広記』には、他に一例、卷二六五・輕薄一「李賀」に「左拾遺制策登科、日當要路（左拾遺にて制策科に登り、日に要路に当たる）」とある（出典は唐・康駢『劇談錄』）。

○**發揮** 發動する。持てる力や権力を使う。

○**假使** もし。二字の連用で仮定を表す。訓は「もし……なラバ」「もし……すレバ」。他に訓としては、「たとヒ……すトモ」「かりニもシ……せしムレバ」。西田太一郎は、『漢文の語法』（二〇六頁）で次のように指摘する。「このほかに設令・仮設・仮令・仮使・仮如・藉使・若誠・誠即・即使・就使・就令・向若などの連用がある。これらは後漢以後にますます増加している。」（角川書店、一九八〇年）、『史記』卷七九・范雎蔡沢列伝に「假使臣得同行於箕子、可有補於所賢之主、是臣之大榮也（仮使し臣箕子に同行するを得て、以て賢とする所の主を補ふ有るべくんば、是れ臣の大榮なり）」とある。『太平広記』には、他に二例ある。卷二三・神仙二三「崔生」に、「即啓玄宗曰、此已居上界、殺

之必不得。假使得之、臣輩便受禍、亦非國家之福。玄宗乃釋之（即ち玄宗に啓して曰く、「此れ已に上界に居る、之を殺すも必ず得ず。仮使し之を得れば、臣輩便ち禍を受けん、亦た國家の福に非ず」と。玄宗乃ち之を釈す）」（出典は唐・盧肇『逸史』）とあり、卷二六九・酷暴二「安道進」に「旁有一人曰、此又是何利器、妄此誇譚。假使吾引頸承之、安能快斷乎（旁に一人有りて曰く、「此れは又是れ何の利器ぞ、妄りに此れを誇譚す。仮使し吾頸を引き之を承くれば、安くんぞ能く快斷せんや」と）」

（出典は五代・王仁裕『玉堂閑話』）とある。

○**公事** 公の仕事。公務。『詩経』大雅「瞻卬」に「婦無公事、休其蠶織（婦に公事無し、其の蚕織を休む）」とあり、『集伝』には「公事朝廷之事、蠶織婦人之業（公事とは朝廷の事、蚕織とは婦人の業）」と注している。『周礼』地官「卿大夫」に「國中貴者能者、服公事者、老者疾者、皆舍（国中の貴き者・賢き者・能者は、公事に服する者にして、老者・疾者は、皆舍く）」とある。後文の「私欲」と対応し、「公」の理を説いている。

○**私欲** 自分勝手な欲。私の欲望。『尚書』周書「政以公平滅私欲、則民其信歸之（政は公平を以て私欲を滅すれば、則ち民其の信之に歸す）」とあり、『春秋左氏伝』昭公十三年には「私欲不違、民無怨心（私欲違はず、民に怨心無し）」とあり、『荀

子』卷一・脩身に「此言君子之能、以公義勝私欲也（此れ君子の能、公義を以て私欲に勝つを言ふなり）」とある。

○**謫罰** 責め罰する。『史記』卷九六・張丞相列伝に「議以謫罰、侵削諸侯（議するに謫罰を以てし、諸侯を侵削す）」とあり、『旧唐書』卷四四・職官志に「宮正之職、掌戒令糾禁謫罰之事（宮正の職は、戒令・糾禁・謫罰の事を掌る）」とある。『太平広記』には、他に三例ある。卷三七七・再生三「趙泰」に「主者言、唯奉法弟子精進持戒得樂報、無有謫罰也（主者言へらく、「唯だ法を奉ずる弟子精進持戒すれば樂報を得、謫罰有ること無し」と）」（出典は南朝齊・王琰『冥祥記』）など。『河東記』には、第二七話「許琛」（卷三八四・再生一〇）に例がある。

○**無容** 許されない。入れる余地がない。常見の語である。『太平広記』には、卷二七七・夢二「天后」に「聞太子行、北邙山頭皆兵滿、無容人處。賊自退散（太子の行くを聞くに、北邙山頭皆兵滿ち、人を容るるの処無し。賊自ら退散す）」（出典は唐・張鷟『朝野僉載』）、卷三九四・雷二「陳鸞鳳」に「知無容身處、乃夜秉炬入於乳穴嵌孔之處、後雷不復能震矣（身を容るる処無きを知り、乃ち夜炬を乗りて乳穴嵌孔の処に入り、後に雷復た能く震はず）」（出典は唐・裴鉞『伝奇』）など。

○**逃遁** 逃れる。「遁」は、逃れ避ける。唐・盧虔の「御史中丞晉

州刺史高公神道碑」に「賴皇鑑之明、以汾陽王靈、不汝疵瑕、獲保首領以免。今死喪荐至、逃遁無所（皇鑑の明に頼み、汾陽王の靈を以て、汝の疵瑕とせず、首領を保つを獲て以て免かる。今死喪荐りに至り、逃遁するに所無し）」（『文苑英華』卷九二三、『全唐文』卷四四四）とあり、宋・李曾伯「奏節次調兵自効事」には「透漏之罪、何所逃遁。謹具奏自効以聞（透漏の罪、何れの所にか逃遁せん。謹んで具奏自効して以て聞す）」（『可齋雜稿』続稿、後卷九）とある。『太平広記』に他に用例はない。

○**祿命** 人の運命。人生の祿食（扶持・俸祿）と運命。『史記』卷一二七・日者列伝に「夫卜者、多言誇嚴、以得人情、虛高人祿命、以悅人志（夫れ卜者は、多く誇嚴を言ひ、以て人情を得、虚しく人の祿命を高くし、以て人志を悦ばしむ）」（卷一二七）とあり、『論衡』卷一・命義に、「命者、貧富貴賤、祿者、盛衰興廢也（命なる者は、貧富貴賤なり、祿なる者は、盛衰興廢なり）」とある。禰衡の「鸚鵡賦」に「嗟祿命之衰薄、奚遭時之險巖（嗟祿命の衰薄、奚ぞ時の險巖に遭へる）」（『文選』卷一三）とあり、五臣注の劉良の注には「祿命者天命也（祿命とは天命なり）」と解釈している。『太平広記』には、他に三例ある。たとえば、卷二七七・夢二・夢休徵上「婁師德」には、「見一空室、曰、司命署。問職何如、對曰、主世人祿命之籍也（一空

室を見て、曰く、「司命の署なり」と。職の何如なるかを問ふに、対へて曰く、「世人の禄命の籍を主つかさどるなり」と」とある（出典は唐・張詠『宣室志』）。

○**乍可** むしろ。底本には文中に注があり「乍原作非。據明鈔本改（乍は原非もとに作る。明鈔本に拠りて改む）」とある。張相『詩詞曲語辭匯積』（中華書局、一九五三年）には、「只可（…するより仕方ない）」「寧可（むしろ）」と同じであるとする。

段觀宋『文言小説詞語通釈』（広西人民出版社、一九九四年）には、『河東記』より本話を引用して、『然要知禄命、乍可施力』、『乍可施力』猶言尚可効力」と説明する。「禄命を知りたのであるならば、それならばまだ…」（君のために）骨を折ることができる」の意であろう。

○**曹司** 役所、官署。常見の語である。

○**略示** 大まかに示す。『晋書』卷二五・裴頠伝に、「則惟患言之不能、焉得靜默、及未舉一隅、略示所存而已哉（則ち患言の能はざるを惟ふも、焉くんぞ靜默して、未だ一隅を挙げざるに及ぶを得んや、所存を略示するのみなり）」とある。『太平広記』には、他に一例ある。卷八七・異僧一「高僧會」に「會曰、周孔所言、略示近迹。至於釋教、則備極幽微。故行惡則有地獄長苦、修善則有天宮永樂（會曰く、「周孔の言ふ所、近迹を略示す。釈教に至りては、則ち備さに幽微を極む。故に行ひ悪けれ

ば則ち地獄の長苦有り、善を修むれば則ち天宮の永樂有らん」と）（出典は梁・慧皎『高僧傳』）とある。

○**行止之事** 出処進退。行為。事跡。「行止」は常見の語である。『太平広記』には散見する語であり、卷三七一・精怪四「獨孤彦」に「吾有舅氏、常爲同僚、其行止起居、未嘗不俱（吾に舅氏有り、常に同僚と爲り、其の行止起居、未だ嘗て俱にせずんばあらず）」（出典は唐・張詠『宣室志』）とあるなど。

○**院** 中庭。院子。

○**四合大屋** 四方を囲んだ大きな建物。

○**六七間** 「間」は、建物の規模として柱と柱の間を数える言葉。『河東記』においても、他に第一話「黒叟」（卷四一・神仙四一）、第一〇話「板橋三娘子」（卷二八六・幻術三）、第二四話「韋齊休」（卷二四八・鬼三三）、第二八話「崔紹」（卷二八五・再生二一）に用例が見える。

○**大書架** 大きな本棚。

○**書簿** 文書、書き付け。

○**籤牒** 書物や書き付けの表紙にある題名。タイトル。題簽。

○**行列** 書架が並んでいる様子をこのように表現した。

○**不知紀極** 限りが無い。限度を知らない。「紀極」は終極、限度。『春秋左氏伝』文公十八年に「聚斂積實、不知紀極（積實を聚斂して、紀極を知らず）」とあり、『後漢書』卷七六・循

吏列伝・孟嘗に「先時宰守並多貪穢、詭人採求、不知紀極、珠遂漸徙於交趾郡界(先時の宰守並びに貪穢多く、詭人採求して、紀極を知らず、珠遂に漸く交趾の郡界に徙さる)」とある。『太平広記』の用例十六例中殆どが「不知紀極」であり、「莫知紀極」もある。

○**錢二百四十貫** 一貫は銅錢千枚。銅錢を紐でつなげて環状にしたもの。

○**伊宰** 伊慎の子。事跡不詳。

○**食祿** 俸祿。俸祿を受ける。

○**張平子** 張衡。七八〜二三九。平子は字。後漢の文人。天文学家。河南省南陽西鄂の人。郎中、尚書郎、太史令を歴任している。「食祿張平子」とは、張衡ゆかりの地に「食祿(官職を得て祿を食む)」するであろう、の意味。『後漢書』卷五九の伝は、「張衡字平子、南陽西鄂人也(張衡 字は平子、南陽西鄂の人なり)」で始まるが、これに付された李賢注には、「西鄂、縣、故城在今鄧州向城縣南、有平子墓及碑在焉、崔瑗之文也(西鄂、県なり、故城は今の鄧州向城県の南に在り、平子の墓及び碑の焉に在る有り、崔瑗の文なり)」とある。本話の結びで李敏求が鄧州向城県に官を得て、張衡の碑を発見する顛末と呼応する。

○**銅印** 銅製の印章。授けられる官位の象徴。漢代以降、唐代

でも諸司は銅印を用いた。

○**赤斑蛇** 赤い斑紋のある蛇。不吉な蛇。銅印が生の世界の官位を象徴し、赤斑蛇が死の世界を象徴するか。『太平広記』卷四五七・蛇二「李崇貞」(出典は唐・竇維鋐『広古今五行記』では、この蛇が柑子の中から現れ、主人公李崇貞の罪死の不吉な予兆となっている。

○**門扇** 広く門や開閉する仕掛けの総称だが、ここでは門扉を指す。

○**牀榻** ベッド、長椅子のたぐい。『河東記』では第一話「盧佩」(『太平広記』三〇六・神一六)に「其母先病腰脚、至是病甚、不能下牀榻者累年、曉夜不堪痛楚(其の母先づ腰脚を病み、是に至りて病むこと甚だしく、牀榻を下りる能はざること累年、曉夜痛楚に堪へず)」とある。

○**顆** 粒状の物を数える量詞。ここでは「銅印数百個」の意。

○**揚州氈帽子** 当時都で流行した揚州産のフェルト帽子。類義語と思われるものに「氈冠」(北方異民族がかぶったフェルト製の帽子)、「氈巾」(男子用のフェルト製の頭巾)、また「氈帽」がある。李劍国『唐五代志怪傳奇叙録』(南開大学出版社、一九九三年)および増訂本(中華書局、二〇一七年)の『河東記』の当該項目には『太平広記』卷一五三・定数八「裴度」(出典は唐・温畬『統定命録』)を引き、氈帽子にまつわる話を挙げ

る。東平の李師道は忠良の臣下を除こうと刺客を遣わし、武元衡を暗殺した。同時に中丞であった裴度をもつけ狙った。当時、都で流行していた揚州の氈帽を裴度に贈る人がいた。これを被って外出した際に刺客に襲われたが、帽子のおかげでわずかな傷で助かった、というものである。その原文に、「是時、京師始重揚州氈帽（是の時「元和十年」、京師始めて揚州の氈帽を重んず）」とある。『南史』巻七九・夷貊伝下、「末國」に「土人剪髮、著氈帽（土人剪髮にして、氈帽を著く）」、また唐・李匡乂『資暇集』巻下に「永貞之前、組藤爲蓋、曰席帽、取其輕也。後或以太薄、冬則不禦霜寒、夏則不障暑氣、乃細色麝代藤、曰氈帽、貴其厚也（永貞の前、藤を組み蓋と為し、席帽と曰ふ、其の輕きを取ればなり。後或いは太だ薄くして、冬は則ち霜寒を禦がず、夏は則ち暑氣を障らざるを以て、乃ち細色の麝（毛織物）を藤に代へ、氈帽と曰ふ、其の厚きを貴べばなり）」とある。

○了事 物事をうまくやること。また、それができる人間を指す。常見の語である。『新五代史』巻五四・雜伝・鄭珪伝に「帝曰、急矣、寶固不足惜、顧卿之行、能了事否（「梁末」）帝曰く「急げよ、宝は固より惜むに足りず、卿の行ひを顧みるに、能く事を了するや否や」と」とある。『太平広記』には、他に三例ある。一例を挙げる。巻三七七・再生三「李彊友」には「謂

親吏曰、官家嗔王主簿不了事、轉令與覓漆器。此事已急、無可致辭、宜速取也（親吏に謂ひて曰く、「官家王主簿の事を了せざるを嗔り、転令して與に漆器を覓めしむ。此の事は已だ急げ、辞を致すべく無ければ、宜しく速かに取るべし」と）」とある（出典は唐・戴孚『広異記』）。

○手力 雑役の小吏。小役人。古代において官吏が雑役につかう手下、配下。『太平広記』に散見する語である。巻一三一・報応三〇「僧曇歡」には「後周武帝時、敷州義陽寺僧曇歡有羊數百口、恆遣沙彌及奴放於山谷。後沙彌云、頻有人來驅逐此羊。歡乃多將手力、自往伺之（後周武帝の時、敷州義陽寺の僧曇歡に羊數百口有り、恒に沙彌及び奴をして山谷に放たしむ。後沙彌云ふ、「頻りに人の来たりて此の羊を驅逐する有り」と。歡乃ち多く手力を將ゐて、自ら往きて之を伺ふ）」（出典は唐・寶維逵『広古今五行記』など。『河東記』では第二話「蕭洞玄」（巻四四・神仙四四）に見える）。

○恐動 恐れ驚き騒ぎ立てる。

○馬疾如風 馬の進むさまが風のように速い。「疾如風」の用例は『太平広記』に散見する。巻一七・神仙一七「裴謚」に「時天微雨、忽有一漁舟突過、中有老人、衣簑戴笠、鼓棹而去、其疾如風（時に天微雨あり、忽ち一漁舟の突過する有り、中に老人の、簑を衣て笠を戴く有り、棹を鼓して去る、其の疾きこ

と風の如し」(出典は唐・李復言『続玄怪録』、また卷三三八・鬼一三「解樸人」に「江南有數人行船、見岸上兩人、與船並行數里。岸上人云、暫寄歇息。船人許之。怪其跳躑上船、其疾如風(江南に數人の行船有り、岸上に兩人、船と並行すること數里なるを見る。岸上の人云ふ、「暫く寄りて歇息せよ」と。船人之を許す。其の跳躑して船に上り、其の疾きこと風の如きを怪しむ)」(出典は唐・李玫『異聞録』)など。

【原文】 3

須臾到一處 天地漆黑 張岸曰 二郎珍重 似被推落大坑中、即如夢覺 于時向曙 身乃在昨宵愁坐之所 敏求從此遂不復有舉心 後數月 窮飢益不堪 敏求數年前 曾被伊慎諸子求爲妹壻 時方以修進爲己任 不然納之 至是有人復語敏求 敏求即欣然欲之 不旬 遂成姻娶 伊氏有五女 其四皆已適人 敏求妻其小者 其兄宰 方貨城南一庄 得錢一千貫 悉將分給五妹爲資裝 敏求既成婚 即時領二百千 其姊四人曰 某娘最小 李郎又貧 盍各率十千以助焉 由是敏求獲錢二百四十貫無差矣 敏求先有別色身名 久不得調 其年 乃用此錢參選 三年春 授鄧州向城尉 任官數月 間①步縣城外 壞垣藜莽之中 見一古碑 文字磨滅不可識 敏求偶令滌去苔蘚 細辨其題篆 云晉張衡碑 因悟食祿張平子 何其昭昭歟 出河東記。

【訓読】 3

須臾にして一処に到る。天地漆黑なり。張岸曰く、「二郎珍重せよ」と。推されて大坑の中に落つるが似くんば、即ち夢より覚むるが如し。時に向曙に、身は乃ち昨宵愁坐の所に在り。敏求此れ従り遂に復た拳心有らず。後數月、窮飢益ます堪へず。敏求數年前、曾て伊慎の諸子に妹婿と爲るを求められ、時に方に修進を以て己が任と爲せば、然りとして之を納れず。是に至り人の復た敏求に語る有り。敏求即ち欣然として之を欲す。旬ならずして、遂に姻娶を成す。伊氏に五女有り、其の四は皆已に人に適ぐ。敏求の妻は其の小なる者なり。其の兄の宰、方に城南一莊を貨り、錢一千貫を得、悉く將て五妹に分給して資裝と爲さんとす。敏求既に婚を成せば、即ち時に二百千を領す。其の姊四人曰く、「某の娘最も小にして、李郎又貧し、盍ぞ各おの十千を率へて以て焉を助けざる」と。是れに由り敏求錢二百四十貫を獲て差無し。敏求先に別色の身名有るも、久しく調するを得ず。其の年、乃ち此の錢を用て選に參ず。三年の春、鄧州向城の尉を授かる。任官して數月、県の城外に閑歩すれば、壞垣藜莽の中に、一古碑を見る。文字は磨滅して識るべからず。敏求偶たま苔蘚を滌去せしめ、其の題篆を細弁すれば、云ふ「晉張衡碑」と。因りて悟る「食祿は張平子ならん」とは、何ぞ其れ昭昭たるかな。河東記に出づ。

【訳】 3

しばらくしてあるところに到着した。天地は漆黒の闇の中にあつた。張岸が言った。「二郎様お気をつけて」背中を押されると大きな穴の中に落ち、夢から覚める心地がした。ちようど空が白むときであつた。気がつくときと昨晩気が塞がつて座つていた場所にいた。それからというもの科挙を受験して立身しようとする思いが二度と起こらなかつた。その後、数か月して、困窮の具合はますます耐えられないものとなつた。李敏求には数年前、伊慎の諸子から妹の婿にという話があつた。そのときは學問で身を立てるのが自らの務めと思ひを決めていたのでその申し出を断つたが、ここに至り敏求に再び周旋する者がいた。敏求はすぐにその申し出を喜んで受け入れ、十日もたたずに婚禮を挙げた。伊氏には五人の娘がいた。四人は既に嫁いでいたが、末娘が敏求の妻である。兄の伊宰は城南にあつた屋敷を売り払い錢一千貫を得ていた。それを五人の妹の嫁入り支度に分け与えた。敏求が結婚すると、妻は二百貫を貰ひ受けた。姉たち四人は、「我々の妹はまだ年若いし、婿殿は貧しくしていらつしやる。十貫ずつを分け与えて助けてあげましょう」と言つた。こうして敏求はまさに二百四十貫を手に入れたのである。敏求は、もともと下級の役人の仕事をしていたが、出世はできなかつた。この年、この金を使って詮選に応募することができ

た。大和三年の春、鄧州の向城県尉を授かつた。任官して数か月、郊外を散歩していると、壊れた垣根の草むらの中に、古い石碑を発見した。文字は摩滅していて識別はできなかつた。敏求は下僕にコケをほらい清めさせると、篆書で書かれた題名を読み取ることができた。それには「晋張衡碑」とあつた。そこではじめて冥府の祿命簿に記されていた「食祿は張平子ならん」の意味を悟つた。なんと明白なことではなからうか。『河東記』に出る。

【校記】 3

①「間」、会校本は「閑」に作り、校記に「原作『間』、現據沈本改」という。

【注】 3

○珍重 人に身体を大事にするよう勧める語。別れの挨拶の言葉。現代語の「請多保重」に近い。『梁書』卷三三・王僧孺伝の「與何炯書」に「所以握手戀戀、離別珍重（握手恋恋たる所以は、離別珍重）」とあり、唐・元稹「鶯鶯傳」に「臨紙嗚咽、情不能申。千萬珍重、珍重千萬（紙に臨んで嗚咽し、情申ぶる能はず。千万珍重、珍重千萬せられよ）」、『太平広記』卷四八八・雜伝記五とあり、宋・楊万里「送劉覺之歸蜀」に「相逢幾日又相別、珍重兩字不忍說（相ひ逢ひて幾日又相ひ別る、珍重の兩字説くに忍びず）」（『誠齋集』卷三二）とある。

○**推落** 押されて落ちる。『太平広記』巻一一七・報応一六・陰徳「李質」に「至一高山、推落乃寤（一高山に至り、推落して乃ち寤む）」（出典は十国呉・王毅『報応録』、巻三八一・再生七「霍有鄰」に「出門十餘里、至一大坑。爲吏推落、遂活（門を出づること十余里、一大坑に至る。吏に推落され、遂に活く）」（出典は唐・戴孚『広異記』）とある。

○**大坑** 大きな穴。異世界に進入する契機となる場所。「大坑」に突き落とされてこの世に戻るという設定は、『太平広記』に幾つか見られる。例えば、巻一〇四・報応三・金剛經「李虛」には、「燈旁有大坑、昏黒不見底。二吏推墮之、遂蘇（灯旁に大坑有り、昏黒にして底を見ず。二吏推して之に墮とし、遂に蘇る）」（出典は唐・牛肅『紀聞』）とあり、他に巻一〇七・報応六・金剛經「僧法正」、巻一三二・報応三一・殺生「方山開」、巻三七九・再生五「崔明達」、巻三八一・再生七「霍有鄰」などにある。仏教系の話に多く見られる。中村元『仏教語大辞典』の「大坑（だいきょう）」の項には、「巨大な深坑。無間地獄をさすと解される」とある。確かに「大坑」「深坑」とも、仏典には多数見られ、「太山府君」「泰山信仰」には、仏教的な世界観の影響があるようである。また、本話の「大坑」は、ミルチャ・エリアーデの言う「中心」に相当すると考えられる。三つの宇宙界―天上界・地上界・地下界を持つ文化においては、「中

心」がこれらの諸界の接合点を形成する。エリアーデ著作集4『イメージとシンボル』所収「中心のシンボリズム」参照。

○**如夢覺** 異界や死後の世界からこの世に戻る際、しばしばこの表現が用いられる。『太平広記』には九例。うち巻二八三・巫の、『枕中記』の原話として知られる「楊林」に、「忽如夢覺、猶在枕傍（忽ち夢から覚むるが如し、猶ほ枕の傍に在り）」（出典は南朝宋・劉義慶『幽明録』）とある。死から蘇生する話としては、巻二八〇・再生六「張質」の「執符者復引而廻、若行高山、墜於岩下、如夢覺。乃在栢林中、伏於馬項上（符を執る者復た引きて廻り、高山を行くが若く、岩下に墜ち、夢から覚むるが如し。乃ち栢林の中に在りて、馬項の上に伏す）」（出典は唐・李復言『続玄怪録』、巻三八一・再生七「趙裴」の「依其言、行稍急、蹙倒、如夢覺。死已七日矣（其の言に依れば、行くこと稍く急にして、蹙倒すれば、夢から覚むるが如し。死して已に七日なりき）」（出典は唐・段成式『酉陽雜俎』）などがある。

○**向曙** 払暁。『全唐詩』巻三四三・唐・韓愈「寒食直歸遇雨」に「惟將新賜火、向曙著朝衣（惟將に新たに火を賜はらんとし、向曙に朝衣を著く）」とある。『太平広記』には、数例ある。巻二七九・夢四「王瞻」に「至期、登榻安臥、向曙乃卒（期に至り、榻に登り安臥し、向曙に乃ち卒す）」（出典は五代・徐鉉『稽

神録』など。

○**擧心** 科挙を受験しようとする心。当時の士大夫にとって科挙に合格し、出世を求めるのが唯一の身を立てるすべであつた。特に六朝の門閥が衰退し、中下層の地主階級が台頭してくる中唐以降に、その意識は顕著になる。一方で過酷な受験競争とその準備には多くの年月と心身をすり減らす忍耐を必要とした。唐代伝奇小説には落第書生や官途に落後した人々が主人公として登場するが、それは、新たな生き方を希求する時代の趨勢が反映しているのかも知れない。『太平広記』に他に用例はない。

○**窮飢** 貧窮飢餓の状態。唐・皇甫湜の「上江西李大夫書」に「居蓬衣白之士、所以勤力苦心、屹屹皇皇、出其家、辭其親、甘窮飢而樂離別者、豈有貳事哉（蓬に居り白を衣る士の、勤力苦心し、屹屹皇皇として、其の家を出で、其の親を辭し、窮飢に甘んじて離別を楽しむ所以の者は、豈に貳事有らんや）」（『皇甫持正集』卷四・『全唐文』卷六八五）とある。

○**伊慎** 人名。『旧唐書』卷一五一及び『新唐書』卷一七〇に立伝されている。大曆八年（七七三）、嶺南の哥舒晃の叛乱に先鋒として手柄を立てたことを契機に、曹王の元での勲功を認められて朝廷の信任を受ける。その後、建中年間の末、杜少誠の江南における叛乱、李希烈の叛乱を鎮圧した。貞元十六年（八

〇〇）檢校刑部尚書、二十一年に檢校右僕射、憲宗の即位に伴い右僕射、元和二年（八〇七）左僕射、兼右金吾衛大將軍、檢校尚書右僕射、兼右衛上將軍を歴任し、元和六年六十八歳で死亡している。李敏求との關係を窺わせる記事はない。『新唐書』に子「宥」がいたことが記されている。「伊宰」の記述はない。あるいは字形の類似による誤りか。

○**修進** 修道して立身をめざすこと。『北夢瑣言』卷三に「唐段相文昌、家寓江陵、少以貧窶脩進（唐の段相文昌、家は江陵に寓す、少くして貧窶を以て修進す）」とある。

○**不旬** 十日ならずして。常見の語である。

○**姻娶** 結婚。婚姻。

○**城南一莊** 町の南郊にある別荘。この場合は「莊園」であり、自給自足のできる規模を想定する方が適切であろう。単なる別荘ではない。一般の士大夫に別荘が普及し出すのは中唐以降であり、それまでは門閥貴族や一部の高官に限られていた。

○**資裝** 嫁入り道具にかかる費用。『隋書』卷二四・食貨志に「老弱耕稼、不足以充飢餒、婦工紡績、不足以贍資裝（老弱の耕稼、以て飢餒を充たすに足りず、婦工の紡績、以て資裝を贍すに足りず）」とあり、『太平広記』には十例ほどある。卷一六五・廉儉「裴坦」に「楊收、段文昌皆以孤進貴爲宰相、率愛奢侈。楊收女適裴坦長子、資裝豐厚、什器多用金銀。而坦尚儉、

聞之不樂（楊収、段文昌皆孤を以て貴に進み、宰相と為る、率ね奢侈を愛す。楊収の女裴坦の長子に適ぐ、資装豊厚にして、什器多く金銀を用ふ。而れども坦儉を尚び、之を聞きて樂しまず）」（出典は五代十国・荆南・孫光憲『北夢瑣言』）など。

○率 徴収する。集める。『旧唐書』卷二二・徳宗紀上に「自艱難以來、徴賦名目頗多、今後除兩稅外、輒率一錢、以枉法論（艱難自り以來、徴賦の名目頗る多く、今後兩税を除くの外、輒ち一錢を率するは、以て法論を枉ぐるなり）」とあり、『新五代史』卷五二・雜伝・杜重威伝には「契丹據京師、率城中錢帛以賞軍（契丹京師に拠りて、城中の錢帛を率して以て軍を賞す）」とある。

○十千 十貫。この場合の「千」は、一貫すなわち銅錢一千枚を紐で繫いだものを言う量詞。つまり、「さし（緡）」で環状にした銅錢の単位。魏・曹植の「名都篇」に「我歸宴平樂、美酒斗十千（我歸りて平樂に宴し、美酒斗十千）」（『文選』卷二七）とあり、五臣注呂延濟の注には「言酒美故價貴（酒美なるが故に価貴きを言ふなり）」とある。『太平広記』中には頻出の語である。

○別色 本来の業務とは別の仕事。当座の仕事。あるいは出自や身分の違いを表すか。詳細は不詳。この部分の中国語訳は、次のようにある。「李敏求原来有低級官員的職務、長時間得不

到昇遷、這一年、就用這筆錢来参加上司選拔（李敏求にはもともと下級官吏の仕事があつて、長い間出世できなかった。この一年この金を使って上司の選抜に参加できた）」（高光等訳『文白対照全訳太平広記』天津古籍出版社、一九九四年）、「敏求原本想作客、久久不能調選（李敏求はよそに寄寓したいと思つていたので、長い間試験に応募することができなかった）」（陸昕等訳『白話太平広記』北京燕山出版社、一九九五年）とある。また、『全唐詩』卷七九八、花蕊夫人「宮詩」（九八）には、「別色官司御輦家、黄衫束带臉如花（別色の官司御輦の家、黄衫の束带臉花の如し）」とあり、『増訂注釈全唐詩』（五冊三二七頁、文化芸術出版社、二〇〇一年五月）の注解には、「指担任特殊職務（特殊の任務に当たることを言う）」とある。『太平広記』に他に用例はない。

○身名 身体と名譽。立場。身分。『列子』卷八・說符に「仁義使我身名並全（仁義我が身名をして並びに全からしむ）」とあり、魏・曹植「求自試表」に「墳土未乾、而身名並滅（墳土未だ乾かざるに、而れども身名並びに滅ぶ）」（『文選』卷三七）、南朝梁・江淹「雜體詩三十首」「謝靈運遊山」に「身名竟誰辯、圖史終磨滅（身名竟に誰か弁せん、図史終に磨滅せん）」（『文選』卷三一）とある。『太平広記』には散見する語である。卷二二四・相四「任之良」に「之良與語、問所從來。云、今合有

身名稱意、何不却入京(之良与に語り、従りて来たる所を問ふ。云ふ、「今合に身名の意に称かなへる有り、何ぞ却つて京に入らざる」と)(出典は唐・呂道生『定命録』など。

○調 官職に任用される。常見の語である。『史記』卷一〇一・袁盎晁錯列伝に「然袁盎亦以數直諫、不得久居中、調爲隴西都尉(然るに袁盎も亦た數しば直諫するを以て、久しく中に居るを得ず、調せられて隴西都尉と爲る)」とあり、『南史』卷六八・蔡徵伝に「隋文帝聞其敏贍、召見顧問、言輒會旨。然累年不調、久之、除太常丞(隋の文帝其の敏贍なるを聞き、召見して顧問す、言は輒ち旨に會す。然れども累年調せられず、之を久しくして、太常丞に除せらるる)」とある。

○參選 科挙の選考に参加する。『後漢書』卷七・桓帝紀に「其令秩滿百石、十歲以上、有殊才異行、乃得參選(其の秩百石に滿ち、十歲以上、殊才異行有るものをして、乃ち選に參するを得しむ)」とある。『太平広記』には他に八例ある。卷一八六・銓選二「薛據」に「開元中、薛據自恃才名、於吏部參選、請授萬年錄事(開元中、薛據自ら才名を恃み、吏部に於いて選に參じ、請ひて萬年の錄事を授かる)」(出典は五代・王定保『唐摭言』など。

○鄧州 州名。隋の時に置かれる。唐代は山南道に属した。現在の河南省鄧州市。唐・李吉甫『元和郡県志』卷二一・山南道

二に「鄧州。南陽上」とある。中国南方三十六郡の第一に南陽が位置した。隋の開皇七年に鄧州を置き、大業三年南陽郡に改め、武徳二年再び鄧州に復した。清・顧祖禹『讀史方輿紀要』卷五一・河南六・南陽府に「鄧州、春秋時鄧侯國、戰國時屬楚(鄧州、春秋の時の鄧侯國なり、戰國の時に楚に属す)」、隋初改爲鄧州、煬帝又改曰南陽郡、唐仍爲鄧州(隋初改めて鄧州と爲し、煬帝又改めて南陽郡と曰ひ、唐は仍りて鄧州と爲す)」とある。

○向城隍 張衡の郷里。彼の墓と碑がある。

○閒歩 漫步、散步。

○藜莠 草むら。

○何其 なんとまあ(明々白々であることよ)。『古代漢語虚詞通釈』(北京出版社、一九八五年)によると、「形容詞の謂語の前にあつて、程度の深さを表す。〈どうしてこんな〉〈なんと〉などと訳すことができる」とある。『詩経』邶風「旄丘」に「何其久也、必有以也(何ぞ其れ久しきや、必ず以有らん)」とある。『太平広記』では常見の語である。卷三七九・再生五「費子玉」「禮畢出門、子玉問、門外人何其多乎(礼畢はり門を出で、子玉問ふ、「門外の人何ぞ其れ多きや」と)」「(出典は唐・戴孚『広異記』など。

○昭昭 明瞭。明白。顯著なさま。ここでは、「何其……歟」

構文に挟まれた形容詞。

【参考】

以下は、『太平広記』卷一五七・定数二に、「又一説」とし、唐・盧肇『逸史』より出るとしてひとまとまりとして扱う部分である。本来の『河東記』所収の作品ではないが、李敏求の逸事としては参考になるので、加えて解釈を施すことにする。

『逸史』【原文】

又一説、李敏求暴卒、見二黄衣人追去。至大府署。求窺之、見馬植在內、披一短褐、於地鋪坐吃飯。四隅盡是文書架。馬公早登科名、與敏求情善。遽入曰、公安得在此。馬公驚甚、且不欲與之相見、廻面向壁。敏求曰、必無事。乃坐從容。敏求曰、此主何事。曰、人所得錢物、遂歲支足。敏求曰、今既得見、乃是天意。切要知一年所得如何。馬公乃爲檢一大葉子簿、黃紙簽標、書曰、盧弘宣年支二千貫。開數幅、至敏求。以朱書曰、年支三百貫、以伊宰賣宅錢充。敏求曰、某乙之錢簿已多矣。幸逢君子、竊欲僥求。馬公曰、三二十千即可、多即不得。以筆注之曰、更三十千、以某甲等四人錢充。復見老姥年六十餘、乃敏求姨氏之乳母、家在江淮。見敏求喜曰、某亦得廻、知郎君與判官故舊、必爲李嬾看年支。敏求嬰兒時、爲李乳養、不得已却入、具言於馬公。令左右曰、速檢來。大帖文書曰、阿李年支七百。

敏求趨出、見老嬾告知、嗟怨垂淚。使者促李公去、行數十里、却至壕城、見一坑深黑。使者自後推之、遂覺。妻子家人、圍繞啼泣、云卒已兩日。少頃方言、乃索紙筆細紀。敏求即伊慎之壻也。妻兄伊宰爲軍使、賣伊公宅、得錢二百千。至歲盡、望可益三十千、亦無望焉。偶於街中、遇親丈人赴選、自江南至、相見大喜、邀食。與鄉里三人、皆以敏求情厚者、同贈錢三十千。一如簿中之數。盧弘宣在城、有人知者、爲盧公話之。盧公計其俸祿、竝知留後使所得錢、畢二千貫無餘。李嬾已流落、不在姨母之家。乞食於路、七百之數、故當箕歛、方可致焉。出逸史。

『逸史』【訓読】

又一説に、李敏求暴かに卒し、二黄衣人に追去せらる。大府署に至る。求めて之を窺へば、馬植内に在りて、一短褐を披地鋪に於いて坐して飯を吃らふを見る。四隅は尽く是れ文書架なり。馬公早に科名に登りて、敏求と情善し。遽かに入りて曰く、「公安くんぞ此に在るを得んや」と。馬公驚くこと甚だし、且つ之と相見ゆるを欲せず、廻面して壁に向かふ。敏求曰く、「必ずや事無からん」と。乃ち坐すること從容たり。敏求曰く、「此れ何事かを主どる」と。曰く、「人の得る所の錢物もて、遂に歳支足る」と。敏求曰く、「今既に見ゆるを得るは、乃ち是れ天意なり、切に一年の得る所を知るを要むるは如何」と。馬公乃ち爲に一大葉子の簿、黄紙簽標を檢すれば、書に曰く、

「盧弘宣、年支二千貫なり」と。数幅を開けば、敏求に至る。朱を以て書して曰く、「年支三百貫、伊幸の宅を売りし錢を以て充つ」と。敏求曰く、「某乙の錢簿はなは已だ多し。幸ひに君子に逢へり、窃かに僥求せんと欲す」と。馬公曰く、「三二十千なれば即ち可なるも、多ければ即ち得ず」と。筆を以て之に注して曰く、「三十千に更む、某甲等四人の錢を以て充つ」と。復た老姥の年六十余なるを見れば、乃ち敏求の姨氏の乳母なり、家は江淮に在り。敏求を見れば喜びて曰く、「某も亦た廻るを得ん、郎君は判官と故旧なるを知れば、必ずや李嬭の為に年支を看ん」と。敏求嬰兒たりし時、李に乳養せらるれば、已むを得ず却き入り、具さに馬公に言ふ。左右に令して曰く、「速やかに檢し来たれ」と。大帖の文書に曰く、「阿李年支七百なり」と。敏求趨り出で、老嬭に見えて告知すれば、嗟怨して涙を垂る。使者李公を促して去らしむ、行くこと数十里、却りて壕城に至り、一坑の深黒なるを見る。使者後しり自り之を推せば、遂に覚む。

妻子家人、圍繞して啼泣し、云ふ卒して已に兩日。少頃にして方めて言へば、乃ち紙筆を索めて細かに紀す。敏求は即ち伊慎の婿なり。妻の兄の伊幸は軍使為り、伊公の宅を売り、錢二百千を得たり。歳の尽くるに至り、三十千に益すべきを望むも、亦た望み無し。偶たま街中に於いて、親丈人の選に赴かんとし

て、江南自り至るに遇ひ、相見て大いに喜び、邀食す。郷里の三人と、皆敏求情の厚き者を以て、同に錢三十千を贈る。一に簿中の數の如し。

盧弘宣は城に在り、人の知る者有りて、盧公の為に之を話す。盧公其の俸禄並びに知留後の得る所の錢を使ふを計れば、二千貫を畢くして余無し。李嬭已に流落し、姨母の家に在らず、食を路に乞ひ、七百の數は、故に箕斂を当つれば、方めて致すべし。逸史に出づ。

『逸史』【訳】

また、一説に李敏求について次のように語るものもある。

李敏求は突然死んだかと思うと、黄衣の使者に捕まり連行された。役所に着き、その中を覗くと、馬植が粗末な服を纏い、地に敷いた敷物に座つて飯を食べているのを目にした。四方はすべてが書架であつた。馬植は早くに科擧登第の榮譽があり、敏求とは仲がよかつた。すぐに中に入ってこう言った。「君はどうしてこんなところにいるんだ」と。馬は李敏求を見たいそう驚き、しばし顔を合わせようとはせず、顔を背け壁の方を向いた。敏求は「大丈夫、何の不都合もない」と言った。そこでやつと安堵の様子であつた。「ここで何をしているのか」と敏求は尋ねた。馬植は次のように答えた。「人間が必要なお金は、年ごとに支給されるのだ」と。李敏求は、それを聞いて「い

ま、こうしてお目にかかれたのも運命だ。私の一年の収入はいくらになるか知りたいのだが、可能だろうか」と。馬公はすぐ大きな帳簿を探し出し、黄色い付箋を調べるとそこには「盧弘宣、年支二千貫なり」と書いてあった。それから数頁を繰ると李敏求があった。朱書で「年支三百貫、伊宰の宅を売りし錢を以て充つ」とある。敏求はそこでこう言った。「あの人の収入はすこぶる多い。せつかく貴君に会えたのだから、なんとか私の方に工面してくれないか」と。馬公は、「二三十貫ならできると、それ以上はだめだ」と言い、筆でこう書き足した。「三十貫を加増する、誰々四人の錢をもつてこれに充当する」と。また、六十歳あまりの老婆と出会った、江淮にいたお婆の家の乳母であった。老婆は敏求をみて大いに喜び、「わたしも帰ることができません。若様と判官様が昵懇なのを知り、必ずや私めのために一年の収入を見てくださるでしょう」と頼み込んだ。敏求は子供の時にこの乳母の乳で育ったので、断ることもできず、再び屋内に戻り仔細を馬公に告げた。馬公はすぐさま部下に「直ちに調べて参れ」と命じた。大きな帳簿には、「李なにがし年支七百なり」とあった。それを聞いた敏求は、走り出て乳母に告げた。乳母は大いに嘆いて涙を流した。使者は敏求を促してそこを立ち去らせた。数十里行くと、街の掘り割りのほとりに至り、真つ黒い穴がぼつかり口を開けているのが見えた。

使者が背中から敏求を押すと、目が覚めた。

妻子家人が敏求を取り巻き泣いていた。亡くなって既に二日経過したと口々に話した。しばらくして李敏求は話すことができるようになり、紙と筆を求めて、夢中の出来事を詳細に記録した。この李敏求こそ伊慎の婿であり、義兄の伊宰は軍使であつて、父親の持っていた屋敷の一軒を売って錢二百貫を得た。年末になつてもう錢三十貫が手にはいると思つたが、そのあてもなかつた。たまたま江南よりやつてきた任官を待つ身の一族の者とぼつたり街で出会い、意気投合して酒食に及んだ。その中には郷里の友人三人がおり、敏求に皆で三十貫を贈つた。この数こそ夢中で見た帳簿の数字と同じであつた。

盧弘宣という人物は実際に城中におり、ある者が李敏求の夢中での出来事を話した。盧弘宣はこれを聞き、これまでの俸禄を計算してみると、知留後の役職以降に手に入れた錢はちょうど二千貫であつた。李乳母は落ちぶれて、李の小母の家にはおらず、街中に乞食して歩き回つていた。七百の数は、日々の貰い受けた錢を貯めてはじめてその数に至るものであつた。『逸史』に出る。

唐代小説「李敏求」は、本話すなわち『太平広記』(卷一五七・定数一二)に収められる『河東記』所載の作ほか、唐・盧

肇『逸史』所収のもの、また、唐・鍾輅しょうら『前定録』所収のものと大きく分けて三種類がある。あらずじにおいては大差は無いが、細部の叙述に相違が認められる。『前定録』には、「李敏求」としてほぼ同じ内容が載せているが、細部に異同がある。左に『百川学海』により全文を掲げる。

李敏求京兆尹。趙郡李敏求。應進士八就禮部試不利。太和九年。秋旅居宣平里日晚。擁膝愁坐。忽如沈醉。俄而精魄去身。約行六七十里。至一城府門之外。有數百人。忽有一人出拜之。敏求曰。何人也。答曰。某即十年前所使張岸也。敏求曰。汝前年隨吾旅遊卒於涇州。何得在此。對曰。某自離二十二郎後。事柳十八郎。職甚雄盛。今作泰山府君判官。二十二郎既至此。亦須一見。遂於稠人中引入通見入門。兩廊多有衣冠。或有愁立者。或白衣者。或執簡板者。或有將通狀者。其服率多紫色。或綠色。既至廳。柳揖與之言。曰。公何爲到此。得非爲他物所誘乎。公宜速去。非久住之所也。敏求具如此答。柳命吏送出將去。懇求知將來之事。柳曰。人生在世一食一宿無不前定。所不欲人知者。慮君子不進德修業小人惰於農耳。君固欲見。亦不難爾。乃命一吏。引敏求至東院。西有屋一百餘間。從地至屋。書架皆滿文簿籤帖一一可觀。吏取一卷。唯出三行。其第一行云。太和二年罷舉。第二行云。其年婚姻。得伊宰宅錢二十四萬。其第三行云。

受官於張平子。餘不復見。敏求既醒。具書於縹帙之間。明年客遊西京。過時不赴舉。明年遂娶韋氏。韋之外親伊宰將鬻別第。召敏求而售之。因訪所親得價錢二百萬。伊宰乃以二十萬贖敏求。既而當用之券頭。以四萬爲貨。時敏求與萬年尉戶曹善。因請之。卒不用所資。伊亦貺焉。累爲二十四萬。明年以蔭調授河南北縣尉。縣有張平子墓。時說者失其縣名。以俟知者。

『前定録』において主人公李敏求を「京兆尹」「趙郡」としているところは、『河東記』にはない。このほかに相違するところを挙げてみよう。李敏求の排行は『河東記』が二郎であるのに対して『前定録』においては「二十二郎」としている。「禄命簿」の記事の伝えるところは、一つには科擧受験の中止、二つ目は婚姻して二百四十貫を手に入れること、三つ目は官が張平子と関わることの三つであり、基本的には『河東記』と変わらないが、婚姻は伊慎の娘ではなく韋氏を娶ることになり、伊宰はその外親として描かれる。

『逸史』においては、『河東記』の柳澥に代わって「馬植」が登場し、人の一年の収支は予め決まっていると言い、李敏求による加増の請託を受けることになる。また、李敏求の乳母であった老婆が登場し、馬植に請託する場面が加わっている。「禄命簿」に出てくる盧弘宣は実在の人物でこれまでの俸禄を合計

すると「禄命簿」にあった二千と符合したというものである。「定数」を主題とし、別に加わった要素である。

『太平広記』所収「李敏求」の面白さは、仮死状態になった李敏求が冥府を訪れ、その冥府の描写が極めて具体的である点、また昔の使用人の張岸を介して友人である泰山府君判官である柳澥に面会し、請託して自らの「定数」を知ろうとする点にある。そしてその「禄命簿」の記事が嘘偽りではなく、謂われのあることであった事が後に判明する点にある。「禄命簿」の記載は、一つは大和二年に「錢二百四十貫」を手に入れること。

他の一つは大和三年に官位を得て、張平子と同じ地に官を得たことを言うことであった。それぞれの理由は、以下のものである。前者については、李敏求は伊慎の末娘と結婚し、義兄の伊宰が別荘を一千貫で売却し五姉妹に分けたところ、姉たちは妹のために十貫ずつを寄進し、結局李敏求には二百四十貫が集まることになった。後者については、李敏求は鄧州の向城県尉に就任し、数か月後に県の郊外で古碑を見つけ、その碑文には「晉張衡」とあった。これにより柳澥の配慮によって知り得た自らの「定数」が真実であったことを悟るということであった。とりわけ、前者の数字の持つ客観的合理性が説得力を持つことが面白い。また、明・胡我琨の『錢通』（巻一四）には、伊宰の別荘を売った金員を伊慎の娘五人で分けたこと、それを李敏求

が受け取った経緯の記事を載せている。これも後世における関心がもつばらこの点にあったことを物語っている。こうした金額の一致は、所謂「畜類償債譚」などにもよく見られる設定であり、『河東記』では第三二話「盧從事」がその例である。話の顛末に合理性と前後の呼応を意識していることが窺われる。
(赤井益久)

第十一話 盧佩 (卷三百六・神十六)

【全文】

貞元末。渭南縣丞盧佩。性篤孝。其母先病腰脚。至是病甚。不能下牀榻者累年。晝夜不堪痛楚。佩即棄官。奉母歸長安。寓於常樂里之別第。將欲竭產以求國醫王彦伯治之。彦伯聲勢重。造次不可一見。佩日往祈請焉。半年餘。乃許一到。佩期某日平旦。是日亭午不來。佩候望於門。心搖目斷。日既漸晚。佩益悵然。忽見一白衣婦人。姿容絕麗。乘一駿馬。從一女僮。自由之西。疾馳東過。有頃。復自東來。至佩處駐馬。謂佩曰。觀君顏色憂沮。又似有所候待來。請問之。佩志於王彦伯。初不覺婦人之來。既被顧問再三。乃具以情告焉。婦人曰。彦伯國醫。無容至此。妾有薄技。不減王彦伯所能。請一見太夫人。必取平差。

佩驚喜。拜於馬首曰。誠得如此。請以身爲僕隸相酬。佩卽先入白母。母方呻吟酸楚之次。聞佩言。忽覺小瘳。遂引婦人至母前。婦人纔舉手候之。其母已能自動矣。於是一家歡躍。競持所有金帛。以遺婦人。婦人曰。此猶未也。當要進一服藥。非止盡除痼疾。抑亦永享眉壽。母曰。老婦將死之骨。爲天師再生。未知何階上答全德。婦人曰。但不棄細微。許奉九郎巾櫛。常得在太夫人左右則可。安敢論功乎。母曰。佩猶願以身爲天師奴。今反得爲丈夫。有何不可。婦人再拜稱謝。遂於女僮手。取所持小粧奩中。取藥一刀圭。以和進母。母入口。積年諸苦。釋然頓平。卽具六禮。納爲妻。婦人朝夕供養。妻道嚴謹。然每十日。卽請一歸本家。佩欲以車輿送迎。卽終固辭拒。唯乘舊馬。從女僮。倏忽往來。略無踪跡。初且欲順適其意。不能究尋。後既多時。頗以爲異。一旦。伺其將出。佩卽潛往窺之。見乘馬出延興門。馬行空中。佩驚問行者。皆不見。佩又隨至城東墓田中。巫者陳設酒餼。瀝酒祭地。卽見婦人下馬。就接而飲之。其女僮隨後收拾紙錢。載於馬上。卽變爲銅錢。又見婦人以策畫地。巫者隨指其處曰。此可以爲穴。事畢。卽乘馬而回。佩心甚惡之。歸具告母。母曰。吾固知是妖異。爲之奈何。自是婦人絕不復歸佩家。佩亦幸焉。後數十日。佩因出南街中。忽逢婦人行李。佩呼曰。夫人何久不歸。婦人不顧。促轡而去。明日。使女僮傳語佩曰。妾誠非匹敵。但以君有孝行相感。故爲君治（治原作婦。據明鈔本改。）

太夫人疾。得平和。君自請相約爲夫婦。今既見疑。便當決矣。佩問女僮。娘子今安在。女僮曰。娘子前日已改嫁靖（靖字原空闕。據明鈔本・陳校本改。）恭李諮議矣。佩曰。雖欲相棄。何其速歟。女僮曰。娘子是地祇。管京兆府三百里內人家喪葬所在。長須在京城中作生人妻。無自居也。女僮又曰。娘子終不失所。但嗟九郎福祐太薄。向使娘子長爲妻。九郎一家。皆爲地仙矣。盧佩第九也。出河東記

【原文】 1

貞元末、渭南縣丞盧佩、性篤孝。其母先病腰脚①、至是病甚、不能下牀榻者累年、曉夜不堪痛楚。佩卽棄官、奉母歸長安、寓於常樂②里之別策、將欲竭產以求國醫王彦伯治之。彦伯聲勢重、造次不可一見。佩日往祈請焉。半年餘、乃許一到③。

【訓読】 1

貞元の末、渭南県の丞盧佩、性篤孝なり。其の母先に腰脚を病むに、是に至りて病むこと甚だしく、牀榻より下る能はざること累年、曉夜痛楚に堪へず。佩即ち官を棄て、母を奉じて長安に帰り、常樂里の別策に寓し、將に産を竭くして以て国医王彦伯を求めて之を治せんと欲す。彦伯声勢重くして、造次に一見する可からず。佩日に往きて祈請す。半年余、乃ち一たび到るを許さる。

【訳】 1

貞元の末の頃、渭南県の丞に盧佩という人物がおり、たいへん孝行であった。佩の母は以前から足腰を病んでいたのであるが、ここにきて病はいよいよ重く、何年も寝床を降りることができずに、昼夜耐えがたい痛みに襲われていた。佩は官を辞し、母に付き添って長安に帰り、常楽里の別邸に仮寓するや、財を擲って国一番の名医、王彦伯に治療を請うことにした。しかし、王彦伯の名声は高く、おいそれとは会うことができない。佩が日参して頼み込んだところ、半年余りしてようやく会うことを許された。

【校記】 1

① 「腰脚」、会校本「脚疾」に作り、校記に「原作『腰脚』。現據沈本改」という。

② 「常楽」、筆記本「長樂」に作る。

③ 「一到」、筆記本「造門」に作る。

【注】 1

○貞元 唐・徳宗の年号。七八五〜八〇五年。『河東記』訳注稿(二)「第八話「獨孤遐叔」の【注】1「貞元」参照『名古屋大学語学文学論集』第二九輯、二一〇頁。

○渭南縣丞 渭南は長安の東に位置する県。現在の陝西省渭南市。渭南は畿県。丞は県令に次ぐ地位で、品階は正八品下。

○盧佩 盧佩の名は『太平広記』に本話以外には見えない。また、『旧唐書』『新唐書』等にも見えない。

○篤孝 まごころを込めた孝行。『後漢書』卷六〇下・蔡邕列伝に「邕性篤孝。母常滞病三年、邕自非寒暑節變、未嘗解襟帶、不寢寐者七旬(邕性篤孝なり。母常滞病すること三年、邕寒暑の節の變るに非ざるよりは、未だ嘗て襟帶を解かず、寢寐せざること七旬なり)」とある。

○腰脚 足腰。杜甫「寄贊上人」に「年侵腰脚衰、未便陰崖秋(年侵して腰脚衰へ、未だ陰崖の秋に便ならず)」とある。『杜詩詳注』卷七、『全唐詩』卷二二八。『太平広記』では卷三三・神仙三三「馬自然」に「有患腰脚駝曲、拄杖而來者、亦以竹拄杖打之、令放拄杖、應手便伸展(腰脚の駝曲せるを患ひ、杖を拄きて來たる者有れば、亦た竹の拄杖を以て之を打ちて、拄杖を放たしむれば、手に応じて便ち伸展す)」とある(出典は十国・吳・沈汾『続仙伝』)。会校本は沈本によつて「腰疾」に改めるが、底本のままで問題はない。

○牀榻 「牀」は寝台。「榻」は「牀」より低くて細長い寝台。共に臥具とも座具ともなる。

○痛楚 ひどく痛み苦しむ。『河東記』では「蕭洞玄(卷四四・神仙四四)に「看諸受罪者、慘毒痛楚、萬狀千名(諸々の罪を受くる者の慘毒痛楚せること、万状千名なるを看る)」とある。

○棄官 自ら官職を辞する。『太平広記』には官を棄てて帰る、隠棲する、出家する等の設定が頻出する。卷七五・道術五「馮漸」に「河東馮漸、名家子。以明經入仕、性與俗背。後棄官隱居伊水上(河東の馮漸は、名家の子なり。明經を以て仕に入るも、性俗と背く。後に官を棄てて伊水の上に隱居す)」とある(出典は唐・張說『宣室志』)。

○奉母 母に仕えて世話をする、奉養する。早くは晋・陶淵明「晉故征西大將軍長史孟府君傳」に「君少失父、奉母二弟居(君少くして父を失ひ、母を奉じて二弟と居る)」とある。『太平広記』では卷三〇四・神一四「喬龜年」(出典は唐・柳祥『瀟湘錄』)等に見える。

○常樂里 長安城の東端に位置する坊の名。筆記本は「長樂里」に作るが、「長樂里(坊)」は城北にある別の坊の名。後文に登場する延興門は常樂里から坊二つ隔てた位置にあるから、「常樂里」がふさわしい。ちなみに、本条冒頭に「貞元末」とあるが、貞元十九年、常樂里には長安における白居易の最初の住まいがあった。

○將欲 ……したいと思う。二字で「將欲す」とも訓む。『太平広記』卷二七四・情感「買粉兒」に「君買此粉、將欲何施(君此の粉を買ひて、將に何にか施さんと欲する)」とある(出典は南朝宋・劉義慶『幽明録』)。

○竭産 家産を使い尽くす。家財を擲つ。『三国志』卷三九・蜀書・董和伝に「婚姻葬送、傾家竭産(婚姻と葬送と、家を傾け産を竭くせり)」とある。

○國醫 国一番の名医。『太平広記』では卷二四二・謬誤「蕭俛」に「唐貞元中」のこととして、「國醫王彦伯」の話が見え(次項「王彦伯」参照)、また卷八三・異人三「治針道士」にもやはり「徳宗時」のこととして、名前は記されないが、「國醫」が登場する(出典は唐・盧肇『逸史』)。

○王彦伯 唐・貞元頃の人。医術に優れ、国医と称された。『旧唐書』、『新唐書』などの史書には名が見えないが、『太平広記』には本話以外に以下の三話に登場する。卷二一九・医一「王彦伯」に「荆人道士王彦伯天性善醫、尤別脈、斷人生死壽夭、百不差一(荆人の道士王彦伯は天性医を善くし、尤も脈を別ち、人の生死寿夭を断じて、百に一も差はず)とあり、「裴胃尚書」の子の急病を「候脈」(脈を診る)によつて的確に診断した(出典は唐・段成式『酉陽雜俎』)。裴胃(七二九〜八〇三)の伝は『旧唐書』卷二二二、『新唐書』卷一三〇に見える。また、右の『太平広記』「王彦伯」の第二話に、王彦伯が「醫道」を行うと言つて数個の竈で薬を煎じ、様々な患者に適切な薬を無料で提供したという話が見える(出典は唐・李肇『国史補』)。さらにまた、『太平広記』卷二四二・謬誤「蕭俛」に「唐貞元中、蕭俛新及

第。時國醫王彦伯住太平里、與給事鄭雲達比舍住（唐貞元中、蕭俛新に及第す。時に國醫王彦伯 太平里に住し、給事鄭雲達と舍を比ならべて住す）」とある（出典は唐・温庭筠『乾驥子』。蕭俛は『旧唐書』卷一七二、『新唐書』卷一〇一に、鄭雲達は『旧唐書』卷一三七、『新唐書』卷一六一にそれぞれ伝がある。鄭雲達の邸宅が王彦伯と隣りあつていたことについては、宋・王謙『唐語林』卷六にも見えている。以上を総合するならば、王彦伯は荊州出身の道士で、唐の貞元の頃の人、長安の太平坊に住み、脈診に優れ、よく人の生死や寿命を判断し、薬の調合をよくし、貴賤を問わず症状に合わせて投薬し、多くの人々を治療して「国医」と称された人物ということになる。なお、王彦伯の住まいがある太平里は盧佩の住む常楽里から西に坊六つを隔てている。

○聲勢 名声と権勢。『太平広記』では卷九二・異僧六「惠照」に「後長沙王叔堅與始興王叔陵皆廣聚賓客、大爲聲勢、各恃權寵、有不平心（後に長沙王叔堅は始興王叔陵と与に皆広く賓客を聚め、大いに声勢を爲し、各おの権寵を待みて、平心ならざる有り）」とある（出典は唐・張誦『宣室志』）。

○造次 容易に、おいそれと。『太平広記』では卷一九八・文章一「白居易」に、白居易が巫山の神女を詠じた詩千首のうち優れた作四首のみを残して、「此四章者、乃古今之絶唱也。而人造

次不合爲之（此の四章は、乃ち古今の絶唱なり。而して人造次に合に之を爲すべからず）」と言つたとある（出典は唐・范攄『雲溪友議』）。

○祈請 願ひ求める。『太平広記』では卷一六一・感応一「徐祖」に「是夜、夢一神人告云、汝叔應合死也。祖扣頭祈請哀愍（是の夜、夢に一神人告げて云ふ、「汝の叔ま合に死すべし」と。祖扣頭して祈請哀愍す）」とある（出典は晋・干宝『搜神記』）。

【原文】2

佩期某日平旦、是日亭午不來。佩候望於門、心搖目斷。日既漸晚、佩益①悵然。忽見一白衣婦人、姿容絶麗、乘一駿馬、從一女僮、自曲之西、疾馳東過。有頃、復自東來、至佩處駐馬、謂佩曰、觀君顔色憂沮。又似有所候待來②。請問之。佩志於王彦伯、初不覺婦人之來。既被顧③問再三、乃具以情告焉。婦人曰、彦伯國醫、無容至此。妾有薄技、不減王彦伯所能。請一見太夫人④。必取平差。佩驚喜、拜於馬首曰、誠得如此、請以身爲僕隸相酬。佩即先入白母。母方呻吟酸楚之次、聞佩言、忽覺小瘳。遂引婦人至母前。婦人纔舉手候之、其母已能自動矣。

【訓読】2

佩某日の平旦を期するも、是の日亭午来たらず。佩門に候ち望むに、心揺れ目断ゆ。日既に漸く晚れ、佩益ます悵然たり。

忽ち一白衣の婦人の、姿容絶麗にして、一駿馬に乗り、一女僮を従へ、曲の西より、疾馳して東に過ぎるを見る。頃く有りて、復た東より来たり、佩の処に至りて馬を駐め、佩に謂ひて曰く、「君の顔色を觀るに憂沮あり。又来たるを候ひ待つ所有るに似たり。請ふ之を問はん」と。佩王彦伯を志せば、初め婦人の来たるを覺へず。既に顧みて問はるること再三にして、乃ち具に情を以て焉に告ぐ。婦人曰く、「彦伯は国医なれば、此に至る容き無し。妾に薄技有りて、王彦伯の能くする所に減ぜず。請ふ一たび太夫人に見へん。必ず平差を取らん」と。佩驚喜し、馬首に拝して曰く、「誠に此くの如くなるを得ば、請ふ身を以て僕隸と為して相ひ酬めん」と。佩即ち先づ入りて母に白す。母方に呻吟酸楚の次なるに、佩の言を聞き、忽ち小かに瘳ゆるを覺ゆ。遂に婦人を引きて母の前に至る。婦人纒かに手を挙げ之を候るに、其の母已に能く自ら動く。

【訳】 2

盧佩はある日の朝に会う約束をしたが、その日の昼になっても王彦伯はやってこなかった。佩は門のところまで待ち望んでいたが、心は落ち着かず空しく彼方をながめるばかり。日がしだいに暮れると、落胆の思はいよいよつた。突然、たいそう美しい白衣の婦人が現われ、駿馬に乗り、侍女一人を従えて、曲巷の西から東へと疾駆していった。しばらくすると、今度は

東からもどつてきて佩の前に馬を停め、佩にこう言った。「あなたのお顔を拝見しますと憂いでいっぱいです。それにどなたかを待つておられるご様子。どうかわけをお聞かせ下さい。」佩は王彦伯のことばかり気にかけていたので、婦人がやってきたのにはずつと気がつかなかった。婦人が再三請うので、そこで詳しくありのままを告げた。婦人は、「彦伯は国医ですから、ここにお越しになるはずはありません。わたくし、拙いながら医術の心得がございます。王彦伯の医術に劣りはしません。どうかお母様に会わせて下さい。きっとお治しますから」と言った。

佩は大喜びし、婦人の馬前に拝礼して、「もしほんとうにそうしていただけますならば、わが身を下僕にして大恩にお報いしたいと思ひます」と言った。佩は先に部屋に入って母に告げた。母は激しい痛みにうめき声をあげているところであったが、佩の言葉を聞くと、たちまち少し良くなった心地がした。そこで婦人を案内して母の前につれてきた。婦人がちよつと手を取つて脈を診ると、佩の母はもう自分で動くことが出来るようになった。

【校記】 2

- ①「益」、会校本校記に「沈本作『方』」とある。
 ②「有所候待來」、会校本「有所待者」に作り、校記に「者原作『來』。現據沈本改」という。

③「顧」、会校本校記に「沈本無此字」とある。

④「太夫人」、許本「大夫人」に作る。

【注】2

○平旦 夜明け方。

○亭午 正午。『河東記』では「韋齊休」（卷三四八・鬼三三）に「又數日、亭午間、呼曰、裴二十一郎來慰。可具食（又數日にして、亭午の間に、呼びて曰く、「裴二十一郎 来たりて慰めん。食を具ふべし」と）」とある。

○目斷 視界の及ぶ限り彼方をながめやる。遠望してその果てが見えない意。唐詩に散見する。「望斷」も同じ。『太平広記』では卷四八六・雜伝記三「無雙傳」に、仙客が劉震の到着を待ち望む場面に「至日落、城外店中待久不至。城門自午後扃鎖、南望目斷（日の落つるに至るまで、城外の店中に待つこと久しけれども至らず。城門午後より扃鎖し、南に望むも目断ゆ）」とある。

○悵然 失意・落胆する様子。『河東記』では「獨孤遐叔」（卷二八一・夢六・夢遊上）、「申屠澄」（卷四一九・虎四）に見える。

○白衣婦人 「婦人」は既婚女性で身分ある者。「白衣」の人はしばしば人間ならざる存在。『河東記』では「李敏求」（卷一五七・定数一二）に「俄有白衣人走來、拜敏求（俄かに白衣の人の走り来たりて、敏求に拜する有り）」とあり、ここでの「白衣

人」はすでに死んだ人物。

○姿容絶麗 『太平広記』卷三七五・再生一「鄴中婦人」にいま一例、「開棺、見婦人、顔色如生、姿容絶麗、可年二十餘（棺を開き、婦人を見るに、顔色生けるが如く、姿容絶麗にして、年二十餘ばかりなり）」とある（出典は『神異録』。『神異録』は『宋史』卷二〇三・芸文志一・別史類に見える「渤海填唐廣徳神異録四十五卷」か）。「姿容」は『河東記』では「黑叟」（卷四一・神仙四二）、「蕭洞玄」（卷四四・神仙四四）、「蘊都師」（卷三五七・夜又二）にも見える。

○乘一駿馬 唐代の女性が騎馬したことについて、明・蔣一葵『堯山堂外紀』卷三二に、白居易の詩「代賣薪女贈諸妓」に「一種錢唐江畔女、著紅騎馬是何人（一種の錢唐江畔の女、紅を著けて馬に騎るは是れ何人ぞ）」（『白氏文集』卷二〇、『全唐詩』卷四四三）とあるのを取り挙げて、「唐時、杭妓承應燕會、皆得騎馬以從（唐の時、杭の妓 燕會に承應するに、皆騎馬して以て從ふを得たり）」と言ふ。『太平広記』では卷六三・女仙人「崔書生」に「唐開元天寶中、有崔書生。……忽有一女、自西乘馬而來、青衣老少數人隨後。女有殊色、所乘駿馬極佳（唐の開元天寶中、崔書生なるもの有り。……忽ち一女有りて、西より馬に乗りて来たり、青衣の老少數人後に隨ふ。女殊色有り、乗る所の駿馬は極めて佳なり）」とある（出典は唐・牛僧孺『玄怪

録』。

○**自曲之西** 「曲」は都城中の小路。『河東記』では「韋丹」(巻一一八・報応一七・異類)に「相與策杖至通利坊。靜曲幽巷、見一小門(相ひ与に杖を策きて通利坊に至る。靜曲幽巷にして、一小門を見る)」とある。

○**憂沮** 心配で気落ちする様子。『旧五代史』巻五九・袁象先伝に「會淮寇大至、圍迫州城、象先彈力禦備、時援兵未至、頗懷憂沮(會淮寇大いに至り、州城を圍迫し、象先力を彈くして禦備するも、時に援兵未だ至らず、頗る憂沮を懷く)」とある。

○**似有所候待來** この句、会校本に「似有所待者」とあるのに従えば「待つ所の者有るに似たり」となり、意味は通じやすい。伝奇輯校本は「似有所候待者」に作る。

○**初不** ずっと……ない。まったく……ない。「初」は後に否定詞を取って、「ずっと……」「まったく……」の意。王鏊『唐宋筆記語辭匯積(第二次修訂本)』(中華書局、二〇一四年)三四頁参照。『河東記』では他に「韓弁」(巻三四〇・鬼二五)など四例が見える。

○**無容至此** ここに来ることはできない、来るはずがない。「容」は前に否定詞「不」「無」を伴うことが多く、その場合は、道理として……できない、という意。『文語解』巻四「容ベシ」、『全訳漢辭海』第四版「容」の句法1参照。『太平広記』巻二六六・

輕薄二(又(薛昭緯)に「大君有命、無容却回(大君 命有り、却回する容き無し)」とある(出典は五代十国・荆南・孫光憲『北夢瑣言』)。

○**薄技** つたない技術。ここでは医術。謙遜して言う語。『抱朴子』内篇「至理」に「此醫家之薄技、猶能若是。豈況神仙之道、何所不爲(此れ医家の薄技なるも、猶ほ能く是の若し。豈に況んや神仙の道をや、何の為さざる所ぞ)」とある。『太平広記』では巻二一九・医二「高駢」に、刑に臨んだ「術士」が「然某有薄技。可以傳授一人、俾其救濟後人、死無所恨矣然して某に薄技有り。以て一人に伝授すべく、其をして後人を救濟せしむれば、死すとも恨む所無からん」と述べ、許されて脳を切開する手術を行って成功したことが記される(出典は後周・王仁裕『玉堂閑話』)。「薄伎」は「薄伎」も同じ。『河東記』では「韋浦」(巻三四一・鬼二六)に「庸奴幸蒙見諾、思以薄伎所獲、傲獻芹者(庸奴 幸ひに諾せらるるを蒙りたれば、薄伎を以て獲る所、芹を獻ぜし者に傲はんことを思ふ)」と、やはり医術について言う。

○**太夫人** 人の母親を尊んで呼ぶ語。牛志平・姚兆女編著『唐人称谓』(三秦出版社、一九八七年)「太夫人」によれば、「太は一世代上を指す。古代は他人の妻を尊称して夫人と言ひ、他人の母親を尊称して太夫人と言う」(一一五頁)。『太平広記』巻四

五〇・狐四「韋參軍」に、「見鬼」に優れるという道士が「狐媚」に取りつかれた県令の母親について、「今比見諸隊仗、有異人入境。若得此人、太夫人疾苦必愈（今比諸の隊仗を見るに、異人の境に入る有り。若し此の人を得れば、太夫人の疾苦必ず愈えん）」と語る場面がある（出典は唐・戴孚『広異記』、『河東記』では「辛察」（卷三八五・再生二一）に、沈氏の召使がすでに亡くなっている女主人のことを「我太夫人也（我が太夫人なり）」と呼んでいる。

○平差 病気が癒えること。「差」は癒える。「瘥」に同じ。『太平広記』卷一一〇・報心九・觀音経「釋道泰」に、夢に寿命を知らされた道泰が昼夜觀世音を念じたところ、光を放つ不思議な人物が現われ、「因大流汗、胸體即輕、所患平差（因りて大いに汗を流し、胸体即ち軽く、患ふ所は平差したり）」とある（出典は唐・釈道世『法苑珠林』）。

○拜於馬首 馬前に拝礼する。李白「贈張相鎬二首」其一に「諸侯拜馬首、猛士騎鯨鱗（諸侯馬首に拝し、猛士鯨鱗に騎す）」（『李太白文集』卷一一、『全唐詩』卷一七〇）とある。『太平広記』では卷一九九・神九「韋安道」に「漸見夾道戍守者、拜於馬前而去（漸く道を夾みて戍守せる者の、馬前に拝して去くを見る）」とある（出典は唐・李玫『異聞録』）。

○請以身爲僕隸 わが身を召使いとしていただきたい。後文に

は「願以身爲天師奴」とある。「僕隸」は召使い。「僕使」、「奴僕」、「廝養」等もほぼ同義。「僕隸と為らんことを請ふ」は会話文中の常套句で、神仙・道士や大恩ある人、あるいは結婚を熱望する相手やその親などに対して言われる。『太平広記』卷四二・神仙四二の「權同休」に「某本驕稚、不識道者。今返請爲僕（某は本驕稚にして、道者たるを識らず。今返つて僕と為らんことを請ふ）」（出典は唐・段成式『酉陽雜俎』）とあり、卷四五・神仙四五の「王卿」に「願神人許爲僕使（願はくは神人僕使と為るを許せ）」（出典は唐・皇甫氏『原化記』）とあり、卷四六〇・禽鳥一・鶴「裴沆」に「裴知隱者、拜請爲奴僕（裴隱者たるを知り、拝して奴僕と為らんことを請ふ）」（出典は『酉陽雜俎』）とあるのはいずれも神仙に弟子入りを志願する語。また、卷一九四・豪俠二「崑崙奴」に「請爲僕隸、願侍光容（請ふ僕隸と為りて、願はくは光容に侍せん）」（出典は唐・裴鉶『傳奇』）とあるのは女から男への求愛、卷四八四・雜伝記一「李娃伝」に「願以己爲廝養（願はくは己を以て廝養と為せ）」とあるのは、李娃と枕席を共にすることを許された男から李娃の養母への謝辞。

○方呻吟酸楚之次 「呻吟」はうめき声をあげる、「酸楚」は悲しみ傷む。「次」は「……の時」の意。『太平広記』卷四二・神仙四二「蕭穎士」に「方食之次、忽見老翁（方に食はんとするの

次、忽ち老翁を見る」とある(出典は唐・皇甫氏『原化記』)。
『河東記』にも、他に二例(獨狐遐叔)「板橋三娘子」。

○候 診察する。先に「王彦伯」の注に挙げた『太平広記』卷二一九・医二「王彦伯」に「候脈良久(脈を候ること良久しくす)」とある(出典は唐・段成式『酉陽雜俎』)。

【原文】 3

於是一家歡躍 競持所有金帛 以遺婦人 婦人曰 此猶未也。
當要①進一服藥 非止盡除痼疾 抑亦②永享眉壽 母曰 老婦將死之骨 爲天師再生 未知何階上答③主④德 婦人曰 但不棄細微 許奉九郎巾櫛 常得在④太夫人左右則可⑤ 安敢論功乎 母曰 佩猶願以身爲天師⑥奴 今反得爲丈⑦夫 有何不可 婦人再拜稱謝 遂於女僮手 取所持小粧奩中 取藥一刀圭 以和進母 母入口、積年諸苦、釋然頓平。即具六禮、納爲妻。

【訓読】 3

是に於いて一家歡躍し、競ひて有する所の金帛を持し、以て夫人に遺る。婦人曰く、「此れ猶ほ未だしなり。当に一服の薬を進むを要すべし。止だに尽く痼疾を除くのみに非ず、抑も亦た永く眉寿を享けん」と。母曰く、「老婦將に死せんとするの骨、天師の再び生かすところと爲る。未だ何に階りてか全徳に上答するかを知らず」と。婦人曰く、「但だ細微を棄てずして、九郎

の巾櫛を奉ずるを許され、常に太夫人の左右に在るを得ば則ち可なり。安ぞ敢て功を論ぜんや」と。母曰く、「佩は猶ほ身を得て天師の奴と爲らんことを願ひしに、今反つて丈夫と爲るを得たるとは。何の可ならざることか有らん」と。婦人再拜して謝を称し、遂に女僮の手に於いて、持せる所の小粧奩中より取り、薬一刀圭を取り、以て和して母に進む。母口に入るや、積年の諸の苦、釈然として頓に平らかなり。即ち六礼を具し、納めて妻と爲す。

【訳】 3

かくて家中躍り上がって喜び、先を争うようになりつた金の品を持ち出すと婦人に贈った。婦人は、「治療はまだ終わっていません。薬を一服お飲みなる必要があります。飲めば持病をすっかり取り除くだけではなく、いつまでも長寿を得ることができます」と言った。母は、「老いぼれてほとんど死にかけておりましたこの体、天師様のおかげでもう一度生き返ることができました。この大恩にどのようにしてお報いすればよいのか分かりません」と言った。婦人は、「ただもう賤しいわたくしを見捨てにならず、ご息子の九郎様にお仕えすることをお許しいただき、いつもお母様のお側に置いていただきさえすれば、それで十分です。どうして功績のあるなしなど問題になりましようか」と言った。母は、「息子の佩はわが身を天師様の召使にす

ることさえ願つておりますのに、それなのに今かえつて夫にな
ることができようとは、嫁いでいただくことに何の問題があり
ましうか」と言った。婦人は何度も礼を述べると、侍女の手
から持参した化粧箱の中の薬をひと匙取り出し、これをこねる
と母に飲むように勧めた。母は口に入れるや、長年のさまざま
な苦しみがいっきに癒えてしまった。ただちに婚礼を執り行い、
婦人を迎えて妻とした。

【校記】 3

① 「要」、会校本は「更」に作り、校記に「原作『要』。現據沈
本改」という。

② 「抑亦」、筆記本「抑且」に作る。

③ 「全」、会校本は「大」に作り、校記に「原作『全』。現據沈
本改」という。

④ 「在」、筆記本「侍」に作る。

⑤ 「則可」、四庫本「幸矣」に作る。

⑥ 「師」、会校本校記に「沈本作『神』」とある。

⑦ 「丈」、会校本校記に「沈本無此字」とある。

【注】 3

○金帛 金と絹。財産。『河東記』では「申屠澄」（卷四二九・
虎四）に「頗有過客以金帛爲問（頗る過客の金帛を以て問を為す
有り）」とある。

○非止盡除痼疾、抑亦永享眉壽 「非止……抑亦……」は「…

…であるだけでなく、……でもある」。『抑亦』は筆記本「抑且」
に作るが、同義。『太平広記』卷一三三・報応二二・冤報「韋判
官」に「非止一身、抑亦慶及後嗣（止だに一身のみに非ず、抑も
亦た慶は後嗣に及ばん）」とある（出典は唐・闕名『陰徳伝』）。

○痼疾 ながわづらいの病。持病。『太平広記』では卷八八・異
僧二「佛圖澄」に「時有痼疾、世莫能知者、澄爲醫療、應時瘳
損（時に痼疾有りて、世に能く知やす者莫きも、澄 医療を為す
に、時に応じて瘳損す）」とある（出典は梁・慧皎『高僧伝』）。

○眉壽 長寿。長寿の人。長寿の人は眉が長く伸びるので言う。
『詩経』邶風「七月」に出る語であるが、道教関係では『雲笈
七籤』卷二〇・三洞経教部・経「太上飛行九神玉經」に、「龍輿
玉景、飛行太空。長享眉壽、天地同功（龍輿の玉景、太空に飛
行す。長く眉寿を享け、天地と功を同じくす）」とある。

○將死之骨 いまにも死にそうなわが身。謙遜の辞。類似表現
として、『河東記』「韋丹」（卷二一八・報応一七・異類）に「老
夫將死之命、爲君所生。恩德如此。豈容酬報（老夫將に死せん
とするの命、君の生かす所と爲る。恩德此くの如し。豈に酬報
する容けんや）」とある。

○天師 優れた道士の尊称。『太平広記』卷四五・神仙四五「王
卿」に「後一日、忽見天師出門杖策、道士四五人侍従。天師形

狀瓌偉、眉目疎朗(後一日、忽ち天師の門を出でて策を杖き、道士四五人の侍従するを見る。天師は形状瑰偉にして、眉目疎朗なり)とある(出典は唐・皇甫氏『原化記』)。

○未知何階上答全德 「何階」は何によつて、どのような方法での意。「全德」は欠けること無き完全な德。大恩の意。会校本は「大德」に作るが、ほぼ同義。「何階上答」は、唐・李嶠「謝加賜防閑品子課及全祿表」に「邱山厚澤、猥及下流。草木輕生、何階上答(邱山のごとき厚き沢ひ、猥りに下流に及ぶ。草木のごとき輕き生、何に階りてか上答せん)」(『全唐文』卷二四六)

とあり、仏教・道教関係では唐・田照『大唐貞元統開元釈教録』に「喜躍無涯、稽首焚香何階上答(喜び躍ること涯り無く、稽首焚香し何に階りてか上答せん)」(『大正新脩大藏經』第五卷・目錄部全、七五二頁中段と、前蜀・杜光庭『広成集』卷五「犀浦劉殷費順黃籙齋詞」に「共感殊恩、何階上答(共に殊恩に感じ、何に階りてか上答せん)」とあるなど、大恩を謝する際の常套的表現。「何階」は唐詩にも散見し、杜甫「夜聽許十一誦詩愛而有作」に「何階子方便、謬引爲匹敵(何に階りてか子の方便ありて、謬り引かれて匹敵と為る)」(『杜詩詳注』卷三、『全唐詩』卷二一六)とある。

○細微 賤しい身分(の人)。「細」も「微」も身分が低い意。謙遜の辞。『太平広記』卷三三六・奢侈一「玄宗」に楊国忠の語と

して「某家起于細微、因緣椒房之親、以至于是(某の家は細微より起こるも、椒房の親に因縁し、以て是に至る)」とある(出典は唐・鄭処誨『明皇雜錄』)。

○九郎 盧佩を指す。「九」は排行。「郎」は男子の敬称。本話の最後に「盧佩第九也(盧佩 第九なり)」とある。

○巾櫛 手ぬぐいとくし。「巾櫛」を持つて夫に仕えることから、妻となる意。『太平広記』卷三四三・鬼二八「寶玉」に「小女得奉巾櫛、蓋是宿緣(小女 巾櫛を奉ずるを得たるは、蓋し是れ宿縁なり)」とある(出典は唐・牛僧孺『玄怪錄』)。

○粧奩 化粧道具などを入れる箱。「奩」は小箱。『太平広記』卷一五二・定数七「鄭德璘」に「因覩韋氏粧奩中、有紅箋一幅、取而題所聞之句、亦吟哦良久(韋氏の粧奩中に紅箋一幅の有るを睹るに因りて、取りて聞く所の句を題し、亦た吟哦すること良久しくす)」とある(出典は唐・裴鉞『傳奇』)。

○藥一刀圭 薬ひと匙。「刀圭」は薬(主に粉薬)を量るさじ。晋・葛洪『抱朴子』内篇「金丹」に「第三之丹名曰神丹。服一刀圭、百日仙也(第三の丹を名づけて神丹と曰ふ。一刀圭を服すれば、百日の仙なり)」とあるなど、『抱朴子』には散見する。

○釋然 心がすっきりする。『太平広記』卷四七〇・水族七・水族為人「薛二娘」に、魅に憑かれた娘が薛二娘と名乗る巫によつてお祓いを受ける場面に「其患者素不識書、至是落筆、詞翰

俱麗。須臾、患者昏睡、翌日乃釋然（其の患者素より書を識らざるに、是に至りて筆を落とすや、詞翰俱に麗し。須臾にして、患者昏睡し、翌日乃ち釈然たり）」とある（出典は唐・陳邵『通幽記』）。

○六禮 結婚に至るまでの六種の礼法。納采・問名・納吉・納徵・請期・親迎。「具六禮」は、正式の婚姻手続きを踏み行ったということ。『太平広記』卷一六・神仙一六「杜子春」に「盧生備六禮、親迎爲妻（盧生六礼を備へ、親迎して妻と爲す）」（出典は唐・李復言『続玄怪録』）とあり、卷四八四・雜伝記一「李娃傳」に「明日、命媒氏通二姓之好、備六禮以迎之（明日、媒氏に命じて二姓の好を通じ、六礼を備へて以て之を迎ふ）」とある。

【原文】 4

婦人朝夕供養、妻道嚴謹。然每十日、即請一歸本家。佩欲以車輿^①送迎、即終固辭拒。唯乘舊馬、從^②女僮、倏忽往來、略無踪跡、初且欲順適其意。不能究尋。後既多時、頗以爲異。一旦^③、伺其將出、佩即潛往窺^④之。見乘馬出延興門、馬行空中。佩驚問行者、皆不見。佩又隨至城東墓田中。巫者陳設酒殺、瀝酒祭地、即見婦人下馬、就接而飲之。其女僮隨後收拾紙錢、載於馬上、即變爲銅錢。又見婦人以策畫地、巫者^⑤隨指其處曰、此

可以爲穴。事畢、即乘馬而回。佩心甚惡之、歸具告母、母曰、吾固知是妖異、爲之奈何。自是^⑥婦人絶不復歸佩家。佩亦幸焉。

【訓読】 4

婦人朝夕供養し、妻道嚴謹たり。然して十日毎に、即ち一たび本家に帰らんことを請ふ。佩、車輿を以て送迎せんと欲するも、即ち終に固く辞拒す。唯だ旧馬に乗り、女僮を従へしのみにて、倏忽にして往來し、略踪跡無し。初めは且く其の意に順適せんと欲して、究尋する能はず。後には既に多時なれば、頗る以て異と爲す。一旦、其の將に出でんとするを伺ひ、佩即ち潜かに往きて之を窺ふ。馬に乗りて延興門を出づるを見れば、馬空中を行く。佩驚きて行く者に問ふも、皆見ず。佩も又随ひて城東の墓田中に至る。巫者酒殺を陳設し、酒を瀝ぎて地を祭るに、即ち婦人の馬より下り、就き接して之を飲むを見る。其の女僮後に随ひて紙錢を收拾し、馬上に載すれば、即ち變じて銅錢と爲る。又婦人の策を以て地に画し、巫者随ひて其の処を指して、「此れ以て穴と爲すべし」と曰ふを見る。事畢はり、即ち馬に乗りて回る。佩心に甚だ之を惡み、歸りて具に母に告ぐるに、母曰く、「吾固よりは是れ妖異なるを知るも、之を奈何にか爲んと。是より婦人絶へて復た佩家に帰らず。佩も亦た焉を幸ひとす。

【訳】 4

婦人は朝晩よく母にかしずき、妻としての道を謹厳に守った。ところが、十日に一度実家に帰りたいと言う。佩は車を出して送り迎えをしようとしたが、妻はいつも固辞して、以前から乗っていた馬に乗り、侍女をお供にただけで、たちまちのうちに往来して、まったく跡をも見せないのであった。始めは妻の意に副うようにと思つて尋ねることもままならなかつたが、後にはあまりに度重なるので、これはおかしいと思うようになった。ある日、佩は妻が出かけようとするのを待つて、こつそりと跡をつけて様子をうかがつた。妻が馬に乗つて延興門を出たかと思つと、その馬が空を飛んで行くのが見えた。驚いて道行く人に尋ねたが、その姿は誰の目にも見えないのであつた。佩がさらに跡をつけていくと、長安城の東の郊外の墓地に着いた。巫女が酒肴を並べ、酒を注いで地神を祭るや、婦人が馬を下り、近づいて酒を受け取るとこれを飲みほすのが目に入った。侍女がその後について紙銭を拾い集め、馬の背に載せるとたちまち銅銭に変化した。さらに、婦人が鞭で地面に線を引くと、巫女は後についてそこを指差し、「ここが墓穴にいいでしょう」と言つた。事が終わると、夫人はすぐに馬に乗つて帰つていつた。佩はひどく不快を覚え、家に帰つて詳しく母に告げたところ、母は、「わたしはとつくにあれが妖しい者だと分かつていたけれど、どうしようもないねえ」と言つた。その後、婦人は二度と

佩の家に帰つてこなかつた。佩もこれ幸いと思つた。

【校記】 4

- ① 「輿」、会校本校記に「陳本作『輦』」とある。
- ② 「從」、許本「後」に作る。
- ③ 「一旦」、四庫本・筆記本「一日」に作る。
- ④ 「窺」、会校本校記に「沈本作『察』」とある。
- ⑤ 「巫者」字下、会校本「即」字有り。その校記に「原無此字。現據沈本・陳本補」という。
- ⑥ 「是」、会校本校記に「沈本作『其』」とある。

【注】 4

○ 供養 父母に仕えてよくその世話をする。『太平広記』卷四八七・雜伝記四「霍小玉傳」に「慈母在堂、不能供養（慈母堂に在るも、供養する能はず）」とある。

○ 妻道 妻として踏み行ふべき行い。晋・張華「女史箴」に「婦德尚柔（婦徳は柔を尚ぶ）」（『文選』卷五六）とあり、李善注に「周易曰、至柔而動也剛。妻道也（周易に曰く、「坤」至柔にして動くや剛なり。妻道なり）」とある。李善注が引くのは『易』「坤」の文言伝。『太平広記』に「妻道」の用例は本話のみであるが、卷六八・女仙一三「楊敬眞」に「楊氏婦道甚謹（楊氏は婦道甚だ謹なり）」（出典は唐・李復言『続玄怪録』）とあつて本話の「妻道嚴謹」に似るように、「妻道」は「婦道」とほぼ同義。

『河東記』では「申屠澄」（卷四二九・虎四）に「毎謂澄曰、爲婦之道、不可不知書。倘更作詩、反似嫗妾耳（毎に澄に謂ひて曰く、「婦爲るの道は、書を知らざるべからず。倘し更に詩を作らば、反つて嫗妾に似んのみ」と）」とある。

○**本家** 妻の実家。『河東記』では前掲「申屠澄」に「後二十餘日、復至妻本家（後二十餘日、復た妻の本家に至る）」とある。

○**倏忽** たちまちの間に。『太平広記』卷一六・神仙一六「杜子春」に「衣服車馬、易貴從賤、去馬而驢、去驢而徒、倏忽如初（衣服車馬、貴を易へて賤に従ひ、馬を去りて驢にし、驢を去りて徒し、倏忽として初の如し）」とある（出典は唐・李復言『続玄怪録』）。

○**略無** まったく……ない。「略」は旧来「ほぼ」と読み習わしているが、否定詞の「無」をともなつて、強い否定の意を表す。「絶無」、「皆無」も同じ。『河東記』では「蕭洞玄」（卷四四・神仙四四）に「端敏惠黠、略無倫比（端敏にして惠黠なること、略倫比無し）」とある。

○**踪跡** ゆくえ。「蹤跡」に同じ。『太平広記』卷四〇・神仙四〇「章仇兼瓊」に「自後更令尋訪、絶無蹤跡（自後更に尋訪せしむるも、絶へて蹤跡無し）」とある（出典は唐・盧肇『逸史』）。

○**一旦** ある朝。ある日。四庫本・筆記本は「一日」に作る。

○**延興門** 長安城の東の城門のうち最も南に位置する門。盧佩

の別邸がある常樂坊から二つ南に新昌坊があり、この新昌坊の南街から東に向けて城外に通じるのが延興門。延興門を出ると城東の墓地に到る。『太平広記』卷三七・奢侈二「同昌公主」に、公主が亡くなったとき、「及葬於東郊、上與淑妃御延興門（東郊に葬るに及び、上淑妃と与に延興門に御す）」（出典は唐・蘇頲『杜陽編（杜陽雜編）』）とあり、唐・円照『貞元新定釈教目錄』に「葬于京城延興門東之平原（京城の延興門の東の平原に葬る）」（『大正新脩大藏經』第五五卷・目錄部全、八七一頁下段）とある。

○**城東墓田** 「城東」は長安城の東の郊外、「墓田」は墓地。延興門の東の郊外と滻河の間の龍首原一帯には墓域があつた。妹尾達彦「唐長安の都市生活と墓域」図1「長安の郊外」八、九世紀の交通・水利・墓域」（『東アジアの古代文化』一二三号所収、大和書房、二〇〇五年）参照。白居易「曲江醉後贈諸親故」に「郭東丘墓何年客、江畔風光幾日春（郭東の丘墓は何れの年の客ぞ、江畔の風光は幾日か春なる）」（『白氏文集』卷一五、『全唐詩』卷四三八）とある「郭東」は「城東」と同じで、長安城の東郊を指す。

○**巫者** みこ。『河東記』では「党國清」（卷三〇七・神一七）、「韋浦」（卷三四一・鬼二六）に見える。唐・杜佑『通典』卷一〇五・礼六五・沿革六五・凶礼二七・喪礼雜制に葬法と巫者に

ついで「暨於近代以來、加之陰陽葬法、或選年月便利、或量墓田遠近、一事失所、禍及生人、巫者利其貨賄、莫不擅加利害。

遂令葬書一術、乃有百二十家、各說吉凶、拘而多忌（近代に暨びて以來、之に陰陽の葬法を加へ、或は年月の便利を選び、或は墓田の遠近を量り、一事所を失へば、禍生人に及び、巫者其の貨賄を利とし、擅に利害を加へざるは莫し。遂に葬書一術をして、乃ち百二十家有らしめ、各おの吉凶を説き、拘らはれて忌むこと多し）」とある。

○陳設酒殺 酒肴を並べる。巫が酒肴を陳列し、紙錢を焼いて神に祈る様子については、白居易の「新樂府 黑潭龍」に「家養豚漉清酒、朝祈暮賽依巫口。神之來兮風飄飄、紙錢動兮錦傘搖。神之去兮風亦靜、香火滅兮杯盤冷。肉堆潭岸石、酒潑廟前草（家家豚を養ひ 清酒を漉し、朝に祈り暮に賽すること 巫口に依る。神の來たるや風飄飄たり、紙錢動きて錦傘揺らぐ。神の去るや風も亦た静まり、香火滅して杯盤冷ややかなり。肉は潭岸の石に堆く、酒は廟前の草に潑ぐ）」（『白氏文集』卷四、『全唐詩』卷四二七）とある。

○瀝酒祭地 酒を地に注いで土地神を祭る。酒を注ぐのは、神に祈ったり誓いを立てたりするときの行為。『太平広記』卷二二・報応二二・冤報「樂生」に「素酒瀝地祝之（酒を索めて地に瀝ぎ之を祝す）」（出典は唐・盧肇『逸史』）と、卷二四四・編急

「裴樞」に「因舉酒瀝地、誓曰……（因りて酒を挙げて地に瀝ぎ、誓ひて曰く……）」（出典は唐・温庭筠『乾驥子』）とある。

○紙錢 葬送のときに死者とともに墓に埋めたり、祭祀のときに燃やしたりする、紙で作られた錢。死者や鬼神のあの世での用に供する。『太平広記』に多く登場し、『河東記』にも「王錡」（卷三二〇・神二〇）、「韓弁」（卷三四〇・鬼二五）、「許琛」（卷三八四・再生一〇）、「辛察」（卷二八五・再生一〇）などに見える。「紙錢」は後に「冥錢」とも称される。その早い例に、『太平広記』卷三五四・鬼二九「袁繼謙」に「其年親卒、遂以其刺兼冥錢焚之（其の年親卒し、遂に其の刺と兼ねて冥錢とを以て之を焚く）」とある（出典は五代・王仁裕『玉堂閑話』）。紙錢については、許飛「唐代小説に見られる「紙錢」（『中国中世文学研究』第五七号、中国中世文学会、二〇一〇年三月）及び本訳注稿（二）「王錡」、同（五）「韓弁」の「紙錢」の語釈参照。

○變爲銅錢 現世の紙錢は燃やすとあの世で用いる銅錢となる。紙錢が銅錢に変化するという話は『河東記』では「辛察」（卷三八五・再生一〇）に見える。長安の勝業里に住む辛察はにわかには頭痛に襲われ死んでしまふが、胸にわずかに温かみがあった。黄衣の人が現れて、「君はまだ行つてはならない。錢二千緡を差し出すならば、許してやろう」と言うので、家族の者に紙錢を焚いてもらったところ、「察見紙錢燒訖、皆化爲銅錢（察紙錢

の焼き訖るを見るに、皆化して銅錢と為る」とある。逆に、『太平広記』卷三五〇・鬼三五「許生」には、あの世の幽鬼がこの世に現れて店で酒を買ったが、後で見ると紙錢であった（「開櫃視、皆紙錢也（櫃を開けて視るに、皆紙錢なり）」という話が見える（出典は唐・李玖『異聞録（纂異記）』。前注「紙錢」の語釈に挙げた許飛氏論文参照）。

○心甚惡之 心中はなはだ嫌悪する。『世説新語』雅量第六に「太元末、長星見。孝武心甚惡之（太元の末、長星見る。孝武心に甚だ之を惡む）」とある。『太平広記』には九例を教え、『河東記』では「辛察」（卷三八五・再生一一）に「察心甚惡之（察心に甚だ之を惡む）」とある。

○妖異 不可思議な現象。また、人に非ざる種々の妖怪変化を指している。『太平広記』卷四四四・畜獸一一・猿上「陳巖」に「居士又出丹符擲之、婦人遂委身于地、化爲猿而死。巖既悟其妖異、心頗怪悸（居士又丹符を出して之に擲つに、婦人遂に身を地に委ね、化して猿と為りて死す。巖既に其の妖異なるを悟り、心に頗る怪悸す）」とある（出典は唐・張讀『宣室志』）。

【原文】 5

後數十日、佩因出南街中①、忽逢婦人行李。佩呼曰、夫人何久不歸。婦人不顧、促轡而去。明日、使女僮傳語佩曰、妾誠非

匹敵②、但以君有孝行相感、故爲君治③太夫人疾、得平和。君自④請相約爲夫婦、今既見疑、便當決⑤矣。佩問女僮、娘子今安在。女僮曰、娘子前日已改嫁靖恭⑥李諮議矣。佩曰、雖欲相棄、何其速歟。女僮曰、娘子是地祇、管京兆府三百里内人家喪葬所在、長須⑦在京城中生人妻、無⑧自居也。女僮又曰、娘子終不失所。但嗟九郎福祐⑨太薄、向使娘子長爲妻、九郎一家、皆爲地仙矣。盧佩⑩第九也。出河東記。

【訓読】 5

後數十日、佩南街中に出づるに因りて、忽ち婦人の行李に逢ふ。佩呼びて曰く、「夫人何ぞ久しく帰らざる」と。婦人顧みず、轡を促して去る。明日、女僮をして佩に伝語せしめて曰く、「妾は誠に匹敵に非ざるも、但だ君が孝行有りて相ひ感ずるを以て、故に君の為に太夫人の疾を治めて、平和を得たるのみ。君自ら相ひ約して夫婦と為らんことを請ふ。今既に疑はるれば、便ち当に決すべし」と。佩女僮に問ふ、「娘子今安くに在りや」と。女僮曰く、「娘子前日已に靖恭の李諮議に改嫁せり」と。佩曰く、「相ひ棄てんと欲すと雖も、何ぞ其れ速やかなる」と。女僮曰く、「娘子は是れ地祇なり。京兆府三百里内の人家の喪葬の在る所を管る。長に須らく京城中に在りて生人の妻と作るべくして、自らの居無し」と。女僮又曰く、「娘子終に所を失はず。但だ九郎の福祐の太だ薄きを嗟くのみ。向使娘子をして長く妻

為らしむれば、九郎の一家、皆地仙と為らん」と。盧佩第は九なり。河東記に出づ。

【訳】 5

その後、数十日して、佩が南の大通りに出たところ、不意に婦人の一行に出会った。佩は呼びかけて「あなたはどのように長いこと帰らないのですか」と言ったが、婦人は振り返らず、手綱を取って行ってしまった。翌日、婦人は侍女を遣わして佩にこう伝言した。「私はまことにあなたの妻としてふさわしくはありませんが、ただあなたの親孝行に心を動かされましたので、あなたのためにお母様の病を治してさしあげ、（お母様はお元気になるのです。あなたはご自分から誓って夫婦となることを願われました。いま私に疑いがかかりましたからには、もはやこのままお別れするしかありません。」佩が侍女に、「奥様はいまどちらに」と問うと、侍女は、「奥様は先日、靖恭坊にお住まいの李諮議様と再婚されました」と答えた。佩が、「私と別れたいにしても、なんとも早々と再婚したものですな」と言うのと、侍女は、「奥様は地祇なのです。京兆府三百里の内のすべての人々の墓所を管理しておられます。いつも都に住まって人間の妻とならねばならず、ご自分のお住まいはありません」と言った。侍女はまたこう言った。「奥様は決してお住まいをなくされるということはありません。ただ、九郎様の福分がたいそう

薄かったことだけが残念です。もし奥様がずっとそのまま結婚しておられましたならば、九郎様の御一家はみな地仙となられたはずなのですが。」盧佩の排行は九番目である。『河東記』に出る。

【校記】 5

- ① 「中」、会校本校記に「沈本無『中』字」とある。
- ② 「敵」、会校本は「偶」に作り、校記に「原作『敵』。現據沈本改」という。
- ③ 「治」、許本・黄本・四庫本「婦」に作る。底本の注に「治原作婦。據明鈔本改」とある。会校本校記に「原作『婦』。現據沈本改」とある。
- ④ 「君自」、会校本「君」字を欠き、その校記に「原作『君自』。現據沈本改」という。
- ⑤ 「決」、会校本「訣別」に作り、校記に「原作『決』。現據沈本改」という。
- ⑥ 「靖恭」、許本は「靖」字を欠き、空格とする。底本の注に「靖字原空闕。據明鈔本・陳校本改」とある。黄本・四庫本・筆記本「孝恭」に作る。会校本校記に「原作『口』。現據孫本・沈本・陳本補」とある。
- ⑦ 「長須」、会校本「常」に作り、校記に「原作『長須』。現據沈本改」という。

⑧「無」、会校本「不」に作り、校記に「原作『無』。現據沈本改」という。

⑨「福祐」、黄本・筆記本「福祐」に作る。

⑩「盧佩」、会校本「佩行」に作り、校記に「原作『盧佩』。現據沈本改」という。

【注】5

○南街 里坊の南側の通り。ここでは、邸宅のあった常楽里の南側の通り。

○行李 官吏の随行人。ここでは婦人とその供回りの一行。『河東記』では「崔紹」（卷三八五・再生一一）に「天王行李頗盛道引騎從、鬪塞街衢（天王の行李頗る盛んにして、道に騎從を引き、街衢を鬪塞す）」とある他、「呂羣」（卷一四四・徵心一〇・人臣咎徵）、「柳解」（卷三〇八・神一八）、「鄭馴」（卷三四一・鬼二六）にも見える。

○促轡 手綱を引いて馬の歩みを速める。『太平広記』では卷四四・神仙四四「穆將符」に「黄衣者促轡尤急（黄衣の者轡を促すこと尤も急なり）」（出典は前蜀・杜光庭『神仙拾遺』）とあるなど、他に三例を見る。

○傳話 ことづて。また、伝言する。『河東記』では「韋浦」（卷三四一・鬼二六）、「韋齊休」（卷三四八・鬼三三）、「許琛」（卷三八四・再生一〇）、「崔紹」（卷三八五・再生一一）に見える。

○匹敵 つれあい。また、夫婦となる。会校本は「匹偶」に作るが、同義。『太平広記』では卷三四・鬼一九「鄭德懋」に、崔夫人の使いで鄭德懋を夫人の娘の婿にと告げに訪れた侍女が、「夫人小女、頗有容質、且以清門令族、宜相匹敵（夫人の小女は、頗る容質有り、且つ清門の令族なるを以て、宜しく相匹敵すべし）」と述べる場面がある（出典は唐・張説『宣室志』）。

○得平和 元気になる。「平和」は健康を回復すること。『太平広記』卷一〇〇・釈証二「李思元」に、一度死にかけたのち蘇生した李思元が僧を招いてご馳走を供え、紙銭を焚いて供養したところ、「至天曉、漸平和（天の暁なるに至りて、漸く平和なり）」とある（出典は唐・牛肅『紀聞』）。

○君自請相約爲夫婦 会校本は沈本によつて「君」字を省く。これに従えば、婦人が自ら夫婦となることを願った意となり、本話前段に記される経緯と合致することになる。いましばらく底本のままに読んでおく。

○娘子 奥様。『太平広記』卷四八六・雜伝記三「無雙傳」に、召使が主人公の仙客に告げる語に「娘子適以親情事言於阿郎（娘子適^{まよ}に親情の事を以て阿郎に言ふ）」とある。蔣礼鴻著『敦煌変文字義通釈（増補定本）』（上海古籍出版社、一九九七年）一六頁に「孃孃・娘娘・娘子・娘主」の字義として「母親」と「主母」（女主人）との両義を挙げ、後者の用例として右の「無雙傳」

を挙げる。『河東記』では「獨孤遐叔」(卷二八一・夢六・夢遊上)、「板橋三娘子」(卷二八六・幻術三)、「成叔弁」(卷三四四・鬼二九)、「韋齊休」(卷三四八・鬼三三)、「蘊都師」(卷三五七・夜又二)、「申屠澄」(卷四二九・虎四)に見え、それぞれ指す所に小異がある。

○前日 先日、過日。日本語の「前日」(その日のすぐ前の日)とは異なる。

○改嫁 再婚する。『太平広記』には卷四二八・虎三「勤自勵」に「十年不還。自勵妻林氏爲父母奪志、將改嫁同縣陳氏(十年還らず。自勵の妻林氏父母の志を奪ふところと為り、將に同県の陳氏に改嫁せんとす)」(出典は唐・戴孚『広異記』)とあるなど、数例が見える。

○靖恭 長安城の靖恭坊のこと。盧佩が住む常楽坊の南隣に位置する。黄本等は「孝恭」に作るが、長安の里坊に「孝恭」は無く、「靖恭」が妥当である。

○李諮議 「諮議」は諮議参軍の略。『唐書』卷四九下・志・百官・王府官に「諮議参軍事一人、正五品上。掌計謀議事(諮議参軍事一人、正五品上。計謀議事を掌る)」とある。

○地祇 地の神。古くは『周礼』春官・大宗伯に「天神・人鬼・地示(祇)」とあり、『史記』卷一一七・司馬相如列伝に「修禮地祇、謁款天神(礼を地祇に修め、款を天神に謁ぐ)」とある。

ここでは、下文に「京兆府三百里内の人家の喪葬の在る所を管る」とあるように、長安の墓所一切を管轄する土地の神、后土神と解される。窪徳忠『道教の神々』(講談社学術文庫、一九九六年)「后土神」によれば、后土神の性格には一般的な地の神とは別に「墓の守り神」としてのそれがあり、開元二十年(七三二)に定められた『大唐開元礼』卷一三八の后土神に関する記載には、「墓を造るとき、埋葬や改葬のときなどに、墓の区域を守ることを願う神としての后土神」の姿が見えることから、八世紀の初めか、遡っては七世紀末頃からこの意味が生まれたようだとする(二六〇～二六二頁)。『太平広記』では本話の他に二例を見るのみであるが、そのうち一例は本話のそれに近い。すなわち、卷二九〇・妖妄三「又(諸葛殷)に「江陽縣前一地祇小廟、用之貧賤時、常與妻止其舍。凡所動靜、禱而後行。得志後、謂爲冥助、遂修崇之(江陽県の前の一地祇の小廟、用之貧賤の時、常に妻と其の舍に止まる。凡そ動靜する所、禱りて後に行ふ。志を得て後、冥助を為さんと謂ひ、遂に修して之を崇ぶ)」(出典は唐・羅隱『妖乱志』)とあり、土地神としての信仰の対象であったことがうかがえる。唐詩では、韓愈の「孟東野失子並序」に「上呼無時間、滴地涙到泉。地祇爲之悲、瑟縮久不安(上は呼べども時に聞くこと無く、地に滴りて涙泉に到る。地祇之が為に悲しみ、瑟縮久しくして安んぜず)」(『全唐詩』

卷三三九」とあり、生まれて間もない子を三人も亡くした孟郊の嘆きに「地祇」も悲しみに心が安んじなかったと詠う。なお、樂保群編著『中国神怪大辞典』（人民出版社、二〇〇九年）に「地祇夫人」（九四頁）の項を立て、本話を取り上げる。

○**管京兆府三百里内** 「京兆府」は唐の開元元年（七一三）、雍州を改めて京兆府と称した。京都長安の行政長官である京兆尹が管轄する区域。『旧唐書』卷一七二・李石伝に「此漕若成、自咸陽抵潼關、三百里内無車輓之勤、則輦下牛盡得歸耕、永利秦中矣（此の漕若し成らば、咸陽自り潼關に抵るまで、三百里内車輓の勤無く、則ち輦下の牛尽く帰耕するを得て、永く秦中を利せん）」とあり、長安城の西の咸陽から東の潼關までを「三百里」としている。咸陽から潼關まではおおよそ百数十キロ。唐代の一里は約五六〇メートルであるから、「三百里」はほぼ実数と言えよう。『新唐書』卷四六・志三六・百官一・工部に「京兆・河南府三百里内、正月・五月・九月禁弋獵（京兆・河南府三百里内、正月・五月・九月は弋獵を禁ず）」とある。

○**生人妻** 人間の妻。『太平広記』卷三〇一・神一一「仇嘉福に「忽有三人來云、太乙神問何以奪生人妻。神惶懼、持簿書云、天配爲己妻。非横取之（忽ち三人の來たる有りて云ふ、「太乙神何を以てか生人の妻を奪ふと問へり」と。神惶懼し、簿書を持して云ふ、「天配して己の妻と爲す。之を横取せるに非ざる

なり）」とある（出典は唐・戴孚『広異記』。「生人」は『河東記』では「黑叟」（卷四一・神仙四一）、「李敏求」（卷一五七・定数二二）にも見える。

○**福祐** 天の助け、加護。『太平広記』卷三四・神仙三四「崔焯に「貧道無以奉酬。但轉經以資郎君之福祐耳（貧道以て奉酬する無し。但だ經を轉じて以て郎君の福祐に資するのみ）」とある（出典は唐・裴鉞『伝奇』。黄本・筆記本は「福祐」に作る。「祐」は天から授かる幸いの意で、「福祐」はほぼ「福祐」に同じ。漢・揚雄「長楊賦」（『文選』卷九）に「受神人之福祐（神人の福祐を受く）」とある。

○**地仙** 人間界に住まう仙人。晋・葛洪『抱朴子』内篇「論仙」に「按仙經云、上士舉形昇虛、謂之天仙。中士遊於名山、謂之地仙。下士先死後蛻、謂之尸解仙（按ずるに仙經に云ふ、上士は形を挙げて虚に昇る、之を天仙と謂ふ。中士は名山に遊ぶ、之を地仙と謂ふ。下士は先づ死して後に蛻す、之を尸解仙と謂ふ）」とあるように、「天仙」の下位、「尸解仙」の上位に位置づけられる。同「対俗」には「人欲地仙、當立三百善。欲天仙、立千二百善（人地仙たらんと欲せば、當に三百の善を立つべし。天仙たらんと欲せば、千二百の善を立つべし）」ともある。『太平広記』では、卷六四・女仙九「太陰夫人」に仙女との結婚に際して「君合得三事、任取一事。常留此宮、壽與天畢。次爲地仙、

常居人間、時得至此。下爲中國宰相（君合に三事を得べし、一事を取るに任せん。常に此の宮に留まらば、寿は天と畢へん。次は地仙と爲り、常に人間に居りて、時に此に至るを得ん。下は中国の宰相と為らん」と問われ、天仙となるか、地仙となるか、人間界の宰相となるかの選択を迫られる場面がある（出典は唐・盧肇『逸史』。また、卷六九・女仙一四「張雲容」に「後百年、得遇生人交精之氣、或再生、便爲地仙耳（後百年、生人交精の氣に遇ふを得れば、或は再生し、便ち地仙と為らんのみ）」（出典は唐・裴鉞『傳奇』とあるなど、『太平広記』には「地仙と爲る」という表現が頻出する。

○盧佩第九 「第」は排行の順番、行第。会校本は「佩行第九」（佩行第九なり）に作る。「行第」も排行。『太平広記』卷四五二・狐六「任氏」に「有韋使君者、名崙、第九（韋使君なる者有り、名は崙、第九）」とある。

【参考】

本話は、孝行な男と地祇である女との婚姻譚であるが、これと様々な点で類似するのが牛僧孺『玄怪録』所収の「崔書生」（『太平広記』卷六三・女仙人）である。

開元・天宝の頃、花の栽培を酷愛する崔書生の住まいを、駿馬に乗り従者を連れた女が何度も過った。崔は女に馬を休める

よう勧めた。始めは振り返りもしなかった女も、従者の仲立ちによつて崔の意を聞き入れて馬を休ませ、これが縁で二人は結婚する。ところが、女は絶世の美女であったので崔の母親がこれを「狐魅の輩」ではないかと疑い、そのため疑われたことを察知した女は崔と別れることになる。女は別れ際に崔に宝玉を贈ったが、胡僧がこれを知って訪ねてきて、女は西王母の三女であり、もし一年も連れ添えば一家みな不死を得ただろうに、と告げる。

「崔書生」は「人神遇合故事」（李劍国主編『唐宋伝奇品読辞典』五二八頁、新世界出版社、二〇〇七年）、ないし「人仙遇合故事」（上海辞書出版社文学鑑賞辞典編纂中心編『古代志怪小説鑑賞辞典』三〇六頁、上海辞書出版社、二〇一四年）と称される作である（末尾の「胡僧」が登場する一段はいわゆる「胡人買宝譚」。今、「盧佩」との類似点を挙げれば以下のようなのである。
 (1) 人間界の男と仙界の女との出会い、結婚、離婚を大筋とする。
 (2) 二人の出会い、女が「駿馬」に乗り、従者を連れて男の家を過ることに始まる。
 (3) 離婚は、男ないし男の母親が女を人に非ざる者と見抜いたことに起因する。
 (4) 女は正体を疑われるや、ただちに離婚を決意し、実行する。

(5)後日、男は女の正体を人から教えられ、もし長く連れ添ったならば一家全員その恩恵を受けて仙界の者となれたであろうに、と告げられる。

「盧佩」と「崔書生」の間には相違点も認められる。その一つは、「崔書生」の妻は夫に愛情を抱き、別離の際は「玉盒子」を贈るほどであったのに対して、「盧佩」の妻は別離に未練を示さず、すぐに別の男と結婚していることである。夫婦の関係は大きく異なっている。このような相違が生じる理由は、「盧佩」の場合は女が実は京兆府三百里を管轄する地祇であったとされることにあるであろう。地祇に仕える女僮は「娘子」がすでに靖恭坊の李諮議と再婚したことを告げ、地祇の役割について、京城中の「生人の妻」となることであると説明する。これはつまり、地祇はある「生人」と結婚しても何らかの理由で別れたならば、そのまま独りで居ることではなく、常に自分が管轄する京兆府内の別の「生人」と新たに結婚する義務を負うということであり、物語の展開として、女の側に未練が生じる余地のない設定と言えよう。

先に【原文】5の「地祇」の注において記したように、本話に登場する地祇が墓の守り神である后土神としての性格を有すると解されるならば、本話は唐代に起こった新たな習俗との関連を持つことになる。『太平広記』巻二九九・神九「韋安道」(出

典は唐・李玫『異聞録』)では、韋安道と結婚する女は「后土夫人」である。「韋安道」についても、神仙と結婚したのち離別に至るその起因は男の両親が新婦の素性に疑念を抱いたことにあるなど、「盧佩」との類似点が指摘される。ただし、「韋安道」に登場する「后土夫人」はこれを怪しんで遣わされた名だたる道士を次々と打ち破る絶大な力を有する女仙であり、「盧佩」に登場する京兆一帯を管轄する土地神とはまた異なっている。唐代中頃における后土神の性格についてはなお検討を要する。いま、『太平広記』から后土神に関わる話柄を求めるとすれば、『太平広記』巻二七八・夢三・夢休徴下「崔萬安」に、崔が病に苦しむので家人が「后土祠」に祈ったところ、その夜の崔の夢に「一婦人」が現れて薬の処方を受けてくれた、という話が見える。ここでの后土神は女仙であり、人の生死に関わる医术をよくするという点でも本話の「婦人」の性質に通じる。巻二二〇・医三「廣陵木工」は広陵の木工が手足の病のために「后土廟前」にやってくる話、巻三九五・雷三「歐陽氏」は親に酷い仕打ちをする娘を「后土廟」の「神座」に訴えて聞き届けられる話である(以上三話の出典は共に南唐・徐鉉『稽神録』)。巻二九〇・妖妄三「又(諸葛殷)」では、「后土夫人」の傍らに「韋郎」と称される「緑衣年少」(緑の服を着た青年)の塑像が置かれたとされる。これは「后土夫人」が「匹偶」を求める(「韋

安道」(一)ことを具体的に示すものであろう(出典は唐・羅隱『妖乱志』)。「妖乱志」は『広陵妖乱志』として伝わる羅隱の作。

その羅隱に「后土廟」と題する七律があり、「后土夫人」や「韋郎」が批判的に詠われるが(『全唐詩』卷六五六)、この詩は右の『太平広記』「又(諸葛殷)」に収められる。李之亮『羅隱詩集箋注』(岳麓書社、二〇〇一年)五四・五五頁参照。なお、「韋安道」は王夢鷗『唐人小説校釈(下集)』(正中書局、一九八五年)に「后土夫人」(二二二頁)と題し、李劍国『唐五代志怪傳奇叙録(増訂本)』(中華書局、二〇一七年)に「后土夫人傳」(五三二頁)と題して取り上げられている。また、大角哲也氏に「唐代小説『韋安道』について」(『中国中世文学研究』第二三号、中国中世文学会、一九九二年)がある。いわゆる「人神遇合」については、陽清『先唐文学「人神遇合」主題研究』(人民出版社、二〇〇九年)、洪樹華『宋前文学中的超現實結遇合研究』(齊魯書社、二〇一二年)等がある。

本話の末尾に、もしも盧佩との結婚が継続していれば一家はみな地仙になれたのに、そうならなかったのは盧佩の「福祐の太だ薄き」ためだとある。右に挙げた「崔書生」もその一つであるが、『太平広記』卷六四・女仙九「張鎬妻」には次のようにある。張鎬は「美婦人」と出会って結婚し十年余りを過(こ)したが、ある時癩癩を起したために別れることになり、妻から「吾

比待子立功立事、同昇太清、今既如斯、固子之薄福也(吾比さき子の功を立て事を立つるを待ちて、同に太清に昇らんとせしに、今既に斯の如きなるは、固より子の薄福なり)」と言われる(出典は前蜀・杜光庭『神仙感遇伝』)。

このような、人が神仙との結婚によって自分や一家もまた神仙の仲間入りを果たすという話や、これとは逆に婚姻関係の不成立や解消によって仲間入りが果たされなかったという話は『太平広記』に散見する。いま婚姻関係の不成立から例を挙げれば、裴鏗『伝奇』の「封陟」(『太平広記』卷六八・女仙二三)はその典型であろう。謹嚴な封陟は仙女からの三度にわたる求愛を頑なに拒み続け、その後三年にして病のために死に瀕し、かつての仙女の情によって一紀十二年の間の延命を授かるものの、「昔日の事を追悔し、慟哭して自ら咎めるのみ」であった。いずれも、人であるのは男の側、神仙であるのは女の側である。宋代以降における「盧佩」に関する文献は希であるが、明・馮夢龍『情史類略』卷一九に「地祇」と題して本話が収められる。本話とは文字に異同があるが、『太平広記』に依拠することは誤りない。また、清・沈清崖『陝西通志』卷一〇〇・拾遺三「神異」に『河東記』より本話を節略して引く。

(澤崎久和)

第十六話 韓弁 (卷三百四十・鬼二十五)

【全文】

河中節度使侍中渾瑊與西蕃會盟。蕃戎背(背原作皆)。據明鈔本改。信。掌書記韓弁遇害。弁素與櫟陽尉李績友。因晝寢。忽夢弁被髮披衣。面目盡血。績初不識。乃稱姓名。相勞勉如平生。謂弁曰。今從禿髮大使填漳河。憔悴困辱不可言。間來奉詣耳。別後有一詩奉呈。悲吟曰。我有敵國讐。無人可爲雪。每至秦隴頭。遊魂自嗚咽。臨別。謂績曰。吾久飢渴。君至明日午時。於宅西南。爲置酒饌錢物。亦平生之分盡矣。績許之。及覺(覺字據明鈔本補)。悲愴待旦。至午時。如言祭之。忽有黑風自西來。旋轉筵上。飄卷紙錢及酒食皆飛去。舉邑人觀之。時貞元四年。出河東記

【原文】

河中節度使侍中渾瑊與西蕃會盟、蕃戎背^①信、掌書記韓弁遇害。弁素與櫟陽尉李績友。因晝寢。忽夢弁被髮披衣、面目盡血。績初不識、乃稱姓名、相勞勉如平生。謂績〔弁〕^②曰、今^③從禿髮大使填漳河、憔悴困辱不可言、間來奉詣^④耳。別後^⑤有一詩奉呈。悲吟曰、我有敵國讐、無人可爲雪。每至秦隴^⑥頭、遊魂自

嗚咽。臨別、謂績曰、吾久飢渴。君至明日午時、於宅西南^⑦、爲置酒饌錢物、亦平生之分盡矣。績許之。及覺^⑧、悲愴待旦、至午時如言祭之。忽有黑風自西來、旋轉筵上^⑨、飄^⑩卷紙錢及酒食皆^⑪飛去。舉邑人觀之。時貞元四年。出河東記^⑫。

【訓読】

河中節度使侍中の渾瑊西蕃と会盟するも、蕃戎背信し、掌書記の韓弁えんに遇ふ。弁は素もとより櫟陽やくやうの尉の李績と友たり。晝寢ぬるに因りて、忽ち弁の被髮披衣し、面目尽く血ぬるを夢む。績は初め識らざれば、乃ち姓名を称し、相ひ労働すること平生の如し。績〔弁〕に謂ひて曰く、「今禿髮大使に従ひて漳河を填ぐも、憔悴困辱すること言ふべからず、間に来りて奉詣するのみ。別後に一詩の奉呈する有り」と。悲吟して曰く、「我到敵國の讐有るも、人の雪すすぐを為すべき無し。秦隴の頭に至る毎に、遊魂自ら嗚咽す」と。別れに臨みて、績に謂ひて曰く、「吾久しく飢渴せり。君明日の午時に至りて、宅の西南に於いて、爲に酒饌錢物を置かば、亦た平生の分は尽くせり」と。績之を許す。覚むるに及び、悲愴して旦を待ち、午時に至りて言の如く之を祭る。忽ち黒風の西より来たる有りて、筵上に旋轉し、紙錢及び酒食を飄卷して皆飛び去る。挙邑の人之を觀る。時に貞元四年なり。河東記に出づ。

【訳】

河中節度使で侍中の渾瑊は西蕃と盟約を結んだが、蕃戎は信義に背き、掌書記の韓弁が殺害された。弁は平素から櫟陽の尉の李績と交友があった。績が昼寝をしていると、不意に弁が髪を振り乱し衣を羽織り、顔中血だらけの姿で夢にあらわれた。当初は誰か分からずにいると、姓名を名乗ったので、そこで普段通り互いに労いと励ましの言葉をかけあった。弁は績に言った、「今、禿髪大使に従って漳河を塞ぐ工事に当たっておりますが、憔悴と困窮恥辱は筆舌に尽くせません。そこで暇を盗んで参上した次第です。お別れした後、一首お贈りしたい詩を詠みました」と。そして悲しげに吟じた。

私には敵国への仇があるのだが

すすいでくれる人も無い

秦嶺隴山のもとに至るたび

彷徨う魂は自ら嗚咽する

また別れに臨んで績にこう言った、「私は久しく飢え渴いております。明日の昼、家の西南に酒や供え物、紙銭などの品々を置いていただけたら、平素の情誼を尽くして下さったことなるのですが」と。績はそれを承知した。目覚めると、悲しみ悼んで朝を待ち、昼になると約束通り彼を祭った。すると突然、黒い風が西から吹き寄せ、筵席の上を旋回し、紙銭や酒食をすべて巻き上げて飛び去った。邑の人々は挙ってこれを見守った

が、時に貞元四年（七八八）のことであった。『河東記』に出る。

【校記】

① 「背」、許本は「皆」に作る。底本は「背」とした上で、「背原作皆。據明鈔本改」と注記する。会校本も「背」に作り、校記に「原作『皆』、現據孫本・沈本改」という。黄本・四庫本・筆記本は「背」に作る。

② 「謂績〔弁〕」、底本のほか、許本・黄本・筆記本のいずれも「謂弁」に作る。しかし、これでは意味が通じない。四庫本が「謂績」に作るのに従う。会校本は「弁」字を削除して「謂曰」に作り、校記に「原作『謂弁』。現據孫本改」という。

③ 「今」、会校本は「吾今」に作り、「吾」の校記に「原無此字。沈本作『我』。現據孫本補」という。

④ 「間來奉詣」、会校本校記に、「沈本作『因小閑特詣見』」とある。

⑤ 「別後」、会校本校記に、「沈本無此二字」とある。

⑥ 「秦隴」、会校本校記に、「孫本作『漳河』」とある。

⑦ 「西南」、会校本校記に、「沈本作『南隅』」とある。

⑧ 「覺」、底本は、「覺」字の下に「覺字據明鈔本補」と注記する。会校本校記には、「原無此字。現據孫本・沈本補」とある。許本・四庫本には「覺」字なし。

⑨ 「上」、会校本校記に、「沈本作『席間』」とある。

⑩「飄」、会校本校記に、「沈本無此字」とある。

⑪「皆」、会校本は「盡皆」に作り、校記に「原無此字。現據沈本補」という。

⑫「河東記」、会校本校記に、「沈本作『齊東志』」とある。

【注】

○河中 唐代に置かれた府の名。治所は現在の山西省永濟市。

○節度使 官名。唐代、地方の要地を総管し、軍事・民政・財政を司った。

○侍中 門下省（唐代の三省の一つ。中書省が起草した詔勅の審議と承認や差し戻しを行った）の長官。実質の宰相職にあたる。

○渾瑊 徳宗の時の人。鉄勒（トルコ系種族、チュルク）の渾部の出身で、騎射を善くして勇猛、唐王朝にとって脅威となった吐蕃（チベットの統一王朝）との戦いに尽力した。『旧唐書』卷一三四、『新唐書』卷二五五に伝がある。

○與西蕃會盟、蕃戎背信 貞元三年（七八七）に吐蕃との間で起こった事件をさす。吐蕃の相、尚結贊からの講和の申し出を信じ、この年の閏月、渾瑊は会盟使となって平涼（甘肅省）での盟約に赴いた。一方、結贊は精騎数万を潜ませて待ち受け、これを襲撃した。渾瑊は危うく難を逃れたものの、唐側の死者は数百名、捕虜となった者千余名に上る惨事となった。両『唐

書』の渾瑊伝（卷一三四／卷一五五）、および吐蕃伝（卷一九六下／卷二一六下）に詳しい。「西蕃」は、西方の異民族、特に吐蕃を指す。唐・高適「同李員外賀哥舒大夫破九曲之作」に「遙傳副丞相、昨日破西蕃（遙かに伝ふ副丞相、昨日西蕃を破ると）」とある（『高常侍集』卷八、『全唐詩』卷二一四）。「會盟」は、盟約を結ぶ、和議を約して誓う。「蕃戎」は、西部北部辺境の異民族の総称。

○掌書記韓弁遇害 韓弁は、前注に記した吐蕃襲撃の際の犠牲者の一人で、『旧唐書』卷一九六下・吐蕃伝および『新唐書』卷七・徳宗本紀、卷二一六下・吐蕃伝に、事件とともに名が記されている。ただ、いずれの記事も彼の官職名を「判官」あるいは異なる。なお「掌書記」は、觀察使あるいは節度使の属官。「判官」も、觀察使や節度使あるいは防禦使の属官で文書をつかさどる。

韓弁については、史書に纏まった伝記はなく、残された詩文も本話が伝える詩一首のみである。しかし同時代の李翱によって、妻韋氏の行跡を記した「故朔方節度掌書記、殿中侍御史、昌黎韓君夫人、京兆韋氏墓誌銘」が残されており、これが貴重な資料となる（『李文公集』卷一五、『全唐文』卷六三九）。墓誌銘は「夫人姓京兆韋氏、尚舍奉御説之次女。年十三、執婦道於

昌黎韓氏。府君諱弁（夫人姓は京兆の韋氏、尚舎奉御説の次女なり。年十三にして、婦道を昌黎の韓氏に執る。府君諱は弁）と始まつており、彼女の夫が韓弁であったことが分かる。韓弁に関しては、世系と父の礼部郎中韓雲卿への言及の後、「進士及第、朔方節度請掌書記、得秘書省校書郎、累遷殿中侍御史（進士及第するや、朔方節度掌書記に請ひ、秘書省校書郎を得、殿中侍御史に累遷す）」と記される。これによれば、彼は及第後、掌書記として朔方節度使（渾瑊）に仕えており、本話の記載はここから来ているよう。秘書省校書郎、殿中侍御史は、その後の兼官。

事件に関しては、続いて「貞元三年、吐蕃乞盟。詔朔方節度使、即塞上、與之盟、賓客皆從。其五月、吐蕃不肯盟、殿中君於是遇害。時年三十有五、夫人始年十有七矣。有女子一人、其生七月而孤（貞元三年、吐蕃盟を乞ふ。朔方節度使に詔し、塞上に即きて、之と盟せしめ、賓客は皆從ふ。其の五月、吐蕃盟を肯んぜず、殿中君は是に於いて害に遇へり。時に年三十有五、夫人は始めて年十有七なりき。女子一人有り、其の生まるるや七月にして孤なり）」とある。三十五の若さで、十代の夫人と一歳にも満たない幼女を残して横死する無念さを思えば、鬼となつて現れるこの伝承の発生も首肯できよう。

韋氏はその後も次々と親族を喪う不幸に見舞われ、帰託する

所無き身の上となつたが、貞元十六年、「従父弟愈の計らいで、成長した娘は李翱に嫁いだとある。つまり韓弁は、韓愈の従兄にあたる親族だったのである。韓愈には、「烽火」と題する詩が残されており（『朱文公校昌黎先生集』巻二、『全唐詩』巻三七）、韓弁の死を悼んでの作とする説もある。（韓弁と韓愈、および「烽火」詩については【参考】を参照。）なお李翱は結婚とともに義母の韋氏を引き取り、その死に際しては自分の一族の墓所である陳留（河南）に葬っている。墓誌銘によれば、韓弁が吐蕃に没したままであるため、父祖以来の墳墓の地河陽（河北）に夫人を葬ることが出来ず、陳留に埋葬という仮の措置が取られたという。とすれば、本話で韓弁が詩に託した「遊魂」の嗚咽する恨みは、その後も永く続いたことになる。なお、韋氏墓誌銘については、功刀正『李翱の研究―資料編』（白帝社、一九八七年）に訓読があつて参考になる（二一六―八頁）。

韋氏墓誌銘の他には、李観に韓弁を悼む「監察御史韓弁没蕃文」があり（『李元賓文編』巻二、『全唐文』巻五三五）では「弔韓弁没胡中文」、その一節に次のように言う。「韓君之爲擒、其繫命歟。五年於茲、生死不尋。謂之生、豈復還期。謂之死、往往湮沉。或曰死矣、怒如是、切傷歌者之心（韓君の擒はるや、其れ命に繋がるか。五年茲に於いて、生死尋ねず。之を生くると謂はば、豈に復た還期あらんや。之を死せると謂はば、往往

にして湮沈せん。或いは死せりと曰ひ、怒うれひは是の如く、歌ふ者の心を切に傷ましむ」。(或曰死矣)に続く文、『全唐文』は「切傷我心」に作る。)これによれば、事件から五年の後も存否不明だったようである。韓弁の官職とされる監察御史は、殿中侍御史とともに御史台に属し、前者は正八品上、後者は従七品上の品階である。李韜の墓誌銘とは異なるが、ここは極めて近い間柄にある李韜の記述を信頼すべきであろう。なお李観のこの文は、『文苑英華』巻一〇〇〇、『唐文粹』巻三三下などにも収められており、よく知られたものだったようである。

詩作品としては、他に李端に「冬夜寄韓弁」(『全唐詩』巻二八五)、武元衡に「酬韓弁歸崖見寄」(『全唐詩』巻三一六)が残されている。(『全唐詩』の注記によれば、李端の詩題に見える人名には異同があり、「韋弁」あるいは「司空文明」に作るものもあるという。しかし、陶敏『全唐詩人名彙考』遼海出版社、二〇〇六年は、『文苑英華』とその校記をもとに韓弁とする。五六〇頁。)また、盧綸「同路郎中韓侍御春日題野寺」(『全唐詩』巻二七九)の韓侍御も韓弁のことであり、劉初棠『盧綸詩集校注』(上海古籍出版社、一九八九年)に考証がある(四二八頁)。盧綸も韓弁と同じく渾城に仕え、詩集には城に陪従しての作が多く残る。

○櫟陽尉 「櫟陽」は県の名。現在の陝西省臨潼県の北。「尉」

は官名、県の刑罰と軍事をつかさどる。

○李績 櫟陽尉であった李績については、他に記事が見られない。詳しくは後述の「我有敵國讐、無人……」の注を参照。

○因晝寢、忽夢 夢に神仙や旧知、死者や化身などが現れる話は数多い。夢を見る時間が明らかな話では、当然夜が圧倒的多数を占めるが、昼寝の夢の場合も少なくない。『太平広記』について「晝寢……夢」「晝夢」の語で検索してみると、三十話以上が数えられる。『河東記』では、「臧夏」(巻三四六・鬼三二)に「臧夏」與其兄咸嘗晝寢、忽夢魘。良久方寤。曰始見一女人、緑裙紅袖、自東街而下。弱質纖腰、如霧濛花、收泣而云、聽妾一篇幽恨之句。其辭曰……(臧夏)其の兄の咸と与に嘗て昼寝ぬるに、忽ち夢みて魘うなさる。良や久しくして方めて寤めて、曰く、「始め一女人の、緑裙にして紅袖なるもの、東街よりして下るを見る。弱質にして纖腰、霧濛の花の如し、泣を収めて云ふ、『妾が一篇の幽恨の句を聴け』と。其の辞に曰く、……)」とある。昼寝の夢に女鬼が現れて恨みの詩を歌う話で、設定は本話と似ている。

○被髮披衣 「被髮」は、髪を振り乱す。「披衣」は、袖に腕を通さずに衣服を体に掛ける。いずれも常見の語であるが、四字の熟語としての使用例は珍しく、他に見当たらない。

○面目盡血 顔中を血だらけにする。殺害された者が夢枕に立

つ話では、髪を振り乱し血を流して現れることが多く、『太平広記』においても他に七話を拾うことができる【参考】参照。

ただ表現は微妙に異なり、「面目盡血」はこの一例のみ。

○初 はじめ、当初。後に否定詞を伴って「はじめからずっと……ない」「まったく……ない」といった意味になる。ただここは、下に連なる「乃稱姓名」の句構成などを考えれば、二字を基調とした「績初十不識、乃稱十姓名」のリズムで読まれるのが自然であろうし、文脈からしても「はじめ、当初」がぴったりにする。なお「初不」は、『河東記』では他に「盧佩」（卷三〇六・神一六）、「韋浦」（卷三四一・鬼二六）、「崔紹」（卷三八五・再生一一）、「申屠澄」（卷四二九・虎四）に見える。「盧佩」の注2を参照。

○勞勉 慰勞し励ます。『漢書』卷八三・薛宣伝に「而兩縣皆治。宣因移書勞勉曰、……（而して兩県皆治まる。宣因りて書を移して勞勉して曰く、……）」と見えるなど、常見の語であるが、『太平広記』中では、この一例のみ。

○禿髮大使 未詳。「禿髮」は、吐蕃のこと。『旧五代史』卷一三八・外国伝に「吐蕃 本漢西羌之地。或云南涼禿髮利鹿孤之後、子孫以禿髮爲國號、語訛爲吐蕃（吐蕃は、本と漢の西羌の地なり。或いは南涼の禿髮利鹿孤の後にして、子孫は禿髮を以て國号と爲し、語訛^{なま}りて吐蕃と爲ると云ふ）」とある。また宋・

程大昌『演繁露』卷一三・蕃語にも、「唐有吐蕃 本禿髮烏孤。禿髮語轉遂爲吐蕃（唐に吐蕃有り、本と禿髮烏孤なり。禿髮の語転じて遂に吐蕃と爲る）」とある。「大使」は、地方に派遣され巡察する使者。唐代においては、節度使を指しても用いられる。『文白対照全訳《太平広記》』（天津古籍出版社）は、禿髮大使を「陰司」、つまり冥土の役人と取る。そうには違いないが、冥府にそのような官職があったか否かは、資料が見当たらず不明。あるいは、嘗て吐蕃へ使者として赴いて死んだ人物を指すのであろうか。

○漳河 川の名。山西省東部に清漳・濁漳の二河があり、東南に流れて今の河北・河南両省の边境に至り、合流して漳河となる。現在は湮滅している。ただ、平涼（甘粛省）で殺害された韓侗が、なぜ禿髮大使に従って漳河（山西省）を塞ぐ工事に当たらねばならないのか、その辺の事情が分からない。

○憔悴困辱 「憔悴」は、やつれ衰える。「困辱」は、苦しみと、はずかしめ。『太平広記』では、ほかに卷一七六・夢一「蔣濟」に「魏蔣濟爲領軍也、其妻夢亡兒涕泣言曰、……今在地下爲泰山伍伯、憔悴困辱、不可復言（魏の蔣濟領軍爲るや、其の妻亡兒の涕泣して言ふを夢むるに曰く、「……今地下に在りて泰山の伍伯と爲り、憔悴困辱すること、復た言ふべからず」と）」とある（出典は魏・曹丕『列異伝』）。同じく夢枕に立って苦境を訴

える言葉である。

○間 ひま、「閑」に通じる。ただ「間」には、ひそかにの意味もあり、訳が分かれる。『太平広記』現代中国語訳のうち北京燕山出版社本は「抽空」、河北教育出版社は「找了个机会」と訳している。また校記④に示したように、会校本校記によれば沈本は「因小閑特詣見（小閑に因りて特に詣り見ゆ）」に作っている。唐詩中にしばしばみられる口語的な「間來」「閑來」と同様な用法であれば、「來」は動詞ではなく、方向補語と取るべきであろう。ただ、苦役されている者が抜け出してやって来る状況を考えると、「ひそかに、こっそり」が相応しいようにも思われる。天津古籍出版社『文白对照全訳《太平広記》』は、「秘密的来到」、西本芳男『新釈 太平広記 鬼部3』（私家版、二〇〇五年）は、「ひそかに」とする。判断に迷うが、一般的な「ひま」の意味を取ったうえで、「ひそかに」のニュアンスも含めて訳してみた。

○奉詣 「奉」は相手に対して敬意を表す副詞。「詣」は至る。『後漢書』卷四六・鄧禹伝に「禹」擇吉日、修禮謁祠高廟、收十一帝神主、遣使奉詣洛陽。因循行園陵、爲置吏士奉守焉（禹は「吉日を択び、礼を修め謁して高廟を祠り、十一帝の神主を収め、使を遣はして洛陽に奉詣し、因りて園陵を循行し、爲に吏士を置きて焉を奉守す）、唐・蕭穎士「贈韋司業書」〔全唐

文』卷三三三）に「忽記往年奉詣時、足下云……（忽ち記せり往年奉詣せし時、足下は云へり、……）」とある。『太平広記』では、この一例のみ。

○奉呈 献呈する。『太平広記』では、ほかに卷四九〇・雜伝記七の唐・王洙「東陽夜怪録」に「去文不才、亦有兩篇言志奉呈（去文不才なるも、亦た兩篇の志を言ひて奉呈せんとする有り）」の例が見える。

○悲吟 悲しい声でうたう。悲しみなげく。常見の語で『太平広記』中にも計七例が見えるが、うち六例が鬼部、残る一例が再生部と、鬼部に集中している。卷三四七・鬼三二「趙合」（出典は唐・裴鉞『伝奇』）では、「中宵半醒、月色皎然、聞沙中有女子悲吟曰、……（中宵に半ば醒むるに、月色は皎然たりて、沙中に女子有りて悲吟するを聞くに曰く、……）」とあり、鬼が悲しげに歌う同様な場面で用いられている。

○我有敵國讐 無人…… 一首は五言四句の絶句形式であるが、近体の詩律とは大きく異なる。第二、四句が「雪」「咽」の入声を用いた仄韻（入声十七薛、十六屑の同用）である上に、第一、三句の「讐」「頭」も韻を踏む形になっている（下平声十八尤、同十九侯の同用）。さらに二・四・五字目の平仄に注目してみると、各句の中では「仄―仄―平」あるいは「平―平―仄」と声調を揃え、隣り合う句と句の間では逆の対の形を取っており、

工夫の跡が窺われる。平声字を○、仄声字を●で示すと左のようになる。

	1	2	3	4	5
我有敵國讐	●	●	●	○	●
無人可爲雪	○	○	○	●	○
每至秦隴頭	●	○	○	○	○
遊魂自嗚咽	○	○	○	○	○

またこの詩は、『全唐詩』卷八六五・鬼には「呈李續」と題して収められ、人名が異なる。李續という名の人物は、両『唐書』に二名が見えるが、いずれも別人。貞元四年に櫟陽尉であった李續の記事は、その他の資料にも見当たらない。なお、中唐の王建に「謝李續主簿」と題する詩があり、『全唐詩』卷一九九、「續」は一に「續」に作るとされる。しかし、陶敏『全唐詩人名彙考』（遼海出版社、二〇〇六年）によれば、李續あるいは李續之とも記される人物で、やはり別人である（五八二頁）。

○秦隴 秦嶺と隴山。秦嶺は甘粛省・陝西省の南部に東西に連なる山脈で、中国を地理的に南北に分ける境界線をなしている。韓愈が潮州遷謫の途次に詠んだ「左遷至藍關示姪孫湘」（『宋文公校昌黎先生集』卷一〇、『全唐詩』卷三四四）にも、「雲橫秦嶺家何在、雪擁藍關馬不前（雲は秦嶺に横たはりて家何くにか在る、雪は藍関を擁して馬前すすまず）」とある。隴山は甘粛・陝西

省の境にある山脈。長安と西域との交通路の関門で大震関（漢以来の旧関、隴関ともいふ）が置かれた。古楽府に「隴頭歌辞」があり、『樂府詩集』卷二五、「隴頭流水、鳴聲幽咽。遙望秦川、心肝斷絶（隴頭の流水、鳴声は幽咽たり。遙かに秦川を望めば、心肝は断絶す）」の句で知られる。「隴頭」「隴頭水」として、六朝唐代の多くの詩人達に歌い継がれ、遠征の兵士や辺地を旅する者にとつては、郷愁の耐え難い思いに駆られる場所であった。岑参「初過隴山途中呈宇文判官」に「平明發咸陽、暮及隴山頭。隴水不可聽、嗚咽令人愁（平明咸陽を發し、暮に隴山の頭に及ぶ。隴水は聴くべからず、嗚咽人をして愁へしむ）」、『岑嘉州集』卷一、『全唐詩』卷一九八、「胡笳歌送顏眞卿使赴河隴」に「秦山遙望隴山雲、邊城夜夜多愁夢（秦山遙かに望む隴山の雲、辺城夜夜愁夢多からん）」、『岑嘉州集』卷二、『全唐詩』卷一九九とある。『太平広記』卷三二六・鬼一一の「沈警」は、秦隴に使者として赴いた沈警が、その途次、張女郎廟に祀られた女神姉妹の訪問を受ける話（出典は唐・李玫『異聞録』）であるが、妹の小女郎が歌う詞に「長相思兮衡山曲、心斷絶兮秦隴頭（長く相ひ思ふ衡山の曲、心は断絶す秦隴の頭）」の句が見える。

○遊魂 さまよう魂。晋・陶潜「擬古」九首其四に「頽基無遺主、遊魂在何方（頽基遺主無く、遊魂何れの方にか在る）」とあるなど、常見の語。杜甫「哀江頭」の楊貴妃の死を悼む一節に

も、「明眸皓齒今何在、血汚遊魂歸不得（明眸皓齒今何くにか在る、血汚の遊魂歸り得ず）」（『杜詩詳註』卷四、『全唐詩』卷二一六）とある。

○**嗚咽** 声をつまらせて泣く。むせび泣く。常用の語で『太平広記』にも用例は多いが、『樂府詩集』卷二・横吹曲辞『隴頭水』を参照すると、盧照隣の作に「從來共嗚咽、皆是爲勤王（從來嗚咽を共にするは、皆是れ勤王の爲なり）」とあるのを始めとして、王建、于濆、羅隱の作に「嗚咽」の語が見える。また李頻「眉州別李使君」には、「離人自嗚咽、流水莫潺湲（離人自ら嗚咽す、流水潺湲たること莫れ）」とある（『全唐詩』卷五八八）。

○**飢渴** 飢えと渴き。鬼は冥界で常に飢餓に苦しむとされたよう
うで、『太平広記』卷二八一・再生七「裴齡」には、「然鬼神常苦飢、燒錢之時、可兼設少佳酒飯（然れども鬼神は常に飢ゑに苦しめば、錢を燒く時には、兼ねて少しく佳き酒飯を設くべし）」と、鬼が依頼する場面がある（出典は唐・戴孚『広異記』。また卷二五二・鬼三七「牟穎」でも、野ざらしの自分の骨を埋葬してもらった不良少年が夢に現れ、「但君毎夜微奠祭我、我常應君指使。我既得託於君、不至飢渴（但だ君夜毎に微奠して我を祭らば、我は常に君の指使に応ぜん。我既に君に託するを得れば、飢渴に至らず）」と頼み込んでいる（出典は唐・柳祥『瀟湘錄』）。

○**明日午時** あすの正午頃。この時刻が約束の時間、あるいは予言が的中する時間となる話としては、『太平広記』では卷一六・神仙一六の「杜子春」（出典は唐・李復言『続玄怪録』。ただし、唐・牛僧孺『玄怪録』を出典と考える説もある）をはじめとして、十話ほどが数えられる。『河東記』においては、「盧從事」（卷四三六・畜獸三・馬）に「黑駒復曰、……請丈人速將阿馬貨賣。明日午時、丈人自乘阿馬出東棚門、至市西北角赤板門邊、當有一胡軍將、問丈人買此馬者。……（黑駒は復た曰く、……請ふ丈人の速かに阿馬を將て貨売せんことを。明日の午時、丈人自ら阿馬に乗りて東棚門を出で、市の西北角の赤板門辺に至らば、当に一胡軍將の、丈人に此の馬を買はんことを問ふ者有るべし。……）」とある。

○**宅西南** 家の西南。西南は、鬼と関わりの深い方角のようである。『太平広記』卷二七二・精怪五・凶器下「蔡四」に「蔡氏後作小木屋、置宅西南隅、植諸菓木其外、候鬼至（蔡氏後に小木屋を作り、宅の西南隅に置き、諸菓木を其の外に植へ、鬼の至るを候つ）」とある（出典は唐・戴孚『広異記』。また、唐・朱法滿『要修科儀戒律鈔』卷一〇には、「太真科曰、俗人受治、立治堂舍靖廬、皆令齊整内外、清嚴分別、出入在宅西南供養經（太真科に曰く、「俗人の治を受くるには、治堂を立て靖廬に舎り、皆内外を齊整し、清嚴に分別せしめ、出入は宅の西南に在

りて経を供養す」と)とある(『道蔵』洞玄部・戒律類)。病気の治療法であつて招鬼とは異なるが、西南の方位は、やはり特別な意味を持つようである。陰陽道にいう鬼門(東北)とは反対方向になる点も興味深いが、これに關しても不明。待考。

○酒饌 酒と食べ物。常用の語で『太平広記』にも頻見される。

○錢物 金銭と財物。これも常用の語で、『河東記』では「許琛」

(卷二八四・再生一〇)に一例。

○平生之分 日頃の情誼。よしみ。『白話太平広記』(北京燕山

出版社)は「平生的緣分」、『白話太平広記』(河北教育出版社

は「為老朋友尽情份」、『文白对照全訳《太平広記》』(天津古籍

出版社)は「平生的情分」と訳す。西本芳男『新釈 太平広記

鬼部³』(私家版、二〇〇五年)は、「平素のよしみを尽くして

欲しい」とする。ただ、唐代以前には意外に用例が見当たらず、

わずかに唐・王頊「唐故潁川陳夫人墓誌銘并序」に「然夫人在

家有金玉之豊、爲婦享祿秩(述)之盛、則平生之分、亦無恨矣。

所痛者以予天年未盡、不得與良人偕死(然れども夫人は家に在

りては金玉の豊かなる有り、婦為りては祿秩の盛んなるを享け

たれば、則ち平生の分、亦た恨み無し。痛む所は予が天年の未

だ尽きざるを以て、良人と偕に死するを得ざりしこと)の一例

(『唐文拾遺』卷二二)。

○悲愴 悲しみいたむ。悲しくいたましい。『太平広記』では他

に二例。そのうち、卷三三八・鬼三三「蕭遇」は、孝子の蕭遇が母の墓を探す話であるが、方士の術によつて彼の前に現れた亡母の言葉に、「汝至孝動天、誠達星神。祇靈降鑑、今我與汝相見、悲愴盈懷(汝至孝天を動かし、誠は星神に達す。祇靈降鑑し、今我汝と相ひ見へ、悲愴懷に盈つ)」とある(出典は唐・陳邵『通幽記』)。

○黒風自西來 「黒風」は、黒ずんだ妖しい風。『太平広記』にもしばしば見えるが、卷一〇〇・釈証二「李思元」では、善行無く不忠不孝な貴人を巻き上げ、地獄に運んでゆく「業風」として登場している(出典は唐・牛肅『紀聞』)。黒風が西から吹いてくるのは、韓弁が命を落とした平涼からということであろうか。李觀の「監察御史韓弁沒蕃文」も、「秦中九月、黄葉始下、長風西來、烈烈飄野。望君申弔、亦懷來者。(秦中九月、黄葉始めて下り、長風西より来りて、烈々として野に飄る。君を望みて弔を申べ、亦た來者に懷む)」と、西からの風に韓弁を偲んで弔意を表している。ただ、彼が苦役されている漳河は、櫟県からは逆の東の方角で疑問が残る。あるいは鬼への供物が置かれた西南の方角とも、関連があるのであろうか。

○旋轉 旋回する。『太平広記』では、卷三三八・精怪一・雜器用偶像附「麴秀才」に「良久暫起、如風旋轉(良久しくして暫めて起てば、風の旋轉たるが如し)」(出典は唐・鄭棨『開天伝

信記』、卷四三五・畜獸二・馬「舞馬」に「旋轉如飛（旋轉たること飛ぶが如し）」（出典は唐・鄭処誨『明皇雜錄』の用例などが見える）。

○飄卷 つむじ風が物を巻き上げる。唐・李紳「奉酬樂天立秋夕有懷見寄」に「薄帳乍飄卷、襟帶輕搖颺（薄帳乍ち飄卷し、襟帶軽く揺颺す）」とある（『全唐詩』卷四八三）。

○紙錢 葬儀や祖先を祭る際に焼く、紙で作った錢。死者があの世で使うために燃やす。『河東記』では、他に「盧佩」（卷三〇六・神一六）、「王錡」（卷三二〇・神二〇）、「許琛」（卷三八四・再生一〇）、「辛察」（卷三八五・再生一一）の四話に見える。

本訳注稿の前話、および訳注稿（二）の「王錡」（『名古屋大学中国語学文学論集』第二九輯）の語釈を参照。また許飛「唐代小説に見られる「紙錢」（『中国中世文学研究』第五七号、中国中世文学会、二〇一〇年三月）は、紙錢に関する多くの資料をもとに論を進めており、包括的な知識が得られて有難い。

今、許論文冒頭の表によって唐詩中の用例を一覧すると、紙錢とそれを巻き上げる風を描写する句が多いことに気付く。幾つかを『全唐詩』から挙げれば、李賀「神弦」の「海神山鬼來座中、紙錢窸窣鳴颺風（海神山鬼座中に來たり、紙錢窸窣として颺風に鳴る）」（卷三九三）、白居易「新樂府 黑潭龍」の「神之來兮風飄飄、紙錢動兮錦傘搖。神之去兮風亦靜、香火滅兮杯

盤冷（神の來たるや風飄飄たり、紙錢動きて錦傘揺らぐ。神の去るや風も亦た静まり、香火滅して杯盤冷ややかなり）」（卷四二七）、同「寒食野望吟」の「風吹曠野紙錢飛、古墓纍纍春草綠（風は曠野を吹きて紙錢飛び、古墓累累として春草緑なり）」（卷四三五）、吳融「野廟」の「日暮鳥歸人散盡、野風吹起紙錢灰（日暮鳥歸りて人は散じ尽くし、野風吹き起こす紙錢の灰）」（卷六八四）などがある。李賀や白居易の詩から窺われるように、鬼神は風と共に訪れ、紙錢を持ち帰るのであり、本話の黒風が紙錢を巻き上げて飛び去る情景と符合する。

『太平広記』では五十話ほどに紙錢が登場するものの、風のつながりは、むしろ意外に少ない。しかし、次のような例を挙げることが出来る。卷三四一・鬼二六「鄭瓊羅」に「元則復令具酒脯紙錢、乘昏焚於道。有風旋灰、直上數尺、及聞悲泣聲（元則復た酒脯紙錢を具へしめ、昏に乗じて道に焚く。風有りて灰を旋らせ、直ちに上ること數尺、悲泣の声を聞くに及ぶ）」とある（出典は唐・段成式『酉陽雜俎』。また卷三八一・再生七「裴齡」に、「吏云、金錢者、是世間黃紙錢。銀錢者、白紙錢耳。齡曰、若求紙錢、當亦可辦、不知何所送之。吏云、世作錢於都市、其錢多爲地府所收。君可呼鑿錢人於家中密室作之。畢、可以袋盛。當於水際焚之、我必得也。受錢之時、若橫風動灰、卽是我得。若有風颺灰、卽爲地府及地鬼神所受。此亦宜爲

常占(吏云ふ、「金錢なる者は、是れ世間の黄紙錢なり。銀錢なる者は、白紙錢なるのみ」と。齡曰く、「若し紙錢を求むれば、当に亦た弁ずべきも、何れの所に之を送るかを知らず」と。吏云ふ、「世錢を都市に作り、其の錢は多く地府の収むる所と為る。君鑿錢の人を呼び、家中の密室に於いて之を作るべし。畢はれば、袋を以て盛るべし。水際に当りて之を焚けば、我は必ず得ん。錢を受くるの時、若し横風の灰を動かさば、即ち是れ我の得しなり。若し風有りて灰を颺ぐれば、即ち地府及び地の鬼神の受くる所と為る。此れ亦た宜しく常占と為すべし」と)と見える(出典は唐・戴孚『広異記』。『太平広記』には他に、紙錢の焼き方を詳細に語っている話もあつて興味深い。卷三八〇・再生六「鄭潔」に「其焼時、輒不得就地。須以柴或草薦之。従一頭以火爇、不得攪碎。其錢即不破碎、一一可達也(其の焼く時は、輒ち地に就くことを得ず。須らく柴或いは草を以て之に薦くべし。一頭従り火を以て爇き、攪碎するを得ず。其の錢即し破碎せざれば、一一達すべきなり)」とある(出典は、唐・鄭還古『博異記(博異志)』。底本注は「明鈔本作出廣異記」という)。

○貞元四年 「貞元」は、唐の徳宗の年号(七八五〜八〇五)。四年(七八八)は、事件の翌年ということになる。『河東記』のなかで貞元の年号が見える作品は、他にも「蕭洞玄」(卷四四・神仙四四)、「獨孤遐叔」(卷二八一・夢六・夢遊上)、「胡媚兒

(卷二八六・幻術三)、「盧佩」(卷三〇六・神一六)、「鄭馴」(卷三四一・鬼二六)、「申屠澄」(卷四二九・虎四)、「盧從事」(卷四三六・畜獸三・馬)、「李自良」(卷四五三・狐七)の八話と多い。

【参考】

○韓弁と韓愈について

陳克明『韓愈年譜及詩文系年』(潮汕文庫・巴蜀書社、一九九九年)の「韓愈家族世系表」によれば(七頁)、韓弁の父・雲卿(同世代ではもつとも高官である礼部郎中の職に就いた)の兄・仲卿は韓愈の父で、韓弁は韓愈の従兄に当たる。前野直彬『韓愈の生涯』(秋山書店、一九七六年)によれば、科挙受験のために都長安に赴いた韓愈は、おそらく韓弁の紹介で馬燧の知遇を得、彼の援助を受けている(三九〜四三頁)。

『掌書記韓弁遇害』の注で触れた「烽火」詩については、説が分かれる。錢仲聯『韓昌黎詩繫年集釈』(中国古典文学叢書・上海古籍出版社、一九八四年)は、呉少誠の乱を詠じたとする唐庚の説、吐蕃劫盟の事件を詠ったとする王元啓の説を紹介し、後者に与して貞元三年、韓愈二十歳の時の作としている(六頁)。陳克明『韓愈年譜及詩文系年』も、錢説に賛成する(一七〜八頁)。ただ、屈守元・常思春主編『韓愈全集校注』(四川大学出

版社、一九九六年）は、唐庚の説を採って貞元二六年（八〇〇）の作としている（第一冊九七〜八頁）。因みに「烽火」は、次のような詩である。

登高望烽火 高きに登りて烽火を望む

誰謂塞塵飛 誰か謂ふ塞塵飛ぶと

王城富且樂 王城富み且つ樂し

曷不事光輝 曷ぞ光輝を事とせざる

勿言日已暮 言ふ勿れ日已に暮ると

相見恐行稀 相ひ見るに恐らくは行くもの稀ならん

願君熟念此 願はくば君此を熟念し

秉燭夜中歸 燭を秉つて夜中に帰れ

我歌寧自感 我が歌寧ろ自ら感ず

乃獨淚沾衣乃ち独り涙衣を沾す

韓弁を悼んでの作とするには、些かそぐわないところがあるようにも思われる。

弁の名は、韓愈の詩題に付された後世の注にも、一箇所見られる。今、『全唐詩』から引けば、「送李翱」の注に「翱娶愈兄弁之女、與愈善。楊於陵爲廣州刺史、表翱佐其府（翱は愈の兄弁の女を娶り、愈と善し。楊於陵広州刺史と為り、翱を表して其の府に佐たらしむ）」とある（卷三三九）。（四部叢刊『朱文公校昌黎先生集』卷四では、「翱字習之、隴西人、娶公兄弁之女、

楊於陵爲廣州刺史、表翱佐其府」に作る。）また、「宿曾江口示姪孫湘二首」の注には、「湘、字北渚、老成之子、愈兄弁之孫、此赴潮州作也（湘、字は北渚、老成の子にして、愈の兄弁の孫なり。此れ潮州に赴くの作なり）」とある（卷三四一）。（四部叢刊本卷六では「孫曰、湘、字北渚、老成之子、公兄弁之孫。元和十四年、公赴潮州作」に作る。）後者の注で気になるのは、詩題中の「姪孫湘」が「公の兄弁の孫」となっている点であろう。

姪孫の韓湘は、韓愈の著名な詩「左遷至藍關示姪孫湘」に登場する、韓愈の兄・韓介の子の老成の子。老成は韓愈の長兄・韓会の養子となったため、韓会の孫とされる。しかし、この注では「老成之子、公兄弁之孫」とあり、仮にこれが正しいとすれば、本話の主人公韓弁と韓愈のつながりは、さらに深いものとなる。ただ、「老成」が介の子であることが確かであれば、「公兄弁之孫」の「弁」は「会（會）」、あるいは「介」の魯魚の誤りである可能性が高い。

○「被髮」「被髮流血」

死者が夢枕に立つ話は極めて多いが、注にも触れたように被害された者は、「被髮」あるいは「被髮流血」して現れる。死亡時の無残な有様を示すこの姿は、『太平広記』では次のような例が見られる。

・卷一二七・報応二六「盧叔敏」（出典は唐・盧肇『逸史』
 緱氏尉の鄭楚相の夢枕に、賊に殺害された従兄弟の盧叔敏が
 「被髮、血汚面目」の形相で現れ、逮捕を依頼する。

・卷一二八・報応二七「尼妙寂」（出典は唐・李復言『続幽怪録
 （続玄怪録）』）

女性の仇討ちの物語として著名な「謝小娥傳」の類話。賊に

殺害された父親が妙寂の夢枕に立つ姿は、「被髮裸形、流血滿身」と描写され、同じく殺害された夫も「形狀若父」という姿で夢に現れる。（なお、「謝小娥傳」も『太平広記』巻四九一・雜伝記人に収められているが、こちらには姿の具体的な描写はない。）

・卷一七二・精察二「李景略」（出典は唐・胡璩『譚賓録』）

妻を殺害した張光を李景略が罰すると、光の妻が「被髮血身」の姿で現れ、景略に謝して立ち去る。この場合は夢枕ではなく、白昼に姿が現れたことになっている。

・卷一八〇・夢五・鬼神上「豆盧榮」（出典は唐・戴孚『広異記』）

豆盧榮の妻の夢に「被髮流血」した人物が現れ、袁晁の反乱の危険を告げる。

・卷一八〇・夢五・鬼神上「王諸」（出典は唐・温庭筠『乾驥子』）

王諸の夢枕に、妻の陳氏が「被髮」して現れ、川に突き落とされて死んだことを告げる。

・卷三三〇・鬼一五「華妃」（出典は唐・戴孚『広異記』）

塚を暴かれ陵辱された華妃が、慶王の夢枕に「被髮裸形、悲泣」して現れる。

・卷二六五・妖怪七「王申子」（出典は唐・段成式『酉陽雜俎』）

妖怪が化けた美女と結婚してしまった王申の息子が、母親の夢枕に「被髮」して現れ、食べ尽くされてしまうと訴える。

○鬼からの依頼を叶えてやる話

鬼からの依頼を受け、それを叶えてやる話も多い。早いものとしては六朝志怪に次のような話が見える。

・南朝齊・祖冲之『述異記』（『太平広記』巻二七六・夢一「周氏婢」、『太平御覧』巻三九九・人事部四〇・応夢、巻四七九・人事部二二〇・報恩）

山に薪を取りに入った周氏の下女が疲れて眠ると、夢に一人の女性が現れ、目に刺さったトゲを抜いてくれ頼む。目覚めると棺桶があり、中の髑髏の目に草が生えていたので、これを抜いてやった。すると後に道端で二つの金の指輪を拾った。

『太平広記』鬼部からは次のような話を挙げることができる。

（なお、卷三三〇の「華妃」は、前掲の「被髮」の資料と重複。）

・卷三二七・鬼二「文穎」（出典は晋・干宝『搜神記』）

後漢の文穎は、再度にわたり夢枕に立った鬼の依頼を聞き入

れ、半ば水没していた棺を移し、埋葬してやった。

・卷三二七・鬼二「沈季」(出典は南朝宋・雷次宗『予章記』)

沈季は、鬼に改葬を求められたが所在が分からず、その魂を招いてこれを葬ってやった。

・卷三一七・鬼二「糜竺」(出典は前秦・王嘉『王子年拾遺記』)

三国蜀の糜竺は、赤眉の賊に墓を暴かれた女鬼の頼みを聞き、遺骸を棺に収め直して祀ってやった。後に青衣の童子数人が現れ、間近に火災があることを告げる。予告通りに火災が起こると、青衣の童子数十人が火を消してくれる。

・卷三二八・鬼二三「漕店人」(出典は唐・李玫『異聞録(纂異記)』)

船宿を営む或る男が父母の葬儀を盛大に行った。その一二年後に亡くなった弟が現れ、厚葬の報いで自分が馭馬にされて苦しんでいるから、兄さんに代わって欲しいという。男は驚愕して、紙銭をどっさり焼いてやったが、再び現れた弟は兄さんでないと駄目だといひ、男はすぐに亡くなった。

・卷三二八・鬼一三「張琮」(出典は唐・戴孚『広異記』)

南陽の令の張琮の前に鬼が現れ、戦乱で殺された者であるが、竹が目を貫いて痛くて堪らないので、移葬してほしいと訴える。そこで翌日、棺を掘り起こして城外へ改装してやった。その後、この鬼のお蔭で危難を免れることができた。

・卷三三〇・鬼一五「華妃」(出典は唐・戴孚『広異記』)

墓を暴かれ陵辱された華妃が、慶王の夢枕に被髪裸形で現れ、悲泣して訴える。王は盗掘品を手懸かりに犯人達を捜し出させ、極刑に処した。

・卷三四二・鬼二七「趙叔牙」(出典は宋・張觀『祥異記』、底本注によれば、明鈔本では唐・薛用弱『集異記』)

日照りの歳、徐州散將の趙叔牙が新居に移ると、牀下に埋められていた鬼が現れ、城南の山下に妻の墓があるから、その東に改葬してほしいと頼む。言われた通りに葬ってやると、鬼が感謝し、三日後に雨が降ることを告げる。趙叔牙は長官に申し出て雨乞いをしたが、三日しても雨が降らず杖殺されてしまう。しかし、その晩に大雨が降り、長官は彼を祭って、息子を散騎の職に任命した。

・卷三四七・鬼三二「趙合」(出典は唐・裴鉞『傳奇』)

五原の地に旅した趙合は、異民族に殺害された女鬼の頼みを聞き入れ、遺骨を郷里の奉天に埋葬してやる。鬼は、その礼として仙丹鍊成の奥義書を授けてくれる。また、武將李文悦の霊の依頼も受けたが、これは叶えてやれなかった。

・卷三四九・鬼三四「崔御史」(出典は唐・張誦『宣室志』)

御史の崔某が凶宅に泊まると女鬼が現れ、我々姉妹三人の棺を他に移してくれと頼む。崔が遺骸を寺の空き地に埋葬してや

ると、凶宅の変異は治まった。

・卷三五四・鬼三九「田達誠」（出典は南唐・徐鉉『稽神録』）
商人の田達誠は、鬼に一時の仮寓を頼まれ、これを承知する。後に達誠が旅に出て長らく帰らなかつた際、案ずる家族のために旅先まで様子を見に行ってくれる。

鬼部以外については調査を行っていないが、類話はさらに増加しよう。例えば「飢渴」及び「紙錢」の注に示した「裴齡」（卷二八一・再生七）も、仮死状態で冥府に拘引された裴齡が、出会った死者達の依頼を蘇生後に叶えてやる話で、これに該当する。加えて『太平広記』に収録されていないものとして、唐・段成式の『酉陽雜俎』前集卷八・黥からも一話挙げておく。成式の従兄である邁の従者が拾った骨片の一つに、「逃走奴」の三字の痕があった。その夜、従者の夢に鬼が現れ、恥ずかしから深く埋めてくれ、礼はするからと言う。そこで埋葬してやると、事あるにつけて夢に鬼が現れ、恩返しをしてくれた。財を得て十万近くになったところで亡くなった。

「韓昇」の場合は、鬼の願いを叶えてやったところで話は終わるが、右の例から明らかなように、様々な後日談が加わることが多い。そうした中で、鬼の恩返しへと展開する話は「枯骨

報恩（骨を埋葬してやって鬼から恩返しを受ける）」譚の類型と重なり、日本や韓国あるいはモンゴルなどにも類話が広がっている。詳しくは稲田浩二・小澤俊夫責任編集『日本昔話通観』資料編（同朋舎、一九七七～一九九〇年）、および稲田浩二責任編集『日本昔話通観』研究篇1・2（同朋舎、一九九三、一九九八年）の「枯骨報恩」（話型番号250）の項を参照。また欧米や中東、アフリカ、インド、スリランカなど、広範な地域に似た話が伝わるようで、ハンス・スライエルク・ウター『国際昔話話型カタログ 分類と文献目録』（加藤耕義訳・小澤俊夫日本語版監修、小澤俊夫なし研究所、二〇一六年）には、「恩に報いる死者」（話型番号505）として纏められている。中国に関しては、澤田瑞穂「野ざらし物語」（『修訂鬼趣談義——中国幽鬼の世界』平河出版社、一九九〇年／中公文庫、一九九八年）があり、中国古典に見える類話十篇を「髑髏報恩」として収録する。なおこの論考には、野ざらしの骨を粗末に扱って報復を受ける逆の話群、「髑髏報復」なども紹介されている。

「枯骨報恩」のなかでもよく知られているのは、「韓昇」とは全く趣きを異にした笑い話に変わっているが、古典落語「野ざらし」と、その原話となる明・馮夢龍『笑府』卷八・刺俗部「學様」である。これは、次のような話。

郊外で野ざらしの骨を見つけた男がいた。哀れに思つてこれ

を埋めてやると、その夜、門を叩いて「ヒ」と名乗る者があらわれた。不審に思つて問い返すと何と楊貴妃^ひで、埋骨の礼に訪れたと言ひ、一夜を共にして去る。これを盗み聞きして羨ましく思った隣人、同じように郊外に出かけ、見つけた骨を埋めてやる。夜になると果たして門を叩く音がして、「ヒ」と名乗る。欣喜したのも束の間、現れたのは蜀の將軍張飛^ひ、震えあがった隣人に言う、「君が掩覆ニ感シ、將ニ粗髻ヲ以テ奉獻セン」と。宋代以降については未調査であるが、明・凌濛初『一刻拍案驚奇』卷三〇「瘞遺骸王玉英配夫 償聘金韓秀贖子」と清・吳荊園『挑灯新録』卷二「骨化」の二話を加えておく。前者は、遺骨を埋葬してもらつた貞女がその夜現れて妻となり、男児を生む話で、原話は明・談遷『棗林雜俎』和集・幽冥「王秋英」、馮夢龍評輯『情史』卷一六・情報類「王玉英」など。詳細は、譚正璧編『三言兩拍資料 下』（上海古籍出版社、一九八〇年）、および小川陽一『三言二拍本事論考集成』（新典社、一九八一年）を参照。後者は骨が金に化して恩に報いる話である。

○「韓弁」収録文献

李劍国『唐五代志怪伝奇叙録（増訂本）』（中華書局、二〇一七年）によれば、本話を収録する文献としては、他に左記のものがある。

明・梅鼎祚『才鬼記』卷四

明・張鳳翼『夢占類考』卷二（節録）

（李氏『叙録』が「卷三」とするのは、「卷二」の誤記。）

明・何棟如『夢林玄解』卷六「素食」、卷三二「面目盡血」

（いずれも節録）

明・解縉等『永樂大典』卷一三二一三六「夢友人死」（節引）

また、韓弁の詩は『万首唐人絶句』卷二、『全唐詩』卷八六

五に収められる。

（岡田充博）